

61-24

醫學博士吳秀三著

精神病鑑定例

太皞庵藏梓

明治
42) 12
附錄

精神病鑑定例第三集目次

第二十三例

白癡 顔面歪斜 先達又行者トシ祈禱ヲナシ
衣食ス 放火二回 不論罪

第二十四例

緊張病 重キ遺傳 精神的變質 面頰嫌人拒
絶。街奇同一言語當意即答ト獨語多言放歌トノ
交代被害的考 感情ノ鈍麻 浮浪 強盜犯
窃盜犯 氏名詐稱 前科判明ノ後卒然病症再
發ス 免訴

第二十五例

躁鬱病ノ鬱憂狀態 遺傳 憂苦不安 罪業及
ビ被害ノ妄想 暴動發作中ニ於ケル故殺犯妻
ヲ刺殺ス 自殺企圖 免訴 其後縊死
白癡 自恣頑固不羈 時々ノ興奮及ビ色情亢
進 外出徘徊 被姦淫 脅迫誘惑ニヨル強盜

第二十六例

白癡 自恣頑固不羈 時々ノ興奮及ビ色情亢
進 外出徘徊 被姦淫 脅迫誘惑ニヨル強盜

及ビ窃盜 免訴……………五六頁

第二十七例

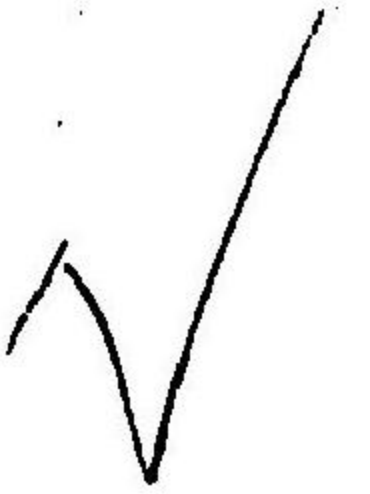
無病 重キ遺傳 生計不如意 家賃値上ニ付
紛争 我所有ノ長屋ニ放火 入監中死亡 事
件消滅……………六二頁

第二十八例

慢性中酒狂トシテノ前醫ノ鑑定書ノ審査 症
名不確ノ精神病 重キ遺傳 幼時夢中遊行
室扶斯後精神變調 酒客? 酒後躁暴時々窃盜
(中酒症狀ノ記載不十分) 色情ノ亢進 有夫ノ
婦ニ色ヲ挑ム 情婦(?)ニ對スル嫉妬 其ヨリ
論争 放火 其自認 精神病者ト存疑スル餘
地アリ 本人免訴……………六七頁

第二十九例

癲癇 重キ遺傳 夜尿 眩暈卒倒ノ發作 發
作後精神朦朧 精神ノ癡呆 怠惰 資産蕩盡
我甥ニ借金ノ保證委託 應諾セザルヨリ怨



第三十例

恨 其家及自家ニ放火 癲癇性性質ニヨル感
動激發ニ因ル犯罪 處刑……………八九頁

一。

三人ノ精神病者共謀ノ破獄……………一〇五頁
躁鬱病ノ發揚狀態 父ハ麻痺性癡呆 幼ヨリ
狡猾 幻覺 誇大及ビ被害ノ念慮 激越シ易
ク 時々暴行 窃盜拐帶恐喝取財拘留官名詐
稱等ノ前科 破獄 免訴……………一一〇頁

一。

早發性癡呆 遺傳 腦水腫 幼時痙攣發作
常同症。顛眉。獨語。強硬。衝奇等ノ症狀 窃盜三犯
ノ他監視違反恐喝取財 破獄ノ同盟 免訴

後ニ精神病院收容……………一二七頁

一。
緊張病 興奮及寛解 病的虛構 竊取癖 竊
盜犯及ビ約束手形偽造行使罪ノ前科 破獄ノ
幫助 後ニ精神病院收容 逃走 犯罪……………一四二頁

第三十一例

恐喝取財犯者精神狀態記錄ノ鑑定 貪婪性變
質症ナリトノ前鑑定 濃厚ナル遺傳 性質偏
僻ニシテ強慾貪婪酷薄 常習性酒客 從前ノ
幻覺ヲ伴フ躁暴症 一室ニ監禁 逃走 準禁
治産宣告 其後モ精神異常 返濟ヲ受ケシ貸
金ノ再強求 起訴 前鑑定ニヨル不論罪 檢
事ノ控訴 控訴棄却

第三十二例

無病 娶妻等ニテ平生父ト不和 舅家寓居
酒後實父斬殺 無意識程度ノ酩酊又ハ精神障
礙ノ認知スベキナシ 鑑定書提出後抗告 棄
却

第三十三例

老耄病 身體上老後退收 動脈硬化腎萎縮
卒中様發作 薄命 貧窮 窃盜 不論罪

精神病鑑定例

第三集

醫學博士 吳 秀 三 著

第三十三例

放火犯被告人橋○安○郎精神狀態鑑定書

明治三十八年十一月三十日浦和地方法裁判所刑事部裁判長判事案○○○ハ余ニ命ズルニ放火犯被告人橋
本安五郎ニ付キ左ノ事項ヲ鑑定スベキコトヲ以テセリ

明治三十八年九月二十六日午前八時頃即チ犯罪當時被告人ハ精神喪失ノ狀況ナリシヤ否ヤ
現時被告人ハ精神ニ異常アリヤ否ヤ

事跡

埼玉縣大里郡男衾村大字今市六十八番地二號地

平民無職

放火犯被告人 橋 ○ 安 ○ 郎

文久三年九月十八日生

明治三十八年九月二十六日午前八時埼玉縣大里郡折原村大字折原十九番地平民農鴻○伊○○方ヨリ出

火シ其住宅ノ軒先麥稈屋根裏ヲ幅一間棟ニ向ヒテ縦一間四尺程燒燬シ殆ンド十分間ニシテ消シ止メタ
リ

同月二十七日午前七時頃同村同大字十七番地平民農山〇七〇郎住宅ノ西裏軒下ニ糶俵及明俵ノ積ミア
ル間ニ石油ヲ注ギタル絹綿ヲ桑葉ニ包ミ之ニ麻ト乾ケル桑皮ノ捻紐二本ヲ附セルニ點火シタルヲ發見
シタリ

以上二件ヨリ嫌疑ヲ被ムリテ此被告人橋〇安〇郎ハ逮捕セラレシガ乙ノ事件ニ就キテハ證據不十分ナ
ルモ甲ノ事件ニ付キテハ被告自カラ白狀ニ及ビタリ

被告ハ元來埼玉縣大里郡本邑村大字本田橋〇勘〇郎(被告ノ兄)ノ家ニ生レ五六年前ニ分家シ爾來現住
地ニアリテ日雇稼又賣藥ヲ業トシ平生信神家ナリシヨリ大杉神社ノ先達ナリトテ本明院ト號シ日露戰
争ニヨリ出征軍人ノ家多キヲ見テ明治三十八年八月頃ヨリ久下村熊谷町武川村本島村七鄉村菅谷村寄
居町折原村等乃至千葉縣下マデ此ノ如キ家ヲ尋テ武運長久ノ祈禱ヲナシタルコト凡ソ五十軒位ニテ一
軒ニ付御札二枚宛置キ「御思召」ノ祈禱料ヲ受ケタルガ近郷ニテ被告人ヲ「安行者」ト呼ビテ祈禱ヲ依頼
スルモノ少ナカラズ折原村ニテモ鴻〇友〇郎ハ十回程加〇な〇ハ七八回鴻〇雄〇ハ二回松〇も〇ハ十
回程被告ヲ請ジテ祈禱シ貰ヒタリ

此ニ被告ハ明治三十八年九月二十日頃ヨリ折原ノ加〇彦〇郎方ニ泊リテ同所ノ諸家ヲ禱リ廻ハリ同二
十五日同所鴻〇友〇郎方ニ至リ祈禱セル際其隣家(鴻〇和〇郎)ニ火難アリシト聞キ之ヲ利用シテ近隣

ノ信仰ヲ興シテ利益ヲ得ンコトヲ思ヒ付キ友〇郎及ビ其隣家(鴻〇伊〇郎)ノ妻(ト〇)ニ向ヒ此近所ニ
猶二三度ノ火難アルベシ信仰セザルベカラズ(調書ニヨレバ鈎籤ト云フヲナセルトキ火難ノ籤ガ上リ
タルニヨルトモアリ證人鴻〇ト〇ハ之ヲ否認ス)ト告グ其日ハ祈禱モ濟ミテ加〇方ニ歸リ泊リ翌二十
六日午前七時頃出征軍人ノ家族數人ヲ伴ヒ折原ノ鎮守白髯神社ニ「御百度」ヲ踏ミ其歸途他ノ者ト別レ
鴻野伊十郎方ノ傍ヲ過ギ昨日ノ我言ヲ思ヒ出デ「伊〇郎妻ニ猶近傍ニ二三回火災アルベシト告グシニ
今ニ火災ナクバ自己ノ豫言ハ虛偽ニ屬シ自分ノ信用ヲ失墜ス」ト考ヘ又「伊〇郎ガ信神嫌ヒデ我言ヲ信
ゼザレバ「一ッ信神氣ヲ出サシ遣ラン」ト思ヒ同家ノ裏ニ廻ハリ居室右(西)側ノ軒下ニ立掛アリシ蠶桑
ニ絹綿ニ種油ヲ付ケシヲ入レテ點火シ遂ニ甲ノ放火事件ヲ構成スルニ至レリ

被告ハ是日伊〇郎方ニ放火シテ逃グ歸リ其日ハ復加〇方ニ泊リ二十七日午前六時出征中ナル加〇喜〇
〇方ニ至リ老媪(ナ〇)ノ臥セルヲ見燈明ヲ點ジ遣ルト稱シ其石油ヲ用意ノ絹綿屑ニ注ギ桑葉ニテ之ヲ
裹ミ鴻〇友〇郎東隣家山〇七〇郎方ノ裏(西側)ノ積俵中ニ插ミ點火セシガ出火ニ至ラズ此ニ乙ノ放火
事件ノ嫌疑ヲ招クニ至レリ

其翌日即チ九月二十八日被告ハ鴻〇伊〇郎方ニ招カレテ火災避ノ祈禱ヲナシソレヨリ武川村熊谷町玉
井村平塚等ヲ巡歴シテ十月七日ニ又折原村ニ來リ十月十七日遂ニ放火犯被告人トシテ逮捕セラレタ
リ
而シテ九月二十四日ノ鴻〇和〇郎方失火及ビ同月三十日鴻〇伊〇郎方失火モ共ニ亦被告ノ所爲ニ出ツ

ルモノト疑ハルルニ及ベリ

病症

遺傳歴ヲ尋ヌルニ被告ノ父ハ酒客ニアラズ若キ時ハ癩癧持ナリキ明治十年頃七十四歳ニテ老衰シ死亡セリ其兄ハ胃病ニテ同ク七十餘歳ニテ死ス母ハ明治八年頃五十二歳ノ時顔面下肢等ニ水腫ヲ發シ死ス其妹二人五十歳以上ニテ死ス其病症明ラカナラズ内祖父ハ六十歳以上ニテ死シ内祖母ハ死セル時ノ病症モ年齢モ詳ナラズ外祖父ハ六十歳頃流行性熱病ニテ死ス外祖母ハ五十歳産後ニテ死ス被告ノ兄一人二十一歳ニシテ上衝ノ病ニテ死セリ(醫者ハ腦病ト云ヘリ)兄一人五十九歳ニテ健存ス姉ナルモノ一人九歳ノ時痘瘡ニテ死ス

既往歴 被告ハ幼少ヨリ時々臥牀スルコトアルモ著キ疾病ニ罹リタルコトナシ被告自身ノ言ニヨレバ七八歳ノトキ(或ハ十二歳ノトキトス)柿ノ樹ニ登リタルヨリ墜テ頭ヲ打テ爾來頭痛ニ惱ムコト屢アリ曾テ癩癧モ癩癧モアリシコトナシ寄居警察ニ拘留中一度倒レテ夢中ニナリシ事アリト言フモ被告本人ノ言ニシテ之ヲ問ヒ質スモ不明瞭ナリ又自カラ言フ所ニヨレバ毎年七月頃頭痛ヲ發シ人ヲ嫌ヒ人ト話スモ五月蠅ク其時ニハ自分デ帶ヲシメラレナクナルト云フ學校ニハ入ラズ八歳ヨリ十歳頃ハ手習ヲ仕込マレントセシモ覺エラレズ終ニ自分ノ姓名ヲ書キ得ル位ナリ二十歳マデハ生家(兄方)ニ寄食ス酒ヲ嗜マズ煙草ヲ吸ハズ平生ハ智力薄弱ナルニ關ラズ自信アリ自負アリ而モ舉措穩和ナル好人物ナルモ時トシテ物ニ激シ癩癧ヲ起スコトアリ兄ハ二度迄之ニ妻ヲ世話セシモ何レモ離縁セリ十年前茂手

木トシト通ジ其女ノ妊娠セルヨリ之ヲ妻トシテ迎ヘ四十日モ同居シ一男子ヲ得シガ産業ヲナス能ハズ別ニ食物モ當テガワザリシカバ彼女ハ遂ニ去レリ其後又某姓シテ結婚シ三年間同棲セルガ一昨年暮ニ離婚セリ

被告ガ二十歳以前村内ノ致念寺ト云ヘル寺ニ一人ノ行者アリテ越後ノ者ナリシガ常ニ灌水ノ行ヲナセシヨリ被告モ行通ヒテ信神ノ念ヲ發シ十八歳頃ヨリ(?)成田不動尊ヲ信仰シ其後又大杉神社ヲ信仰シ二十歳頃迄冬夏ノ區別ナク夜中水ヲ浴ビ時ニ彼行者ニ連ラレテ所々病人アル家ナドヲ廻ハリ祈禱修行ヲ爲セリ二十歳ノ八月頃獨立ニテ信仰ヲ以テ渡世スルト云ヒ或時島ヨリ歸リ心地惡シトテ休ミシ後致念寺ニ至ルト云ヒ無一物ニテ立出シ儘行衛ヲ失ヒ一年半モ過ギテ下總國香取郡上人堂横山村某ヨリ兄勘○郎方ヘ書面來リテ被告ノ送籍ヲ望メリ其後又一年半ニシテ被告ハふらり歸來シ彼上人堂ニアリテ富士講ノ先達某ニ誑サレ其本尊ヲ佐原宿ニ擔ギ出シタル爲メニ寺ヲ放逐サレタレバ歸リ來レリト云ヘリ

其後ハ賣藥ヲ業トシ或ハ薪ヲ賣リ又ハ鶏ヲ飼ヒ又ハ信神ニヨリ衣食セシガ其營業トシテ幾分カ賣藥ヲ仕入レ行クモ碌々賣レズシテ其藥費ノ半ハ兄ガ支出シ税金モ大分ハ兄ガ納メ三十八年春ナドモ男衾村ノ役場ニテ税金ノ一部ヲ立替タリト云フ三年程前ニモ兄ガ家ヲ建テテ與ヘシモ永ク其家ニ住ハズシテ何處ヘカ立去リ兄モ困却セシコトアリ被告ノ言ニヨルモ近頃ハ兄ノ宅ヘモ「たま」ニ行クノミナリト云ヒ兄ノ言ニヨレバ昨年二月三日「兄宅を出でし切り一度も來らず」ト云フ

現在症狀如何ヲ案ズルニ

身體的ニ於テ先ツ頭顱ノ形狀ニ異常ヲ認メズ眼耳ノ形狀モ略尋常ナリ瞳孔ハ左右均、中等大ニシテ光線竝ニ調節ニ對シヨク反應ス

鼻ハ歪斜シ鼻端中線ヨリ右ニアリ口位モ亦傾斜シ右口角ハ左口角ヨリモ高シ口内ニ於テ左上ノ第二第三四臼齒脱落ス

心臟肺臟共ニ打診上ニモ聽診上ニモ異常ナシ肝臟、脾臟、腸胃管ノ關係モ尋常ナリ

右側肘關節右側手關節右諸指(拇指ヲ除ク)ノ第一及第二關節等ハ自動竝ニ他動的運動ニ患者ヲシテかなりノ疼痛ヲ覺エシム(患者ノ言ニヨレバ是レ四五年來ナリ)之ガ爲メニヤアラン帶ヲ解クニ當リ子供ノ如ク自身ノ縱軸周圍ニ廻轉ス右側ハ前膊ノ諸筋ハ壓ニ對シ痛ヲ發ス左下腿ノ外側及左足背ノ外周ヨリ趾前ノ一帶ニ延キテしびレアリ此部ニハ十年來痛覺及觸覺ノ減殺アリ上肢ニ於テハ兩前膊ノ伸側下三分ノ一及兩手背、下肢ニ於テハ兩膝ノ稍上ヨリ以下ノ伸側及兩足背ニ於テちあのーせ及ビ厥冷アリ

胸間背上竝ニ四肢ノ筋肉ノ機械的興奮性一般ニ亢進ス

精神症狀ヲ檢スルニ被告ハ之ニ對スレバ眞面目ニシテ場所柄ナドニ臆面ナク話シ掛クルトキハ常ニ愉快ナル面相ヲシテ無遠慮ニ種々ノコトヲ話シ誰人ニ對シテモ友人カ家族ニ對スルト區別ナキ應接振アリ而シテ言語ト舉動モ粗躁ニシテ穩厚ナラズ六七歳ノ小兒ノ如ク帶ヲ締ルガ如キモ帶ノ長サニ身ヲ廻

ハシテ之ヲ締ム被告ハ自カラ年齢ノ四十三歳ナルコトヲ知ルモ其干支ヲ辨ヘズ生レシ月ヲ知ラズ住所ニ就キテモ男衾村今市六十番地ナリト告グルモ之ヲ郡村字ト次第順ヲ揃ヘテ判然ト答フルコト困難ナリ兄ノ年齢ヲ知ラズ兄ト己ノ年齢ノ差ヲ知ラズ兄ノ妻及子ノ名ヲ辨ヘルモ其年齢又ハ嫁入先ナドヲ知ラズ

記憶力計算力ハ事缺ケナガラモかなりニ存ス生年月ハ「分ラヌ」亥年ナリ住所ハ之ヲ知ル入監ノ日ナドヲ記憶シ入監以後ノ日數ヲ略數スルヲ得月日ノ指南略アリ月次ハヨク之ヲ知リ日ヲ數フルニハ記念アル日ヨリ指ヲ折リテ數フ毎月ノ日數幾何ヲ知ラズ何ノ月ニ三十一日アルカ知ラズ一年ハ三百六十五日ナルヲ知ル又一日ノ内ノ時刻ヲ精知セズ一日何時間アルヲ知ラズ

法廷ノ何ノ所ナルヤ辨ヘズ何ノ爲メニ法廷ニ來リシヤ知ラズ只彼人(警官ヲ指ス)ノ指圖ニヨリ何トモ知ラズ來レリト云フ而シテ警官ハ何人何業ナルヤ辨ヘズ父ノ事ヲ問ヘバ「私が小さい時になくなつてよく知らない」ト云フ兄ノ事ヲ問ヘバ「兄がつかあひを貰ひ其乳を貰ひ育つたから兄をヲトツアント呼ブ兄ノ名ハ『勘〇郎』其年ハイクツカ知ラズ之ヲ問ヘバ「此馬鹿野郎めどーするト云ヒ話さぬからぬ」ト云フ

問 銅貨二錢一個一錢一個五厘一個銀貨二十錢十錢各一個合セテ

答 「三十九錢」

問 「はかき一枚一錢五厘たから十枚」

答『十五錢』

問『五錢ノ物ヲ五十賣ルトキハ何圓ナリヤ』

答『十デ五十錢ダカラ二十デ一圓ナリ』四十デ二圓ダカラ五十デ二圓五十錢ナリ』

之ニ由リテ是ヲ觀ルニ被告ハ著シキ遺傳アル系統ノ者ニアラズ幼時ヨリモ病ナドニ罹リタルコトナシ
唯其自身ノ言ニヨレバ幼時樹ヨリ墜テ頭ヲ打テテヨリ年々頭痛アリテ氣分閉グト云フノミ只顔面（口
角）ニ左右ノ傾斜アルノミ然レドモ其精神状態ハ何時頃トテ特ニ目立チシコトモナク其兄ガ『穏和な
るも多少不足なり馬鹿といふ程でもなし』ト云ヘル如ク魯鈍ノ方ニシテ四十歳ニ至ルマデ獨立シテ業
ヲ成ス能ハズ私通セシ婦人トモ長ク同居スル能ハズ妻トマデナリ子ヲ儲ケシ後ニ離縁ヲ請求セラルガ
如クニシテ其魯鈍ノ狀況ハ大凡近傍ノ人ニモ知レ渡リシモノノ如ク被告自身ノ言ニヨレバ『毎年七月
頃頭痛するときは自から帯も締められなくなり往來の人なんか帯ひろ裸だと云つて入つて来て締め
て呉れる』ト云フ以テ如何ニ近所ノ人々ガ被告ヲ世話シツツアルカ一斑ヲ窺フベシ目下予ノ診斷スル
所ニヨルモ被告ノ精神ノ發達ハ不完全ニシテ抽象的觀念ハ殆ンド全ク缺亡シ具象的觀念モ亦著ク匱乏
シ自己ノ生年月住所家族ノコトサヘモ明確ニ承知セザルガ如キ白癡中中等度ニ屬スベキ程度ノ者タリ
抑白癡トハ生來ノ癡呆ヲ指スモノナルガ被告ガ幼時（八歳乃至十歳頃）教育ヲ受クルハ不能ナリシコ
トナドモ其生來ナルコトヲ標示スルモノナリ

モノナレバ被告人ガ性質穩和ナル好人物ナルヨリ視レバ即チ懦弱性白癡ニ屬シ敢テ甚シキ興奮ニ陥キ
ルコトハ稀ナルモノト信ズ而シテ此病狀ハ永久性ニシテ間歇ナキモノトス而シテ被告ガ諸方ヲ徘徊
シテ祈禱ニヨリテ衣食セシト云フハ必ズシモ被告ノ智力ノ劣等ナルコトヲ否定セズ彼ハ只一定ノ經語
ヲ呪詛スルニ止マリ其他何等ノ儀ヲナサザルモ田舎間ノ質朴ナル只習慣上又迷信上ヨリ祈禱ヲ被告ニ
托シタルニヨルモノノ如シ現ニ之ヲ被告自カラニ質スモ『只不動尊のうまくさんだらばの語を祈りな
がら百遍云ふばかりだ』ト云フ而シテ明治三十八年九月二十六日被告ガ放火シタル當時ニ於テモ其放
火ノ意志ハ果シテ如何ニシテ起リタルヤト云フニ被告ハ其頃其住居地今市近傍ニテ所々ニ祈禱ノ爲ニ
招請セラレタル間鴻野方ニテ祈禱中隣家ノ火災ヲ聞キ近所ニ猶二三回ノ火難アルナラント云ヒシカ其
火難ナキヨリカクテハ自分ノ信用ニ關スルト考ヘ遂ニ放火スルニ至リタルモノナルハ調査ノ上ニテ明
瞭ナルガ是レヲ被告ガ前後不變ナル精神狀況ヨリ推斷スルトキハ被告ガ此犯罪ニ至リタルハ其行爲ヲ
遂ゲントスル際思考力知識ノ不十分ナルガ爲メ常人ノ如ク反對觀念ノ起リテ之ヲ控制スル爲メ又其所
爲ノ結果又ハ之ニ甚ク影響ニ關シテ明瞭ナル判斷推考ヲ缺キタルガ爲メニ偏狹ナル一時ノ感情慾望ニ
驅カレテ遂ニ此舉作ニ出デタルモノニシテ是レ此ノ如キコトハ白癡ナル患者ニ於テハ屢見ル所ノ徵候
ナリトス而シテ被告ガ智力薄弱ノ程度ハ前ニモ述ベシ如ク凡ソ尋常兒童七八歳ノ者ト相匹敵スル位ノ
モノナルベシ之ニ由リテ予ハ信ズ被告ハ犯罪ノ當時知覺精神ノ喪失ニヨリテ是非ヲ辨別スル能ハザリ
シ状態ニアリタルモノナリ

鑑定

以上ノ解説ニヨリテ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

- 一 明治三十八年九月二十六日午前八時頃即チ犯罪當時被告人ハ精神喪失ノ狀況ニアリタリ
- 一 現時被告人ハ精神ニ異常アリ

此鑑定ハ明治三十八年十一月三十日ニ著手シ同三十九年三月二日終ル百二十二日間トス

明治三十九年三月二日

東京市本郷區西片町十番地

東京帝國大學醫科大學教授

醫學博士 吳

秀

三

右被告ハ犯罪當時精神喪失ノ狀況ニヨリ是非ヲ辨別セズシテ犯罪シタルモノナルコトハ鑑定書ニヨリ明カニ認め得ラルルヲ以テ被告ノ所爲ハ刑法第七十八條刑事訴訟法第二百二十四條ニヨリ明治三十九年三月七日無罪判決ヲ受ケタリ。

第二十四例 土〇信〇郎精神狀況鑑定書

明治三十八年五月四日東京地方裁判所豫審判事潮〇〇太郎ハ土屋信一郎ノ竊盜被告事件ニ付余等ニ

- 一 土屋信一郎ハ明治三十八年三月二十三日夜本所區柳島〇〇町〇番地伊〇小〇郎方ヘ忍ビ入り竊盜ヲナシタル當時知覺精神ヲ喪失シ居リタルヤ否ヤ

- 二 若シ前項竊盜ノ當時知覺精神ノ喪失シタルモノトスレバ同人ハ明治三十六年四月八日夜千葉縣印旛郡酒々井村作〇寅〇方ヘ押入り強盜ヲナシタル當時ヨリ引キ續キ知覺精神ヲ喪失シ居リタルモノナルヤ否ヤ

ノ事項ヲ以テコレガ鑑定ヲナスベキ事ヲ命ゼリ

〇〇縣〇〇郡〇〇村〇〇五百四十番地平民

被告 土 〇 信 〇 郎

三十六歳

第一 犯罪ノ事實

- 一 明治三十六年四月八日犯罪

罪名、持兇器強盜

被告ハ明治三十六年四月八日午後六時頃點燈後少時ニシテ風呂敷ニテ覆面ヲナシ長サ二尺八寸許ノ

杉ノ木片ヲ帶シ千葉縣印旛郡酒々井町酒々井〇〇〇〇番地平民農作〇寅〇方ノ表出入口ノ兩戸ノ
 締ナキヲ押開キ寅〇ノ妻あ〇ノ一人ナルヲ襲ヒ『あましめた』ト呼ビあ〇ノ恐レ逃レントスル襟元ヲ掴
 ミ『騒ぐと殺すぞ金を出せ』ト脅迫シ燈火ヲ消シテ火ヲ點サシメズあ〇ヲシテ戸棚ノ小箱ヨリ拾銀
 貨三個白銅貨二個合計四十錢ヲ出サシメ之ヲ強奪シ隙ヲ見テあ〇ノ逃ゲ出シタル後被告ハ其住メル佐
 倉ノ方ヘ向ヒテ逃走シタリシガ翌四月九日其居宅ニ於テ臥蓐中午後一時頃逮捕ニ就ケリ
 是ヨリ先キ被告ハ明治三十六年一月十五日ヨリ川〇よ〇方ニ監視中ニシテ何事モナスコトナクシテ徒
 ラニ其日其日ヲバ送リシガ犯罪ノ當日ハ午前九時頃兎ヲ買ヒ出シニ行クトテ回家ヲ出デ午前十一時頃
 酒々井町飲食店小〇與〇郎方ニ於テこぶニ三杯ノ酒ヲ飲ミ東京ノ花川戸近在ノ者ナリト稱シ居タリ
 又同日午後六時半頃ヨリ同七時迄ノ間同町飲食店相〇友〇郎方ニテこぶニ二杯ノ酒ヲ傾ケシトキハ
 時事新報ノ種取リナリナド僞稱シ酒々井方面ニ行ケリ
 逮捕後訊問ノ際被告ハ明治三十五年九月贓物故買犯トシテ重禁錮四ヶ月ノ刑ニ處セラレタル前科アル
 事ヲ陳述セルモ該犯罪ニ關シテハ言ヲ構ヘテ實ヲ告ゲズ且ツ被告ハ入監中相知トナリシ者ニ對シ被告
 ノ爲ニ犯罪ヲ背負ヒテ虚偽ノ陳述ヲナスヲ依頼シタル事アリ又他ノ同檻者ニシテ將ニ出檻セントスル
 一人ニ對シ被告ノ家ニ行キテ其母ニ被告ガ犯罪當日、家ニ歸リタル時間ニ就キ虚偽ノ申立ヲナス様依
 頼シタル事アリト稱スルモ皆訊問ニ對シテ決シテ其詳細ト實際トヲ告ゲズ
 明治三十六年五月十六日持兇器強盜被告事件ニ就キ千葉地方裁判所ニ於ケル豫審決定シテ重罪公判ニ

移サレ尋テ同年十月二十一日被告ハ輕懲役七年ニ處スルノ宣告ヲ受ケシガ同月二十六日裁判言渡全
 部不服ノ控訴申立ヲナシタリ然ルニ被告ハ同年十二月頃ヨリ精神ニ異常ヲ呈シ東京監獄醫ノ診斷ニヨ
 リ精神病ト認定サレ明治三十七年十一月六日終ニ責付トナレリ(以上調書)

罪名、窃盜

二 明治三十八年三月二十三日犯罪

被告ハ明治三十八年三月二十三日午前三時頃本所區柳島〇〇町〇番地士族藥劑師伊〇小〇郎方北方竹
 垣ヲ乘リ越エ同庭ニ入り板塀ヨリ二階ノ庇ニ乘リ同所ノ兩戸ヲ外シ下坐敷ニ下リ支度箆筒ヨリ衣類雜
 品二十五點價九十六圓八十錢外金壹圓五十錢ヲ竊取シ下座敷ノ兩戸ヲ開キ逃走シタリ被告ハ翌二十四
 日午後十時其知人ト共ニ本所區吉田町上田八十吉方ニテ酒食ヲナシ一圓九十錢ノ支拂ヲナス能ハズ上
 田方ノ訴ニヨリ巡查出張セルニ被告ハ之ニ對シテ暴言ヲ吐キ暴行ヲナシ同店ノ瀬戸物ヲ破壊シ二階ヨ
 リ飛ビ下リ逃走セントセルモ捕ヘラレテ拘留サル然ルニ被告ハ逃走ノ際腰部ニ打撲傷ヲ負ヒ歩行スル
 能ハズト稱スト雖モ其傷ハ此ノ如キ程ノ傷ニアラズシテ被告ハ他ノ犯罪ヲ隱蔽センガタメ疼痛ヲ裝ヒ
 居タルモノノ如シ

拘留ノ當時被告ハ原籍住所姓名ヲ僞リ北豐島郡王子町平民電車鐵道雇小林春雄三十一歳ト稱シ非常ニ
 強情ニシテ訊問ニ對シテ容易ニ實ヲ吐カズ四月四日ニ至リテ漸ク其盜品ナル衣類雜品ノ大部ヲ本所區
 大平町法恩寺ノ椽下ニ隠シ置キタルコトヲ申立タリ又同日再ビ原籍ヲ僞リ茨城縣新治郡土浦立田町平

民住所不明無職小林春雄ト稱シ又四月六日ノ訊問ニ對シテハ士族小林春吉二十七歳ト稱シ伊〇小〇郎方へ忍ビ入り衣類雜品ヲ窃取シタルニ相違ナキモ金錢ヲ取リシコトナシト答へ又訊問調書ニ署名スルコト能ハザリシ

四月六日東京監獄ニ入監シ四月十二日檢事ノ前ニ其偽名ナルコトヲ看破サレ終ニ其無住所無職業ニシテ土屋信一郎ナルモノナルコトヲ明白セリ(以上調書ニヨル)

第二 既往症

一 遺傳歴

父方祖父六十七歳中風ニテ死シ同祖母六十五歳癩ニテ死セリ
母方祖父大酒家ニシテ六十七歳熱性病ニ罹リ譫妄状態ヲ呈シテ死ス同祖母五十五歳高處ヨリ落チテ後死ス

父ハ四十二歳ニシテ明治九年六月霍亂ノ後川ニ浴セントセル時誤リテ溺死ス其兄一人アリト雖モ不明ナリ母(川〇よ〇)ハ信一郎妊娠時ヨリ血ノ道ニ罹リ春秋ノ期ニ至レバ欠伸頻リニ出デテ物ニ厭キ易ク意志久キニ堪エズシテ業務ヲ採ル能ハズ頭上ニ衝逆シテ腰部以下厥冷シ足部ノ如キハ暑中ト雖モ尙冷却スルヲアリ又弱視或ハ歩行踉蹌等ノ症狀アルコトアリ現在五十九歳ナリ母ノ兄一人五十二歳胃病ニテ死シ姉一人三十三歳産後浮腫ヲ呈シテ死シ妹一人アリテ二十五歳精神病ニ罹リ健忘症トナリテ死ス(以上川〇よ〇ノ言)

兄弟ニ關シテハ弟川〇房〇郎ナルモノ健存セリ

二 被告人ノ既往歴

生年月不詳三十六歳

胎生期ニ於テ被告人ノ母血ノ道ニ罹レリ
出産時不明

小兒期ニ於テハ其發育状態及ビ罹病ノ有無不明ナリ十四五歳ノ時熱性病ニ罹リ逆上シテ亂暴シタルコトアリ(譫妄?)三十日許ニシテ治ス又二十歳ノ頃脚氣ニ罹リタルコトアリ微毒淋病等花柳病ノ既往症不明ナリト雖モ本人ノ現症ニ於テ左鼠蹊部ニ切開ノ癩痕ノ如キモノアルヲ見ル、(以上川〇よ〇及ビ川〇房〇郎ノ言ニヨル)其他東京監獄醫久地井康直ノ診斷書ニヨレバ被告人性來健全ナリシガ明治三十四年十一月頃大酒ノタメ卒倒シ爾後發作性重聽、眩暈、其他起立不能、腰部及ビ背部ノ壓迫性疼痛、帶狀感覺、視力減弱等ノ症アリシト雖モ明瞭ナラズトイヘリ
教育及學事ノコトニ關シテハ不明ナリ

其精神狀況ヲ考フルニ被告ハ少年時ヨリ疇強ク菓子ナドヲ請求スル時之ヲ與ヘザレバ甚ク怒リ大道ニ横ハリ顛轉シテ怒號スルコトアリ其他總テ自己ノ意ニ滿タサルコトアル時ハ或ハ臥褥ニ入り又ハ暴行スルコト多カリキ又幼時ヨリ衣服ノ袖ヲ食ヒ破ル奇癖アリ長ジテ後モ常ニ母ノ言ヲ用ヒズ時々忿リテ衣服ヲ破ルコトアリ

生來酒ヲ好ミ大酒醉狂スルコト多ク其母神ニ祈リテ禁酒セシメントセルコト二三回ニ及ベルモ日本酒ヲ絶タバ其間洋酒ヲ飲メリトイフ、酒量ハ五合許ニシテ母ノ家ニ在ル時ハ之ヲ禁ゼリ、斯ク生來自恣ニシテ忿怒シ易ク暴行スルコトアリト雖モ平常ハ農事ヲナシ又小商人ヲナセルコトモアリ

其生活ノ状態ハ十五六歳ヨリ所々ヲ徘徊シ一年ノ中家ニアルハ僅ニ二三ヶ月間ナリ長シテ後地所家屋等ヲモ全ク蕩盡シ終ニ浮浪者トナリテ東京、上總、安房等ヲ徘徊遍歴セルガ其間ニモ時々其實弟川島房次郎ノ家ニ來リテ不法ノ請求ヲナシ之ニ應ゼザル時ハ暴行ヲナシ器物ヲ破壊スルコトアリ、今ヨリ八九年前自ラ下總國香取郡小見川ノ某家ニ養子トナリなつト稱スルモノト結婚シ東京ニ來リテ同居セルコト四五年間ニシテ後離別セリ、子ナシ

明治三十六年一月頃迄ハ東京ニアリテ古物商ヲ營ミ同年一月十五日ヨリ犯罪ノ日迄ハ川島房次郎ノ家ニ同居セリ

三 現在病ノ既往歴

被告ハ明治三十六年四月八日ノ犯罪後十月二十一日ノ宣告ニ對シ十月二十六日裁判言渡不服ノ旨ニテ控訴ヲナシ東京監獄ニ移リシガ其後發病ノ月日ハ不明ナルモ明治三十六年十二月五日病監ニ收容セラレシガ其頃被告ハ身體症狀ヲ兼有セル精神病ニ罹リ居タルハ監獄醫ノ診斷書ニヨリテ明ラカナリ明治三十七年三月二十二日東京監獄醫伊藤壽及ビ同年五月十四日同監獄醫久地井康直ノ診斷書ニ據ルトキ

ハ其前ヨリ食思缺損シ身體ノ衰弱甚ク起居自由ナラズ便通失禁構音障礙下肢ノ痿弱麻痺瘡瘡等アリ精神的ニハ叡智道義作能ノ弛廢意識ノ深障礙アリ依テ精神病ニ罹レルモノト診斷セシモノナリ明治三十七年七月十五日同監獄醫ノ診斷ニヨルトキハ病症増悪喫食スルコト稀ニシテ身體ノ衰弱甚ク便通ヲ放縱シ服藥ヲナサズトアリ

明治三十六年十二月二十四日被告ハ法廷ニ於テ訊問ヲ受ケシガ只「知らぬ」ト云フノミニシテ何事モ答フルコトナシ

明治三十七年一月十四日被告ハ又々法廷ニ於テ訊問ヲ受ケシ時其氏名年齢等ノ問ニ對シ「何でも判つて居ますよ」ト反復スルノミニシテ正答ヲナサズ其時ノ應答ノ一二ヲ擧グレバ左ノ如クナリキ

問 「何故に監獄に入つて居るか」

答 「何もしませんよ母が酒を飲むなど云たのに飲んだものんですから悪かつたんですよ」

問 「どして鉢巻をして居るか」

答 「耳の處ががんぐ痛くて仕方がないからですよ今は何ともありませんよ」

カクテ明治三十七年十一月六日被告ハ終ニ川○阡○方へ責付トナレリ責付ノ後被告ハ川○よ○方ニアリテ其當時ハ身體ヲ動かサズ事出來ズ又少シモ言語ヲ發セズ眼球ハツリ上レリ、常ニ臥褥シ初メハ更ニ食事ヲナサズ後只豆腐ト菜ヲ食スルノミニシテ飯ヲ食セズ然レドモ後次第ニ食事ヲナスニ至リ恰モ眼

ノ見ヘザルモノ、如ク手搜リニテ物ヲ食セリ食事ハ總テ不規則ニシテ時トシテハ五六椀モ食シ時トシテハ三四日モ食セザルコトアリ時々『胸が苦く頭痛がする』ト訴フルコトアリ身體寒冷ノ感覺ナク寒中ニテモ裸體ノマ、ナル事アリ時々戸障子ヲ叩キ鳴ラシ又時々サモ悔ヤシキガ如ク泣ク事アリ又器物ヲ破壊スルコトアリ身體ハ甚ク衰弱シテ四肢ハ瘦削シ顔面ハ浮腫狀ヲ呈セリ
 然ルニ其後身體次第ニ恢復シテ明治三十八年二月初頃ヨリ杖ニヨリ近邊ヲ散步スルコトヲ得ルニ至リ此當時モ意ニ滿タザルコトアル時ハ時々忿怒シ茶碗等ヲ投ゲ出シ亂暴スルコトアリタリ
 同年三月十日母ノ金七圓ヲ盜ミテ逃走シテ行衛不明トナレリ(以上川○よ○及ビ川○房○郎ノ言ニヨル)

明治三十八年三月二十四日前記ノ如ク窃盜ヲナシ逮捕セラレテ後數回ノ訊問ニ對シ初ハ疑名ヲナシ強情ニシテ容易ニ事實ヲ告白セズ同年四月六日東京監獄ニ入監セル際ハ看守ノ問ニ對シ『泥棒した』警察官に打たれて歩行が出来ぬ』ナド簡單ナル答ハナセドモ其他ハ只『アー』トイフノミ横臥シタルマ、ニシテ歩行スルコト能ハズ食事ハ檻内ニテ不足ナルヲ愬ヘ『警察署では二人前呉れたから此處でも二人前呉れよ』ナド請求シ又便所ニハ匍匐シテ行ケリ
 同年四月十二日檢事ノ前ニ於テ其偽名セルコトヲ看破サレ終ニ其本名ヲ告グルニ至リタルモ犯罪事實ニ就テハ恰モ精神錯亂セルモノ、如ク毫モ合理ノ申立ヲナサズ又醫師ノ命ニ從ハズ診察ヲ拒ム
 同年四月十七日被告ハ他人ニ背負ハレテ法庭ニ出デ法庭内ニ横臥シタルマ、昏睡ノ狀ヲナシ『うん

うん』ト苦悶ノ聲ヲ發スルノミナリ然レドモ判事ノ發問スル時ハ其苦悶ノ聲ヲ止メテ發問ヲ聽取スルガ如ク見ヘ又横臥ノマ、幾分カ前方ニ匍匐シ出デ全然身體ノ運動ヲナシ得ザルモノニモアラザルガ如ク見ヘタリ斯クシテ發問ニ對シテハ總テ一言ダモ答フル所ナカリキ(以上調書)
 此間被告ノ明治三十八年四月六日以後ノ在監中ノ状態ニ就キテハ同監獄醫ノ言ニ依ルニ入監以來初ヨリ常ニ下ニ記載スル現症ト大同小異ナル精神身體ノ狀況ニテ多クハ腹臥ノ位置ヲ取テ時々『うーうー』ト呻ク其他ニハ『まゝ』『巡查』『叩き殺す』等ノ單語ヲロニスル外言語應對ナシトイビ又同監獄醫ノ言ニ據レバ明治三十六年東京監獄在監中モ其狀況ハ大體ニ於テ殆ンド今回ト同様ナリシトイフ
 第三、現在症及ビ經過

明治三十八年七月二十五日東京監獄診察所ニ於テ初診、同八月二十四日東京府巢鴨病院ニ收容シ其經過ヲ觀察シテ今日ニ至ル

體格中等榮養不良全身皮膚蒼褐色ニシテ皮下脂肪ニ乏シク筋肉ノ發育不良ニシテ四肢ノ筋肉一般ニ瘦削シ顔面汚穢色ニシテあのーせ(帶紫紅色)ヲ呈シ四肢モあのーせヲ呈シテ厥冷シ末梢ニ至ルニ從ヒテ其程度ヲ加フ

頭形ヲ計ルニ(センチメートルヲ以テ算ス)

- 周圍 五四・〇
- 耳前頭圍 二七・〇
- 耳後頭圍 二二・〇
- 耳顛頂圍 二四・〇

耳下顎圍	二五・〇	前後徑	一七・〇
左右徑	一六・〇	鼻根後頭圍	三五・五
耳孔徑	一四・〇	前頭骨軟骨突起徑	一二・〇
耳孔鼻棘徑	一一・〇	耳高	一二・七

縱横徑平數九四ニシテ高度ノ短頸ニ屬ス
 頭骨ハ其形不正ニシテ後頭骨右側著シク扁平トナリ左方顛頂及ビ額部ハ右方ニ比シテ著シク發育シ
 右額部ハ左方ニ比シテ著シク豐隆セリ
 齒ハ下顎左右共ニ第二第三臼齒脱落セリ
 被告ハ多クハ能働的俯臥ノ位置ヲ取り全身殊ニ頸部及四肢ノ筋肉緊張シ頭首ハ少シク前方ニ曲ゲ上下
 肢ハ之ヲ輕度ニ屈曲シ共ニ被働的抵抗アレドモ特ニ上肢ニ甚シ
 顔面ノ筋肉モ緊張シ固ク口ヲ閉ヂテ交牙シ口角ハ搐搦狀ニ後下方ニ牽制シ且ツ少シク左方ニ喎斜セリ
 眼球ハ強ク上竄シ角膜ハ殆ンド全ク上眼瞼ノ内ニ隠ル、眼球結膜ハ稍充血シ瞳孔ハ之ヲ檢スルコト能
 ハズ
 姿勢ハ常ニ緊張性同一姿勢ヲナシ俯臥ノ位置ニアリテ四肢ヲ屈折シ仰臥スルコト殆ントナク
 顔貌ハ稍假面狀ニシテ顔面筋肉強直狀トナリ皮膚ニ皺襞乏クシテ感情ノ表出ニ乏シク常ニ頼眉アリ若
 シ笑聲ヲ發スルコトアルモ『作り笑ひ』ユシテ微妙ナル自然的ノ表情ヲ缺キ口ニ喜怒ノ言ヲ發スルコト

アルモ感情ノ表出之ニ伴ハズ頻リニ交牙シ又咀嚼運動ヲナシ又時々呻聲ヲ發シ一見恰モ苦悶ノ狀ヲ呈
 セリ
 自覺的症狀トシテ時々『頭痛がする』『眼がぐるぐるまわる』『背中が痛い』ナド訴フルコトアリ
 歩行起立スルコト能ハズ他ヨリ扶ケテ之ヲ起タシメントスルモ決シテ起タントセズ只時々匍匐シテ室
 ノ口ヲ出ヅルコトアルノミ四肢ノ筋肉ハ其爲ニ一般ニ瘦削セリ
 膝蓋腱反射ハ著シク活潑ニシテ足蹠反射減退シ筋肉ノ器械的興奮性亢進セリ
 感覺障礙ハ詳ナラザルモ痛覺ノ存スルコトハ刺針ニ對シ反應アルニヨリテ知ラル
 脈搏ハ整小軟ニシテ八十乃至百十ヲ算ス
 體温ハ尋常ナリ
 睡眠稍不良ニシテ食慾ハ却テ常ヨリモ稍増進ノ傾向アリ通便ハ秘結スルコト多ク尿ハ分泌少ナク稀ニ
 遺失スルコトアリ左側鼠蹊部ニ鼠蹊靱帶ニ平行シテ長サ二仙迷許ノ切開後ノ如キ癩痕アリ
 其他著シキ變質畸形外傷癩痕等ヲ見ズ心肺等諸臟器ノ著變ナシ
 意識ハ略清明ニシテ即チ何事モ稍明ニ認識シ得ル状態ニアルモノ、如シ
 指南力即チ今我ハ何處ニアリヤ時日ハ如何我周圍ノ事物ハ如何ヲ指南シ得ル能力ニ就テハ場所及ビ周
 圍ニ對スル指南力ハ存スルモノ、如シ例ヘバ被告ハ『此處は警察だ病院だなど云ふ人あれども疑はし』
 ナド云フ事アレドモ時々『此處は東京の病院なり』トイヒ又醫師ノ來ルヲ見テ『先生く』ト呼ビ又時ト

シテハ「あれは先生の眞似して居るけれども探偵だ」「これは看護人などといへども虚で實は巡查さんだ」ナドイフ言アルニヨリテ之ヲ見ルニ彼ハ病院ヲ病院トシ視醫者ヲ醫者トシ視ルモ唯其判断ヲ誤リ理解ヲ異ニスルガ爲メニ其病院トシ視ルモノヲ警察トシ或ハ醫者トシ視ルモノヲ探偵ナドト推思スルナリ

時日ノ指南力ニ關シテモ少ナクモ四季位ハ之ヲ知ルガ如ク思ハル、モ其應答總テ當意即妙ニシテ答フル所問フ所ニびたりト合ハザルヲ以テ之ヲ明カニ知ルコト能ハズ例ヘバ明治三十八年九月十九日ノ診察ニ於テ「今日は何年何月なりや」ノ問ニ對シ「新聞も見ないから日などは知りません」ト答ヘ又「今は明治二十八年」「三十八年」「五月」「二月」「一月」ナド發問スル毎ニ全ク口ニ出ヅルニ任カセテ答フルガ如シ且ツ其何年何月ナルコトヲ數回反復シテ教ユルモ少シモ之ヲ記録セズ或ハ之ヲ記録スルモ却ツテ故ラニ他ヲ云ヒテ正答ヲナサザルノ狀アリ

病覺及ビ病識ハコレナシ即チ被告ハ自己ノ精神ニ異常ノ障礙アルコトヲ感覺スルコトナク從テ自己ガ精神病ナルコトヲ識別スルコトナシ故ニ被告ハ「自分は病は治りました、病氣ではありません、足も酒さへ飲めば立ちます」ナド、云ヒ居ルナリ

領會力モ大體ニ於テ存セリ乃チ被告ハ傍ノ物品ノ名稱其使用法等ヲ知り又診察ニ當リ醫師ノ要求命令等ヲ理會辨別スルコトヲ得

注意力ハ著シキ減退ヲ認メズ即チ被告ハ入リ來ル時ハ常ニ俯臥シテ首ヲ垂レ敢テ人ヲ仰ギ見ルコトナシト雖モ其室内ニ醫師ノ入り來レル看護人ノ來レル室外ヲ人ノ通過セル等ヲ知り又傍ニテナス談話ヲ聽キテ時々之ニ混入スルコトアリ

記憶力ハ被告ハ醫師ノ發問ニ對シ故ラニ的確ノ答ヲナサザルコト多キヲ以テ之ヲ正確ニ定ムルコト甚ダ難シト雖モ大體ニ於テ著シキ障礙ナキガ如ク若シコレアリトスルモ甚ダ高度ナルモノニハアラズ、被告ハ近時ノ事ニ關シテハ善ク醫師看護人等ヲ知ルモ是等ハ嘗テ仰ギ見シコトナキモノナレバ其人ノ言語態度等ニヨリテ知ルモノナルベシ是故ニヤ又時々其人ノ名ヲ誤リ稱スルコトハアリ又「若し私が死んだら昨日の先生に解剖して貰ひたい」ナドイヒテ吾人ヲシテ略其記憶ノ存スルコトヲ推知セシメ又昨今ノ日ニ爲シタルコト又言ヒタルコトナドヲ語リ又他患者ニ鶏卵煙草ナド持チ去ラレタルコトヲ記シテ其人及ビ事實ヲ語リタリナドスルコトアリ又舊時ノ事ニ關シテハ其謂フ處常ニ異ナルガ故ニ吾人ハ被告ニ實際明確ナル記憶ノ存スルモノナルヤ否ヤヲ判断スルニ苦ムト雖モ大體ニ於テハ其記憶モ存スルモノト認ムルコトヲ得ベシ今被告ガ自ら不問談^{トスガク}ヲナシ或ハ醫ノ問ニ對シテ答ヘタルモノ、摘要ヲ擧ゲンニ

九月六日初メテ言語ヲ發スルニ至レル際看護人ニ對シ種々雜談ノ間其語レル所ノ要領ヲ記スレバ「自宅ハ千葉縣佐倉町ニシテ旅人宿ヲ業トシ居レルガ去ル頃母ノ金圓ヲ持チ出シテ自宅ヲ出デ直チニ東京ニ來リ諸所ノ料理店ニ酒食ヲナン居ル際友人高〇ネ〇ナルモノニ會シ共謀シテ竊盜ヲナセリ後高〇ト別レテ再ビ横濱ニ遊ビ四五日ノ後再ビ出京セントテ横濱停車場ニ入り來リ

タル時外國人ノ靴ヲ見テ盜意ヲ起シ之ヲ持チ去リ逃レテ野毛山ニ登リタルニ尾行サル、様子モナキヨリ其靴ヲ開キ見タルニ中ニ五十圓金八百圓、百圓金一千圓一圓紙幣四枚其他正金銀行ノ手形等ヲモ入レアリタリ而シテ其内一圓紙幣四枚ヲ使用シ其他ハ靴ト共ニ油紙ニ包ミ深川區役所側ノ寺院ノ椽ノ下ヲ掘リテ其内ニ入レ置キタリ、然ルニ其後是等ハ裁判所ニ行キタル時係リ員ト同道シテ其金圓ヲ掘リ出シタリ、又高〇ス〇トイフ者ハ當時本所區何某橋傍ニテ古道具商ヲナシ居ルトノ事ナレドモ此事ノミハ今迄決シテ一言モ云ハザリシガ此度ハ裁判所ニ行キ殘ラズ告白スル積リナリ』云々

是等ハ其事實ノ有無詳ナラザルヲ以テ或ハ追想ノ錯誤ナルカ或ハ虛構ノモノナルヤ明ニ之ヲ定メ難シ其他

- 『泥棒ニハ木戸ヨリ入レリ自分ハ内ニ入ラズス〇チャンガ入りテ自分ハ番ヲナセリ、金ヲ取リタルハス〇チャンナリ其姓ハ知ラズ、自分ハ取りタル衣類ノ番ヲナス間ニ捕ヘラレタリ』
- 『人ノ物ヲ盜ミタルハ只一度ナリ其前ハ盜品ヲ買ヒテ監獄ニ入レリ、自分ハ窃盜シテ三年許ニナリマス正月ニ窃盜セリ著物ヲ澤山ニ著ル頃デス』
- 『自分ハ裁判所ニ行キタル事ナシ行キタルハス〇チャンナリ高野トイフ』
- 『前ニ入檻セルハ今ヨリ十年モ二十年モ前ノ事ナリ明治十五年頃ナリ』
- 『初メ家ヲ出タルハ大雨ノ夜ニシテ兵隊サンノ酒ヲ飲ンデ居タル時ナリ故ニ何時カ分ラズ、ソレ

ヨリ東京ニ來リ泥棒ヲシタリトテ警察ニ連レ行カレタリ』

『料理店ノ二階ニテ巡查ニ捕ヘラレタル時ハ一人ノ男ガ二階ノ階段ヨリ巡查ニ引キ落サレタル時其男ガ自分ヲツカミタルガ故ニ自分モ共ニ階下ニ落ちタリ二階ヨリ飛び下リテ逃走セントシタルニハアラズ』

『自分ハ前ニ澁澤家ニ書生ヲナシ又壯士ナドナセルコトアリ』

『母ハおよ〇さん妹モよ〇弟ハ房〇郎トイフ』

『年ハ三十六歳ナリ生年月ハ知ラズ』

其他種々ノ試験ニヨリテ記憶ノ如何ヲ檢セントスルモ『そんな事は知りません』ナドイヒ或ハ他ヲ言ヒテ正答ヲナサバブルガ故ニ之ヲ尋求スルヲ得ズ

又被告ガ數月ニ互リテ鍼狀ニシテ全ク應答ナカリシトキノ事ヲ問フニ被告ハ『自ら今迄物を云はなかつた事はありません』ナド、稱シ之ヲ告ゲザルヲ以テ其間ノ記憶ノ如何及ビ意識狀態ノ如何ヲ知ルコト能ハズ

計算能力モ之ヲ檢スルコト能ハズ

觀念ノ經過、明治三十八年四月十七日頃ヨリ同年九月六日迄凡五ヶ月間鍼狀ニシテ發問ニ對シ一言ダモ答フルコトナク只『ばん食ふ』『まま』等二三ノ單語ヲ發スルノミナリシガ九月六日ヨリ急ニ觀念聯合作用ノ阻礙ヲ脱シテ後引キ續キテ稍多言トナリ獨語放歌吟詩義太夫稱妙(南無妙法蓮華經ノ反復)

等アリ應答早ク談話速ニシテ時トシテハ目的觀念變動シテ其歸スル所ヲ知ラズ爲ニ被告ノ語ルコトノ要領ヲ得難カリシガ前想後想ノ全ク貫聯ヲ失スル迄ニ至リシコトハ稀ナリ一種ノ聯想障礙トシ又發意障礙トシテ當意即答アリ是レ前ニモ記セシガ如ク發問ニ對シテ正答ヲ與ヘズ答フルガ如ク答ヘザルガ如ク口ニ出ヅルニ任セテ有合セノ考ヲ答トシテ發スル類ノコトニシテ前ニ記憶ノ所ニ述ベタル被告ノ言ノ内ニモ其症ヲ見出スコトヲ得ベク例ヘバ○チャンノ名ヲ知ラズトイヒ或ハ高○トイヒ高○トイフガ如ク又盜盜ヲナシタルハ三年前トイヒ或ハ明治十五年ナリナドトイフガ如ク妄覺ハ恐ラクハ之ナキガ如ク時々『夜間巡查が來りて草履にて打つ』トカ又ハ『人の物を食ふものあり』ナドト云フ事アレドモ明カニ妄覺アリト認ムベキ根據ナク恐ラクハ徒ニ放言スルカ若クハ同室者ノ爲セシコトヲ妄想的ニ斯ク解釋セシモノナランカ

妄想ニ就キテハ其著明ナルモノナシト雖モ被告ハ常ニ被害的考慮ヲ發表セリ例ヘバ

九月十四日『巡查が來りて草履でなぐり又自分を殺さんとするものあり今夜は殺されるかも知れず先生さんが來たから安心する』

十月十一日『毎夜人に頭を打たれる』

十二月十二日『此處は監獄の避病院なり』

一月十五日『先生さんなどいふけれどどうぞだ御役人だろー』

『人が毎日私をいぢめに來る眼に砂を入れたりして仰ふくことが出來ない』『内へ歸りたいけれど

も先生さんなど嘘をいふて歸して呉れない』探偵が先生の眞似をする』

一月二十五日『あれは探偵で院長さんが此様な下等の煙草をのむ筈はない』『昨夜誰か來りて自分の睡眠を妨げ或はおかわをかき廻したりするものがあるけれども知つて居る』

ナド云フコトアレドモ其感情及ビ行爲之ニ伴ハズ恐ラクハ是モ亦當意即妙的ニ徒ニ斯ノ如キ事ヲ云フモノナラン

被告ハ自己ノ爲セル犯罪ニ對シテ果シテ如何ノ批評力ヲ有スルヤ彼ニ向ヒテ十一月一日『何故に泥棒をなせるや』トノ問ヲ發セルニ彼ハ正ニ之ニ答ヘズシテ却テ『それで早く監獄にやつて下さい』ナドトイヒ又時トシテ『旦那様私は泥棒をしました酒さへ飲まなければする事はないもー決して致しません』ナドトイヒ其他凡ソ盜盜等ノ行爲ノ惡事ニシテ刑罰ニ當ルモノナルコトヲ知レリト雖モ之ニ對スル感情ノ伴フコトナク自ラ盜盜ヲナシタルコトヲ語リテ恥ツル氣色ナシ又二月十七日看護人ニ向ヒテ曰ク『私は親不孝です放蕩學校卒業です』ト彼ガ如何ニ罪行ヲ觀スルカヲ窺フニ足レリ

感情ハ一定セズ大部不管性ニシテ能ク顔貌ノ假面狀ナルニ一致シ且ツ自己ノ現在及ビ將來ノ生活ニ對スル趣味全クナク時々『内へ歸して下さい』『お母さんを呼んで下さい』ナド、云フ事アレドモ親同胞ニ對スル愛情アルヲ認メズ『私は怒れば随分強い故に内の者は皆逃げる』ナドトヒ又『家に手紙を出してはた餅など滋養になるものを送つて下さい』ナドトイヒテ家族ニ對スル愛情ヨリハ寧ロ口腹ニ對スル肉情ニ戀々タルガ如ク要スルニ其ノ感情ノ著シク減退セルヲ認ムベシ又入院ノ當初ニ於テハ人ヲ嫌ヒ人ヲ

忌ミ外刺戟アル毎ニ之ニ對スル憤悲恐怖抗禦單語的罵詈等ヲ以テセシガ近時ハ大ニ是等ノ症狀減却シツ、アリ時トシテハ或ハ快樂性トナルコトアリテ獨語シ大笑ヲ漏ラシ或ハ放歌吟詩等ヲナスコトアリト雖モ總テ不自然ニシテ一般ニ物ニ接シ事ニ觸レテ感情ノ其相應ニ發動スルコト少ナク寧ロ矢張恐怖ノ激キヲ見ル其實例ヲ舉グレバ

二月十六日被告ノ病室内ノ甚ダ不潔ナルヲ以テ其室内ノ器具(茶碗等)ヲ取り去リ被告ノ要求ニ應ゼザリシカバ大ニ忿リテ病室ノ境界迄這ヒ行キ戸ヲ亂打シ大聲ヲ發セリ

二月二十四日地震アリシ時大ニ恐怖シ看護人ニ向ヒ『私ノ様なものでもまだ命が欲ひ』ナドトイヘリ

又被告ガ美感ヲ失ヒテ入院當時不潔ヲ厭ハズ常ニ室内ヲ汚染シ四邊ニ唾液ヲ吐沫シ食事ニハ箸ヲ用キズ犬猫ノ如ク直ニ器物ニ口ヲ當テ、食ヒシ等ノ如キモ嫌人性抗禦性ノ消退ト共ニ大ニ減却セリ

被告ニ於テ色慾ノ亢進ヲ認メズ運動慾ハ減退シ食慾ハ増進セリ而シテ『パン』『飯』ナドト曰ヒテ常食外ニ食物ヲ要求スルコト多ク菓子等ヲ與フル時ハ奪フガ如ク之ヲ咀嚼モセズ丸飲トナスヲ常トス

意志及ビ行爲、即チ精神運動界ニ於テハ種々ノ障礙アルヲ認ム、先ツ被告ハ當初ヨリ今日ニ至ルマデ緊張性ノ姿勢ヲナシ俯臥ノ位置ニアリテ長ク同一ノ姿勢ヲ保チ之ヲ轉變セントセス爲ニ下肢ノ筋肉ハ使用セザルタメ其部ノ筋肉次第ニ瘠削スルマデニ至レリ又著シキ拒絶症アリテ他ヨリ與ヘラル、命令及ビ處置ニ對シ無意義ニ之ヲ拒ミ抵抗スルコト多ク四肢ノ受働運動ニ抵抗アリ又時々診察ヲ拒ミ醫命ニ從

ハズ被告ヲシテ坐シ又ハ起タシメントスルモ『起てない背中が痛い、酒を飲めば直ぐ起つ様になる』ナト稱シ他力ヲ用ユルモ強キ抵抗ヲ呈シテ拒ミ決シテ坐シモ立チモセズ又發問ニ對シテモ『知らずく』ト稱シテ答ヘズ或ハ他ヲ云ヒテ正ク答ヘズ其他前ニモ述ベシ如ク嫌人症アリテ常ニ他人ニ對シテ顔面ヲ背ケ決シテ仰ギ見ルコトナシ醫ノ其顔及ビ眼等ヲ檢セントスルニ當リテハ極力之ヲ拒ミ瞳孔ヲ檢セントスルモ『眼に火を付けられたり針を打たれたりしてはたまらぬ』ナド、稱シ故ラニ眼球ヲ動搖シテ人ヲシテ之ヲ檢スルコト能ハザラシメ又衝奇症狀アリテ常ニ不潔ナル紐又ハ木線ヲ以テ綱ヲ作り之ヲ以テ帽首ヲナセリ

運動ハ緩慢ニシテ甚ダ遅ク稀ニ牀中ヨリ這出シテ室口ニ出デ來ルコトアリ身體運動ノ減退セルニ比スレバ言語ノ方ハ割合ニ減少ナクシテ自カラ話シ出ダシ又ハ意ニ滿タザルコトアルトキノ如キハ滔々トシテ不平ヲ竝ベ立ツルコトアリ

明治三十八年七月二十五日初診、被告ハ現症ニ記載セル如キ姿勢ヲナシ運動不能ニシテ二人ノ看護人ニ擔ガレテ東京監獄診察室ノ寢臺ノ上ニ横ヘラレ全ク無言ニシテ只『ウーく』ト呻ルノミ

同年八月二十四日東京府巢鴨病院ニ收容ス其症狀ハ前ト同様ニシテ四邊ニ唾液ヲ吐沫シ食事ノ際ハ決シテ箸ヲ用フルコトナク、口ヲ直チニ食器ニ當テ食フ

八月三十日 食事此頃普通量ノ半量ナリ
九月一日頃ヨリ食慾増加シ普通全量ニシテ脈カズ常ニ食事ヲ請求ス、便秘スルコト八日ニ互ル九月三

日頃ヨリ一ニノ言ヲ發シ兩便ハ自ラ之ヲ便器ニシ「水飲む」
 九月六日 初メテ看護人ト種々ノ談話ヲナスニ至リ「母に會ひたい」
 ト多シ
 九月九日 時々拒薬アリ
 九月十三日 快樂性多言ニシテ看護人ニ對シ雜談ヲナスコト多ク高聲義太夫放歌等ヲナシ又被害的ノ
 訴へ多シ
 九月二十日 食慾増進依然
 九月二十七日 續ヒテ拒絶症アリ此日ヨリ器械體操及ビまっさーヒヲ施ス抵抗スルコト甚シ
 十月十一日 續ヒテ獨語アリ大聲演説、講談ノ如キ事ヲナス
 十月十七日 症狀前ノ如クまっさーヒヲ拒ム
 十一月四日 續キテまっさーヒヲ施ス快樂性ニシテ吟詩放歌アリ
 十一月二十日 症狀同前時々蒲團ヨリ這ヒ出シ火鉢ニ凭リ獨語アリ又看護人ト談話ヲ試ム
 十二月六日 南無妙法蓮華經ヲ反復スルコト一時間ニ互ル事アリ
 十二月十七日 牀中ニアリテ半身ヲ起シ細紐ニテ鉢巻ヲナシ之ヲ問ヘバ「頭痛がする」ト訴フ
 十二月三十一日 關節ノ疼痛ヲ訴フ
 明治三十九年 一月十日 時々大聲吟詩ヲナス

一月二十日 まっさーヒ持續ス、拒絶症去ラス又時々被害的ノ言語ヲナス事前ト同様ナリ
 二月十一日 快樂性他患者ト雜談ス
 二月十七日 時々諧謔アリ多言饒舌
 二月二十六日 症狀同前、放歌、吟詩、義太夫、南無妙法蓮華經ノ反復等アリ
 三月五日 發問ニ對シ當意即答ノ症狀著シ
 三月十四日 南無妙法蓮華經ノ反復アリ

第四 說明

上來記載ノ事實ニヨリ被告ノ鑑定ニ就テ考フベキハ思フニ

- 一。被告ノ現在ノ状態ハ伴病ナリヤ將タ一種ノ精神病ナリヤ
 - 二。之ヲ精神病ナリトスレバ其病名及ビ病症ハ如何
 - 三。之ヲ或ル精神病ト認定スルヲ得バ其發病ハ何年何月頃ナリシヤ
 - 四。其病症ノ間歇ハ何故ニ恰度監外ニ起リタルヤ
- 等ノ數項ナルベク而シテ之ヲ説明解決スルコトヲ得バ自ラ命ゼラレタル鑑定事項ニ答フルヲ得ベク即チ今直ニコレガ説明ヲ試ント欲ス
- 一。被告ノ現在ノ状態ハ伴病ニアラス

右説明 被告ノ事跡ヲ取調ブル者ニ眞先ニ疑問トシテ起ルコトハ被告ノ今日ノ状態ハ伴狂ニハアラザ

ルヤト云フコトナルベシ何トナレバ被告ハ明治三十六年中強盜犯トシテ入監セルガ公判後控訴シ其取調中無言横臥トナリ爾來久キニ瀕リ終ニ精神病ノ故ヲ以テ責付トナリシガ此クテ出監シテ親族ノ家ニアルヤ初メハ入監中ト同様ノ状態ナリシモ三ヶ月ヲ過ギ杖ニ倚リテ歩行シ得ルニ至リシニ或夜突然金ヲ奪フテ脱走シ其途スガラ本所ニ於テ而モ某家ノ竹垣ヲ越エ板塀ヨリニ階底ニ移リニ階ニ入り楮子段ヲ下リ下座敷ニ於テ衣類等ヲ竊ミ出シタリ是ニヨリテ直ニ逮捕セラレシモ偽名ヲナシ且強情ニシテ彼是ト白狀セザリシガ本名ノ露ハル、ヤ突然再ビ以前入檻中ノ状態ノ如クナリテ無言横臥ノ頑物トナリ了リタルモノナリ故ニ被告ガ目下呈スル状態ハ前回在監ノ時ノ状態ト同ク伴作ニハアラザルヤト思考スルハ最モ至當ノ順序ナリトス且被告ノ應答ニ虛實定メナク極メテ簡單ナルコト或ハ明ニ自ラ記憶セルコトモ全ク知ラザルガ如ク答へ或ハ虛構ノ言ノ如キモノアルハ猶更ニ此感ヲ深カラシムルニ勝エタリ然レドモ此被告ノ場合ニ於テハ其ガ伴狂ニアラザルコトヲ確ムベキ理由アリトス

其一ハ非常ニ困難ナル且又人工ニ作爲スベカラザル状態ヲ數ヶ月ノ長キニ互リ晝夜ノ別ナク保持シタルコトニシテ被告ハ此間殆ンド常ニ顔ヲシカメ眼ヲ上竄シ首ヲ屈シ身ヲ腹臥ニシ居タルコトノ既ニ尋常ナシ得ベキコトナラザルノミナラズ其全身筋肉ノ緊張ノ状態及ビ顔面四肢ノちあのーせ等ノ如キハ人意ヲ以テ決シテナシ得ベカラザルコトナリトス

其二ハ被告ガ現呈シタル諸徴候ハ箇々離々ノモノニアラズシテ一揃トシテ次項ニ記載スル特種ノ精神病ヲ形成スル症状ナルニヨリテ其偽作ニアラザルハ明ラカナリ此點ニ於テ被告ニ精神病上ノ經驗智識

臥アラバ猶ホ疑フベキ事モアレドモ余等ハ被告ニ此事アリトハ認メザルガ故ニ又此疑ヲ抱カズ猶前記ノ如ク被告ノ應答ガ虛實定メナク且又簡單ニシテ要ヲ悉クサザル等モ亦一部分ハ精神病ノ徴候トシテモ解釋スベキハ注目ノ値アルコトナラン

二。被告ノ現在ノ疾病ハ緊張狂ト云ヒ多クハ慢性難治ノ症ニシテ其間ニハ屢寛解ト云ヒテ病症ノ輕減スルコトアルベキモノナリ

右説明 被告ノ病症ニ就テ之ヲ診斷スルニ必要ナル症状ヲ列擧スレバ數月ニ互レル緊張性同一姿勢及ビ之ニ随伴セル顔面四肢ノちあのーせ、假面狀顔貌及ビ顫面、嫌人症、拒絕症、及ビ街奇症狀、被害的考慮、感情鈍麻及ビ趣味ノ缺乏、鍼默、同一言語、當意即答ト獨語多言放歌トノ交代等アリテ而モ意識ハ割合ニ清明ニシテ記憶力ノ障礙著シカラザルコト等ニシテ是等ノ症状ハ吾人ヲシテ被告ハ明カニ一種ノ精神病ニ罹リ居ルモノナルコトヲ知ラシム其病トハ即チ吾人ガ緊張狂ト名ヅクルモノナリ抑モ此緊張狂タルヤ多クハ慢性時トシテハ亞急性ニ發病シ上記ノ如キ固有ノ精神運動界ノ障礙アルニヨリテ之ヲ他ノ精神病ト區別スルコトヲ得ベク青年又ハ壯年ノ頃ニ起ルコト最モ多ク或ハ激キ興奮ノ状態ヲ呈シ或ハ無言無動ノ昏迷状態ヲ呈スルコトアリ其經過中ニ於テ病狀ノ寛解ヲ來スコト往々ニシテ之アリ其著シキトキハ俗人ハ一見シテ之ヲ治癒シタリトスルコト屢元アルモノナリ然レドモ此寛解ハ只一時ニ止マリ通常ハ數月數年ノ後必ズ再發シ病症消長シテ甚ダ慢性ニ經過シ年ヲ經ルニ從ヒ次第ニ癡呆ニ陥ルモノナリ

而シテ此病症ニ罹レルモノハ思慮常ヲ失ヒテ見聞皆之ヲ尋常ニ判斷スルコト能ハザル外感情特ニ鈍麻シ殊ニ愛他的觀想ニ乏ク又故ナク興奮シ、或ハ原因ナク抑鬱シテ自カラ意志ヲ制統スルノ能力ヲ缺クノ状態ニアルモノナリ故ニ其人ハ全ク知覺精神ヲ喪失シ居ルモノト認メザルベカラズ

三〇 被告ノ現在病ハ少ナクトモ明治三十六年十二月五日以前ニ發病シタルモノニシテ明治三十八年三月二十二日ノ頃ハ多少輕快ノ時期ニシテ同年四月十二日頃ヨリ再ビ病ノ發作ヲ起シタルモノナリ

今被告ノ既往症ニヨリテ案ズルニ東京監獄醫ノ言ニヨリ明治三十六年十二月五日同監獄ニ收容セル當時ノ狀況ト余ガ明治三十八年七月二十五日東京監獄ニ於テ初診ノ時ノ狀況ト大體ニ於テ殆ンド同様ナリト云ヘル事ニ信ヲ置クヲ得ベシトスレバ被告ハ正ニ彼ノ時ハ現在ト同ク緊張狂ニ罹リ居レルモノト認ムルコトヲ得ベキナリ

然ルニ更ニ是ヨリ既往ニ進ンデ明治三十六年十二月五日以前ノ事ヲ考フルニ川〇よ〇及ビ川〇房〇郎ノ訊問調書ニヨレバ被告ハ明治三十六年一月頃迄ハ東京ニアリテ古物商ヲ營ミ居レルガ其前ヨリ時々川島房次郎ノ家ニ來リテ不法ノ請求ヲナシ之ニ應ゼザル時ハ暴行ヲナシ器物ヲ破壊スルコトアリトイフヲ以テ或ハ或當時已ニ現病ノ初期ノ状態ニアリシヤモ知ルベカラズ、又被告ハ十五六歲頃ヨリ所々ヲ徘徊シ其青年期ハ全ク浮浪ノ身トナレトイフヲ考フレバ或ハ其間本病ヲ發シタルモノナルヤ今之ヲ明ニ斷定スルコト能ハズ此浮浪徘徊、不法ノ暴行等ハ精神病者ニ多ク見ル所ニシテ就中早發癡狂及

ビ癡愚患者ニ最モ多キモノナリ然ラバ則チ被告ガ發病ノ初メハ既ニ早ク此時ニアリタルヤモ知ルベカラズ其他東京監獄醫ノ診斷書ニヨレバ被告ハ明治三十四年十一月頃大酒ノタメニ卒倒シ爾後發作的重聽、眩暈、起立不能、腰部背部ノ壓迫性疼痛、視力減退等ノ症候ヲ呈セルコトアリトイヘドモ是ハ被告ノ言ナルヲ以テ十分ニ之ニ信ヲ措クコト能ハズ若シ之ヲ信ズルコトヲ得トスレバ全ク現病ニ關係ナキモノトスルヲ得ズ

之ヲ要スルニ被告ノ病症ハ明治三十六年十二月頃ニハ現今ト同様ナリシモノト認ムルノ根據アリト雖モ其ノ以前即明治三十六年四月八日強盜罪犯ノ當時ニ既ニ其病症ニ罹リ居タルヤ否ヤハ明確ナラズ抑モ緊張狂ナルモノハ遺傳素因ノ多キモノニ來リ又生來ノ變質者ニ發シテ其變質ノ長育セシガ如キ觀ヲナスコトアルモノナリ今被告ノ既往症ヲ案ズルニ先ヅ其遺傳歴ニ於テ父方祖父ハ中風ニテ死シ同祖母ハ癡ヲ患ヒ母方祖父ハ大酒家ニシテ母ノ妹ハ精神病ニテ死セル等被告ノ祖先及ビ傍系ニハ其子孫ニ遺傳ノ禍累ヲ及ボスベキノ疾病夥多アリ又被告ノ猶ホ胎内ニアル時ハ其母血ノ道ニ惱メル等ノ事アリ被告ハ已ニ其生レザル前ヨリ精神病ニ罹ルベキ多クノ因縁ヲ具備セルモノトイフベシ

斯クテ被告ハ其小兒期ヨリ自恣自縱ニシテ父母長上ノ命ニ從ハズ感情刺戟性ニシテ自己ノ意ニ滿タザル時ハ怒號シテ或ハ暴行器物破壊ヲナシ願ル所ナク又衣服ノ袖ヲ咬ミ破ル等ノ奇癖アリテ彼ノ遺傳ヲ基礎トシテ精神病の變質ヲ呈セルコトハ明ラカナリ
加之彼ハ十五六歲ヨリ父母ノ家ヲ出テ住所不定ノ浮浪者トナリ長シテ後モ時々母弟ノ家ニ來リテ不法

ノ請求ヲナシ暴行ヲナセルコトアリト云フトキハ彼ノ疾病ハ即彼ノ性癖ノ移化トモ看做スニ足ルガ如シト雖モ而モ之ヲ以テ直ニ知覺精神ノ喪失状態ガ既ニ彼ノ少年時代ヨリアリタリトハ推定スルヲ得ズ

四 病症ノ間歇乃至寛解ガ監獄外ニ在リシトキニ發シタル理由

被告ハ明治三十六年在監中及ビ同三十八年在監中ニ於テ目下ト同様ノ重症精神病ニ罹リ居リナガラ彼ガ明治三十七年十一月六日責付トナリタル後(川○よ○ノ訊問調書ニヨレバ)明治三十八年二月初頃ヨリ病症多少輕快シ同年三月二十二日窃盜ヲナシタル頃ヨリ同年四月十二日法廷ニ於テ被告ガ「恰モ精神錯亂セルモノ、如ク」ナレル時迄ハ常人ノ一見シテ其精神病ナルコトヲ觀破スル能ハザル程度ノ輕快ノ時期ニアリタルハ其狀況甚奇異ニシテ入獄中ハ病重ク出獄スレバ其症次第ニ輕クナリ且一夜卒然金ヲ奪フテ脱走シ從來歩行モ不能ト稱セシモノガ某家ノ二階ヨリ窃盜ニ入り階子段ヲ下リテ下座敷ノ物品ヲ窃ムナド、尤モ吾人ヲシテ作病ノ疑惑ヲ起サシムルニ足レリト雖モ此病ガ詐病ニアラザルハ第一項ニ論ズル如クニシテ毫モ疑ヲ容レズ唯其間ニ於テ症狀ノ大ニ寛解シタルハ何故ナリヤ是レ被告ガ患フル所ノ緊張狂ハ往々ニシテ入獄ノ爲ニ發スルコトアルモノニシテ牢獄ノ種々ノ事情ハ生來變質者又ハ精神病の素因ノ多キ者ヲシテ發狂セシムルノ原因トナルコトアリ而シテ此ノ如キ病症ハ入監後數週ニシテ起ルコトアリ又數月數年ニシテ起ルコトアルガ故ニ被告ガ四月犯罪入監後十二月ニ至リ著キ緊張病狀ヲ發呈ストモ毫モ矛盾アリト云フベカラズ而シテ又此ノ如キ病者ハ之ヲ牢獄ヨリ出セバ其疾病ハ頓ニ輕快ニ赴キ又ハ其症狀ヲ一變スルモノナリ此被告ニ於テモ亦其寛解ハ出獄ノ爲ニ促サレタル

モノナルガ其再犯ニヨリテ復入獄スルヤ否ヤ日ナラズシテ又舊病ノ發作スルヲ致セルモノ、如シ既ニ今回彼ガ監獄ヲ去リテ病院ニ入リテヨリ其病狀ハ次第次第ニ輕減シツ、アリ然レドモ被告ハ未ダ全ク監獄ヲ去リタリト觀セズ又其生活ハ家族ノ中ニアリ又ハ獨棲スルトハ異ナルガ故ニ其病症ハ未ダ彼ガ家ニアリシ時ノ程度ニハ恢復セザルナリ以上ノ解説ニヨレバ寛解ノ時期ガ正ニ監外ノ時期ニ合セルガ爲ニ毫モ詐病タラザルヤノ疑惑ヲ懷クニハ足ラザルベシ

第五 結論

以上ノ説明ニヨリ被告ガ明治三十八年三月二十三日ノ窃盜犯ハ緊張狂ノ多少ノ輕快期ニ行ハレタルモノニシテ被告ハ其當時知覺精神ヲ喪失シ居リタルコト明ナリ

又明治三十六年四月八日ノ持兇器強盜犯ヲナセルトキニ就キテハ確實ニ其當時精神病ニ罹リ居タルコト又ハ知覺精神ノ喪失ノ状態ニアリタルコトヲ證明スベキ事實ナキヲ以テ其時ノ精神狀況ハ之ヲ推知スルヲ得ズ

故ニ余等ガ命ゼラレタル鑑定事項ニ對スル答左ノ如シ

第六 鑑定

- 一。土○信○郎ハ明治三十八年三月二十三日夜本所區柳島○町○番地伊○小○郎方へ忍ビ入リ窃盜ヲナシタル當時知覺精神ヲ喪失シ居リタルモノナリ
- 二。土○信○郎ハ明治三十六年四月八日夜千葉縣印旛郡酒々井村作○寅○方へ押入り強盜ヲナ

シタル當時知覺精神ヲ喪失シ居リタルヤ否ヤ不明ナリ
右之通り鑑定候也

明治三十九年三月十九日

右ノ鑑定ハ明治三十八年五月四日ヨリ明治三十九年三月十六日ニ至リテ結了ス鑑定日數ハ三十
二日間ナリ

東京市本郷區西片町十番地

鑑定人 醫學博士 吳

秀三

醫學士 森 田 正 馬

右被告ハ知覺精神喪失者トシテ明治三十九年三月二十八日免訴トナレリ

*

*

*

*

*

第二十五例 故殺犯被告人佐○鑄精神狀態鑑定書

原籍 ○○縣○○郡牛○村大字城○十七番屋敷士族戸主

寄留 東京市下谷區○○○町二十番地

現時 東京府北豐島郡瀧野川村大字田端

私立東京腦病院入院中

象牙彫刻師 佐 ○

鑄

明治五年六月二十日生

右佐○鑄ハ明治三十九年六月八日午後一時三十分頃前記寄留地ニ於テ突然兇器ヲ以テ其同棲セル妻ヲ
○(二十五歳)ノ左頸部ヲ刺シ途ニ死ニ至ラシメタル廉ヲ以テ故殺犯ニ問ハレシガ結局鑄ハ精神ニ異常
アルモノニテハナキヤトノ疑ヒヨリ同月二十一日東京地方裁判所豫審判事○○○計ハ同豫審廷ニ於テ
裁判所書記前○○○立會ノ上余等ニ命ズルニ左ノ件ヲ鑑定スベキコトヲ以テセリ

一。被告鑄ハ精神病者ナルヤ殊ニ明治三十九年六月八日頃ニ於テ該病ノ發作ニ因リ是非辨別ノ
能力ヲ缺キシモノト認メ得ルヤ

之ニ由リテ余等ハ同日ヨリ是レガ鑑定ニ從事シ爾來數次被告人ニ就テ其心身狀況ヲ檢診シ且豫審調書
竝ニ被告人ノ姉久米とみノ陳述等ヲ參考シテ此鑑定書ヲ作レリ

事 歴

被告ノ家族ハ被告夫婦ト老母(け〇)ト二歳ノ幼女(壽々)トナリ別ニ昨年ヨリ一人ノ徒弟ト一人ノ下婢トヲ養ヘリ被告ノ家ハ中央ニ六疊間アリ其兩翼ニ六疊(被告ノ居間)ト四疊半トアリ
 被告ハ三十九年六月初ヨリ著シク氣分勝レズ日頃熱心ナル仕事モ手ニ就カザルノミナラズ頭痛ニ悩ムヲ以テ月ノ七日ヨリ最寄ノ醫師山〇安〇〇ノ診療ヲ受ケ臥褥服藥シツ、頭部ハ冰囊ニテ巻包セリ翌八日午後一時頃被告夫婦ハ先ヅ午餐ヲ済シ被告ハ懸テ自己ノ室ニ退キテ臥褥セリ次デ實母ハ中ノ間ニテ喫飯中(于時午後一時三十分頃)被告ノ妻ハ〇ハ幼女壽々ヲ懷キテ被告ノ居間ニ至リシニ被告ハ褥中ヨリ飛び起キ傍ニ有リ合フ小刀ヲ取り突然ト〇ノ左頸部ニ突キ立テシニ出血甚シク遂ニ即死セリ引續キ被告ハ該小刀ヲ以テ自己ノ咽喉部ニ三ヶ所突キ立テシモ死ニ至ラズ(佐〇〇〇始末書)被告ノ實母ハ〇ハ幼女壽々ノ號泣ニヨリ何事ナラント急ギ被告ノ居間ニ進ミシニ思ヒキヤタ〇ハ伏臥ノ位置ニ仆レ居リ其身邊ニハ血痕散點セルニヨリ大ニ驚キテ殆ンド夢中ニテ壽々ヲ懷キ上ゲ元ノ間ニ退キ茫然爲ス所ヲ知ラザリシニ近隣ノ者來リ吳レ一方醫者ヲ迎ヘ他方交番ヘ急訴セリ(佐〇〇〇豫審調書)
 二時三十分現場ヲ見届クルニ被告ノ居宅表側六疊間ニ鑄及同人妻たまノ兩人ハ南方ニ枕シ妻ハ既ニ絶命シ鑄ハ苦悶シ居タリ(警部推〇勘〇檢證調書)た〇ノ創傷ハ(一)左下顎隅直後ニ於ケル刺創(二)左窩線ニ於ケル第四肋骨部ノ擦過傷(三)右手拇指ト示指間ノ縱創ナルモ其死因ハ第一創ニ於テ外頸動脈ノ損傷ニヨル大出血ニ由ルモノナリ(囑託醫桐〇善〇死體檢案書)又鑄ノ創傷ハ前頸部ニ於テ三ヶ所ア

リ何レモ地平ニ走レル小創ニ約二週間ノ經過ヲ以テ治スベキ見込ナリ(囑託醫桐〇善〇創傷檢案書)而シテ推〇警部ガ檢證當時被告鑄ノ申立ニ據レバ『私は〇〇區〇〇町十三番地金〇兼〇郎と同區〇〇二丁目十四番地富〇長〇〇の二軒より同時に仕事を頼まれた所富〇の方は私の師匠〇〇學校教員石〇〇〇先生とも關係あり且富〇〇は年來の恩人なるに係らず私は富〇〇より依頼されたる仕事を後にして金〇〇より頼まれし仕事を先きにし今以て富〇〇の仕事には取掛りませぬが能く考ふれば師匠の言に背き何共申譯なく今となりて後悔して居りますが何共申様もなく爲めに死して詫をする氣になりました然し自分が死にますに就ては可憐の妻も共に連れて行かんと考へより妻を殺し自分も又死ぬ氣になりました』外には別に何の考へも無いのです全く私が悪いのですから何卒早く私を殺して呉れよ最早苦しくて何も申上ぐる事は出来ませぬ又外に何も申上ぐることはありませぬ』(被告鑄兇行當時ノ聽取書)トテ毫モ他ヲ言ハザリシナリ

被告ノ生活史

被告ハ十三歳ノ時ニ父ヲ喪ヒ爾來ハ主トシテ母ノ膝下ニ生育セリ十七歳本籍地ナル高等小學校ヲ卒ヘテ出京シ傳手ヲ索メテ東京〇〇學校〇〇科教授石〇〇〇ノ門弟トナリ同家ニ在ルコト十有餘年二十八歳四月(于時明治三十二年)初メテ獨立ノ身トナリ石〇〇方ヲ出デ、東京〇〇〇區〇〇〇町ニ一家ヲ構ヘ國許ヨリ實母ヲ迎ヘ翌年ノ八月妻ヲ娶レリ其間柄ハ圓滿ニシテ風波ナシ三十三歳(于時明治三十七年)ノ二月一女ヲ擧ゲシモ虛弱ニシテ月餘ノ後夭死シ越ヘテ三十四歳ノ九月更ニ一女ヲ儲ケタリ

被告ハ石〇方ヲ出テシ後モ猶日々同家ニ通ヒテ彫刻物ヲナシ夜ハ家ニ持チ歸リテ之ヲ彫刻セリ昨年二月以後ハ〇〇區〇〇二丁目十四番地美術品販賣店富〇長〇〇方ヨリ直接ニ彫刻方ノ囑ヲ受ケテ彫刻ヲナシ其間時々石〇方ニ往キテ仕上ゲ品ノ批評ヲ乞ヒ居レリ本年ニ入りテハ更ニ〇〇區〇〇町十三番地金〇兼〇〇方ヨリモ屢々彫刻物ノ囑ヲ受クルコト、ナレリ

被告ハ日頃収入ノ割合ニ多キニ拘ラズ其生活ハ頗ル單調ニシテ職業以外ニハ殆ンド何等ノ趣味ヲモ有セズ否被告ノ疑リ性ハ毎々業務ニ熱中スルノ餘リ敢テ他ノ趣味ヲ味ハントスノ思念ヲモ生ゼズ居常寡言無愛嬌ナルコト多ク從ツテ其交際の方面ハ頗ル狭ク加之親近者ニ對シテスタモ碌々親密ナル行動ヲ取ラザルコトアルヲ免レズ而カモ是レ敢テ相互間ノ折合上ニ缺點アリテ然ルニアラズ現ニ日常家族ニ對スル責任多シト稱シテ多年勤儉貯蓄ヲ實行シツ、アリシ程ナリ(久〇〇〇〇供述)

被告ノ既往病史

甲。遺傳歴

父系。父ハ大酒家ニシテ五十七歳ノ時腸胃病ノ症狀ヲ以テ斃レ其兄弟三人アリシガ皆老年ニ及ンデ死セリ祖父母ノコトハ詳カナラズ
母系。母ハ尙ホ生存ス(本年七十六歳)壯年期血ノ道ノ病アリ老年期ヨリ重聽症ヲ起シ近來ハ著ク老耄セリ其兄弟數人アリシモ病症ハ不詳、母方祖父ハ六十七歳老衰ニヨリ又祖母ハ産後ノ經過惡クシテ死亡セリ

兄弟。總テ七人被告ハ第七子ナリ一兄ハ七夜ノトキ夭折シ第一姉ハ乳癌第二姉ハ産後、第三姉ハ腸病ニテ孰レモ死亡シ第四姉(久〇〇〇)ハ健存ス又第五姉ハ産後精神病(氣鬱症)ニ罹リ約半歳ニシテ死亡タリ

子系。女二人アリ長女ハ産後月餘ニシテ夭死シ次女ハ健存ス(以上久〇〇〇供述)

乙。既往歴

被告ハ滿月ニテ出産セシガ稍々難産ナリキ生後一週間許毎日痙攣症ヲ起セリ稍長ジテ身體虛弱且精神モ亦薄弱ニシテ殊々意志弱ク陰氣不活潑ナリキ十二三歳頃屢々耳鳴衄血ニ罹レリ十八歳ヨリ數年間毎年脚氣ヲ患フ、成年期ニ及ビ身體並ビニ精神ハ可ナリニ發達セシモ體力ハ虛弱ノ方ニシテ精神モ亦多方面ニ發達セズシテ一方ニ偏スルヲ免レザリキ氣質ハ小膽ニシテ些細ノコトニ想像力ヲ逞フシ物事ヲ猜疑スルノ癖アリ故ニ日頃取越苦勞多クシテ比較的精神ヲ勞スルコト多カリキ日常好シク喫煙スルモ酒ハ取ラズ稀ニ一二盃ノ飲酒ヲナスコトアレバ忽チ惡寒ヲ起シ其儘就眠スルヲ常トセリ(久〇〇〇供述)

丙。當病歴

被告ハ今ヨリ數年前一時精神異常ヲ呈セシモ醫療ニヨリ全治セリ(椎〇〇警部檢證調書)
然ルニ本年初春ノ頃富〇、金〇兩家ヨリ囑サレタル彫刻物ハ孰レモ本年四月開催ノ美術展覽會へ出陳スベキ豫定ノ品ナルヲ以テ被告ハ雙方ニ義理立セントテ彼レ是レ焦慮セシニモ拘ラズ遂ニ富〇方ノ依

囁物ハ期ニ後ル、ニ至レリ而カモ同家ニテハ敢テ苦情ケ間敷事ヲ述ベ立テズ却テ被告ニ好意ヲ表シテ『期ニ後レタル以上ハ最早致方ナシ今後緩々ノ彫刻ニテ苦シカラズ』ト云ハレシモ被告ハ大ニ此事ヲ苦慮シ多年ノ顧客タル富〇ニ申譯ナシトテ頗ル憂色アリ六月四日偶々展覽會ニ趨キシガ歸宅後著シク抑鬱シ家人ト言語ヲ交ヘズ仕事シ乍ラ何事カ考ツ、アルノ狀アリ六日ノ朝突然被告方寄食ノ徒弟ニ向ヒ『我ハ最早仕事スルコトハ厭ヤニナリシニヨリ今ヨリ汝ニ暇ヲ遣ハサン』ト口外シ又母ニ向ヒテモ今後仕事スルコトヲ厭フ旨ヲ口走レリ茲ニ至リテ被告ノ妻ハ益々被告ノ身邊ヲ氣使ヒ被告ノ實姉久〇〇ヲ深川區ヨリ呼ビ迎ヘシニ被告ハ姉〇〇ニ告ゲテ曰ク『我ガ失策ノ爲メ兩商人ヨリハ仕事來ラズ又石〇師ニハ感情ヲ傷ヒシニヨリ最早現職ヨリ離レザルヲ得ズ如何セバ可ナランカ』ト依リテ〇〇ハ翌七日石〇ニ至リ實情ヲ訴ヘシニ『开ハ蓋シ杞憂ナリ現時ハ固ヨリ今後モ仕事ハ澤山アルベケレバ斯様ナル心配ハ無用ナリ若シ仕事ヲ商人ヨリ引受クルコトノ面倒ナランニハ當方ヨリ差向クルモ苦シカラズ』トテ大ニ慰諭セラレシヲ以テ遂ニ此事ヲ被告ニ談ゼシニモ拘ラズ被告ハ尙石〇ノ言ニ信ヲ措カズ一ニ自己ニ罪業アルモノ、如ク思惟シテ『師匠ヤ姉ノ恩顧ニ對シテ涓滴モ酬ヒシコトナシ』トテ深ク此事ヲ苦痛トナシ加之自己ノ妻ニ對シテモ『我ハ毎朝寢ヲナシテ手數ヲ掛クルハ申譯ナシ』トテコレヲ謝シ尙ホ『我ガ女ガ未ダ夏ノ季候ニ慣レザルニ夏ハ最早來ラントセリ』トテ之ヲ氣使ヒ且『我若シ死センニハ回向ヲナシ吳レヨ』杯口外スルニ至レリ依リテ同日最寄ナル醫師山〇安〇〇ヲ迎ヘテ受診セリ(久〇〇〇供述)

當時山〇醫師ハ被告ヲ腦神經衰弱ニ基因スル精神異常ニ罹レルモノト認定シタリ(醫師山〇安〇〇診斷書)

被告ノ現在症

甲。身體症候

身材ハ中等大ニシテ體長五尺三寸三分榮養ハ稍々不給ニシテ體重四十基瓦半ナリ頭顱ノ形狀ハ尋常ニシテ中顱ニ屬ス頭髮部位ニ異常ナク頭部ニ於ケル徑圍ヲ測定スルニ左ノ如シ

周圍	四五・五仙迷	耳前頭圍	三〇・五仙迷
耳後頭圍	二五・〇仙迷	耳顱頂圍	二六・〇仙迷
耳下顎圍	三一・〇仙迷	鼻根後頭圍	二六・五仙迷
前後徑	一九・〇仙迷	左右徑	一五・〇仙迷
耳孔徑	二三・〇仙迷	前頭骨額突起徑	一一・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	一一・〇仙迷	耳高	一三・二仙迷
橫徑示數	七八・九		

顔ハ稍々長キ方、少シク貧血ニシテ險裏モ亦稍々貧血セル方ナリ瞳孔ハ稍々散大シ左右同大ナリ光線反應ハ少シク鈍ク調節反應ハ尋常ナリ舌、口蓋等ニハ異常ナシ齒ハ上下白齒共大半齲齒トナレリ頸部ハ胸骨上端ノ直上ニ於テ橫ニ仙迷幅〇・三仙迷又左胸鎖關節上ニ於テ斜ニ一仙迷幅、同ジク一仙迷尙右

鎖骨内端ノ直上ニ於テモ横ニ〇・五仙迷幅〇・三仙迷ノ皮膚癢痕アリ是等孰レモ紅色ニシテ新癢痕タルヲ徴知スルニ足ル(自傷ニ係ルモノ)脈搏及ビ體温ハ常態ナリ四肢ノ發育ニ異常ナシ二頭筋腿及ビ膝蓋腿反射ハ常態ナリ五官ノ感覺ニハ特ニ異常ナシ只タ頭重及ビ頭痛アリ胸腹臟器ノ理學的診査上病的ト認ムベキモノナシ食氣ハ不振ノ方ニシテ夜ハ就眠シ得ルモ而カモ熟眠ヲ得ズ便通ハ初メハ秘結セシモ後チニ整頓シテ毎日一行宛トナレリ

乙。精神状態

被告ハ兇行ノ即夜(六月八日)ハ常ニ横臥セシガ顔貌緊縮シ毫モ開眼セズ不安恐怖ニ堪エザルモノ、如ク屢々悲ク呻吟セリ傍人ノ問ニ對シテハ毫モ交語セズ九日ノ夜ヨリ多少ノ返事ヲナシ十日ヨリ開眼シ同夜ヨリ多少就眠スルヲ得十三日頃迄ハ精神ノ抑鬱著シク何事カ沈思シテハ落涙セリ舉動ハ一般ニ遲鈍ニシテ歩行ニ力ナク喫飯ニ時ヲ要シ言語ハ低聲ニシテ遲滯セリ此間被告ハ自己身邊ノ安危ニ對シ間疑問ヲ發シテ其説明ヲ傍人ニ求メシコトアリ(〇〇區〇〇町私立〇〇病院醫員大〇省〇供述ノ要領)被告ハ六月二十七日以來東京腦病院へ轉院セシガ其精神状態大同小異ナルモ抑鬱セル状態ハ漸次精神昏迷状態ニ移行スルモノ、如シ

以下項ヲ分チテ其狀況ヲ記述センニ

指南力ハ先ヅ大體ニ於テ特別ナル障礙アリト認ムルヲ得ズ即チ被告ヲ檢診スルニ際シ檢診ノ場所(〇〇病院、東京腦病院、東京府巢鴨病院)ハ其都度明カニ之ヲ認識指南シ得ルニテ知ル然レドモ進ンデ

現在時日ノコトヲ尋問スルニ毎々一二日ノ相違アルヲ免レズ其他所在地ノ認識周圍ノ關係等ハ先ヅ大體ニ指南ヲ與フルコトヲ得ルモ而カモ全ク常人ノ如ク健良ナリト認ムルヲ得ザルモノアリ記憶力ハ近時殊ニ兇行當時ノコトハ相當ニ追想シ得ベキヤ否ヤ先ヅ豫審調書ヲ參照スルニ實ニ下ノ如クニシテ其記憶ハ只ダ概括性ニ過ギザルコト一目瞭然タリ即チ

問 『自宅で妻を殺害したるか』

答 『判然とは覺へませぬが妻を殺害致しました』

問 『小刀で妻を切つたるか』

答 『小刀か洋刀かは思ひ出せませぬ』

問 『妻を切りし刃器にて自分を傷けしか』

答 『左様です』

更ニ余等ニ於テ二三ノ問ヒヲ起シテ之ヲ試ムルニ追想力ハ甚ダ薄弱ナルヲ免レズ即チ

問 『兇行の時間は何時か』

答 『六月八日の晝なるも時間は分りませぬ』

問 『兇器は其後如何にせしか』

答 『分りませぬ』

問 『妻の殺し方は如何』

答 『何でも妻の頸部を横より刺したりと思ひます』

其他余等が數度ノ檢診ノ際日時ヲ能ク記録シテ次回ニ答フベキコトヲ特ニ注意シ置キテ後日之ヲ確ムルニ其日時ヲ錯誤スルコト屢々ナリ

余等ハ尙舊時ノ記憶力ノ如何ヲ鑑識スベク之ト問答スルニ其追想方近時ノモノ、如ク左迄ニ困難ナラザルモ而モ尙幾分追想困難ニシテ平易ノコトスラ其追想ヲ喚起スルニ永キ時間ヲ要スルコト多ク其レスラ往々正鵠ヲ失スルコトアルハ次ノ問答ヲ見テ其一斑ヲ窺フベシ

問 『年齢は何歳か』

答 『三十五歳であります』(正)

問 『出生は何時か』

答 『明治六申年六月二十日』(實ハ五申年)

問 『原籍地は如何』

答 『〇〇縣〇〇郡牛〇村二十何番地』(實ハ十七番屋敷)

聯想ノ状態ヲ知ラントテ被告ト問答ヲナスニ被告ハ容易ニ口ヲ開カズ漸クニシテ口ヲ開クモ語列遅々トシテ進マズ些々タル交話ノ爲メニ意外ニ永キ時間ヲ要シ明カニ考慮進行ノ遲滯セル状態ニアルモノト認めラル然レドモ觀念聯合ノ方法ニハ敢テ異常ヲ呈スルヲ見ズ從テ余等ノ問ヒニ對シテモ意外ナル又奇異ナル返答ヲナセシコトナク只ダ寡言ニシテ發語ノ遅々タルニ過ギズ且又記憶力ノ多少乏キト同

様ニ考慮ノ内容モ亦多少貧弱シ居ルハ免レザル所ノモノ、如シ
辨識力ハ可ナリニ障礙セラル被告ハ曾テ〇〇病院ニアリシトキ鳥ノ啼キ聲ヲ聞キ付テ『彼ノ鳥ノ啼キ聲ノ内ニ如何ナル意味ノ含マレ居ルヤ』ヲ附添看護人ニ質問シ又新聞紙ヲ讀ミテ『紙面ニハ現ハニハ記載サレザルモ裡面ニハ我事ガ遠廻シニ記載サレアリ』又枕邊ノ雜誌ヲ繰キテ『茲ニモ我事ガ書キ立テアル如クニ察セラルルガ故ニ只ダ畫ノミヲ見ル』杯自白シ尙『來訪人アルモ我ニハ諷刺的ニ見舞フモノトシカ思ハレヌ』隣室ニテ人ガ交話スルト何トナク私ヲ圖ルカノ如ク察セラル』ト自ラ訴ヘタリ又余等ノ曾テ突然ニ臨場セシヲ見テ何事ナルカト一時ハ大ニ疑惑セシカド余等ノ醫師ナルコトヲ告ゲテ只管慰撫セシニヨリテ多少意ハ釋ケシガ如キモ而カモ猶ホ不可思議ニ堪ヘザルモノノ如クナリキ
尙被告ガ自己ノ心身ヲ如何ニ感覺シ又如何ニ辨識シ居ルカヲ試ムベク種々反復シテ尋問スルニ『親族のものは私を精神病と云ふも私には何だか分りませぬ』只ダ『私には腦病あるものと覺り得るだけであります』ト答フルノミニテ自己ノ病氣ニ對スル正シキ見込ハ勿論精神病的感覺スラモ現存セズ只ダ纒カニ腦病アル位ニ覺リ得ルニ過ギズ
余等ハ亦被告現在ノ立テ場ヲ如何ニ想像シ居ルヤヲ試ムルニ〇〇病院在院中ハ只ダ『傷所ノ治療ノ爲メ』ト答ヘ東京腦病院へ轉院後ハ『單に病氣の爲めに病院に入れられしものと思ひます』ト答フルノミニテ此コトニ就テハ深く精神内ニ印刻シ居ラズ從テ又此等ニ就テ碌々想像シタルコトモナク又想像ヲ廻ラサントスルノ念慮モナキモノノ如クナリ

余等ハ進ンデ被告將來ノ希望如何ト尋問スルニ既往ノ過失乃至罪科ヲ慮ルノ情甚ダ薄弱ニシテ敢テ妻ノ冥福ヲ祈ルノ方法乃至ハ今後如何ナル行動ヲ取ルベキヤ或ハ天命ヲ待ツベキヤニ就テ殆ンド其意ヲ言明スルコトナク只ダ『前途のことは何共分りませぬ』何も考へませぬ』どんな考もありません』ト答フルノミ是レ謹慎又ハ特別ノ注意ヨリ出デシ故意ノ言明ニハアラズシテ被告現在ノ思慮ガ比較的空白ナルニ近キヲ有リノ儘ニ露白シタルモノノ如クニ察セラル

問 『氣分が晴々するか』

答 『何分氣が進みませぬ』

問 『然らば氣が沈み勝ちなるか』

答 『氣は沈まぬが主に氣が遠くて茫然ボヤヤしました』

問 『何か苦しき心地あるか』

答 『今は苦しきと思ひませぬが何だか氣が濟まぬ心地します』

問 『世間が恐ろしきか』

答 『今はありません』

問 『妻は實際に死せりと思ふか』

答 『實際に死にしと思ひます』意外ニ平氣ナリ

問 『妻を殺して氣の毒と思はざるや』

答 『其當時は非常に悲しくありました』

問 『妻を殺せし動機は如何』

答 『妻より望みし故であります』

意志ハ薄弱減退セリ即チ被告ハ終日病院ニ起臥シテ碌々何事ヲモ爲サズ而カモ殆ンド退屈スルノ狀ナシ被告ニ就テ問フモ『根氣がありません』ト答ヘ何カ氣ヲ轉ジサセテハ如何ト問フモ『多少其心はありますが何分其氣になれませぬ』ト述べ其顔容ハ甚ダ表出ニ乏クシテ多少假面狀ヲ呈スルノ觀アリ眼球ハ濕ヒ眼光ハ濁シ又常人ノ如ク注意ニ連レテ定所ヲ注視スルコトナク多クハ外界ヲ藐視スルニ過ギズ余等ハ又被告ノ上肢ヲ高ク舉上スルニ余等ノ與ヘタル位置ノ儘ニテ敢テ之ヲ下ゲントハセズ又被告ノ前ニ立チテ余等ガ自身ノ上肢ヲ高舉スルニ被告ハ自ラ進ンデ何ヲナスベキヤ或ハ又退テ何レニ出ヅベキヤニ就テ頗ル惑ヒニ堪エザルモノノ如シ又被告ハ余等ニ向テ會テ禮揖セシコトナク又挨拶ヲ述べシコトモナク一見奇異ニ感ゼラルル所ナルモ是レハ一般感情ノ缺乏ト等シク道義感情ノ缺乏ニモ由ルベケレド茲ニ於テハ寧ロ意志減退ニ原ケルモノトモ察セラレ得ベシ

結論

以上解説スル所ニヨリ之ヲ按ズルニ被告ノ父ハ大酒家母ハ壯年時神經病アリ老年ニ及ビ老耄シテ精神衰弱ノ徵候ヲ呈シ搗テ加ヘテ一人ノ姊ハ精神病ニ罹リテ死セリ乃チ被告ハ既ニ已ニ精神病ヲ出スベク素累ヲ稟クベキ所ノ血族間ニ生レタルモノタルヲ免レズ

而シテ被告ハ幼時ヨリシテ已ニ意志薄弱ナルノ徵候ナキニアラズ長ズルニ及ンデモ尙精神健全トナル能ハズ事能ノ輕重ヲ斟酌スルヲ得ズシテ些々タルコトニモ猜疑心ヲ起シテ所謂取越苦勞ヲナスノ癖アリ又職業上ニ於テ自己ノ業務的趣味ニハ熱中スルガ故ニ業務神聖ノ上ヨリ云ヘバ固ヨリ間然スル所ナシト雖ドモ元來精神病性素累アル被告トシテハ却テ之ガ爲メ日常精神過勞ニ陥リツツアリタルノ傾向ハ略ボ察知スルニ足ル此等ノ爲メ被告ハ精神活動範圍次第ニ偏狹トナリ自ラ樂ムベキ趣味モ頗ル狹縮シ生活ハ單調トナリ以テ益々精神ヲ練磨スルノ機會ニ遠ザカルヨリシテ病的素累ノ萌芽ハ彌有力トナリ來ルハ理ノ當ニ然ルベキ所ナリ

其レカアラヌカ被告ハ今ヲ去ル數年前已ニ第一回ノ病的發芽ヲ來タセリ(當病歴參照)幸ニシテ此發芽ハ日ナラズ枯凋セシモ爾來神經過敏ニシテ刺戟症ヲ殘セリ(山○醫師診斷書)然ルニ被告ハ其後十年ト共ニ内ニ對シテハ家族ヲ加ヘテ責任ノ重大トナルアリ外ニ向テハ業務ノ繁雜ニ赴クアリ内外相俟テ被告ノ精神ヲシテ益々過勞ニ陥ラシメテ素累ヲ強カラシメタルハ事實ナリ假令被告ニアリテハ收入餘リアリテ生活上敢テ苦痛ノナカリシニセヨ精神偏狹ニシテ變通ノオナク所謂氣ヲ轉ズルコトヲ能セザル被告トシテハ殊ニ業務ノ繁雜ハ被告ノ精神ヲ過勞セシメテ以テ益々其弱點ヲ強カラシメタルハ爭フベ

カラザル所ニシテコレト被告今回ノ發病トノ連鎖ハ歷々トシテ掌ヲ指スガ如クナリ

斯カル間ニ被告ハ本年初春ノ頃富○、金○兩人ヨリ期限ヲ附シテ彫刻物ヲ依頼サレシガ其一方ハ期限ニ後レタリトテ頗ル之ヲ苦慮セリ而シテ先方ハ被告ノ此コトヲ苦慮スルヲ見テ敢テ其期限ニ後レシヲ怒ラズ却テ好意ヲ以テ被告ニ對セシニモ拘ラズ被告ハ猶モ此コトヲ苦慮シ居常抑鬱不安ニ堪エザルモノノ如シ其ヨリ厭世的トナリテ此コトヲ母ヤ徒弟ニ洩ラシ加之被害ノ念頻リニ涌キテ自己ノ恩師タル石○○○ヤ職業上ノ顧客タル富○長○○、金○兼○○等ニ見捨テラレシトノ被害的妄想ヲ起セリ此コトガ實ニ無稽ナル妄想ナルハ前記富○ノ好意、石○ノ○○ニ對スル勢援的慰撫ニヨリテモ明カナリ而モ精神作能ノ已ニ常態ヲ逸シタル被告ハ之ヲコレ思ハズシテ一ニ自己ニ罪業アルモノノ如ク判斷シ世ヲ厭ヒ人ヲ怖レ其結果自己ノ朝寢スルコトヲモ尙且自己ノ罪業ノ如ク思惟スル程ニテ其精神内界ノ痛苦ハ略ボ想像スルニ足ルベク被告ハ寧ロ我身ヲ殺シテ此痛苦ヲ脱セントシタルハ事實ナルニ近シ現ニ兇行ノ前日妻ニ向ヒ『我レ若シ死セバ回向ヲナシ吳レヨ』ト口外セシ如キ實ニ其實想ヲ窺フニ足ル而シテ翌日突然兇行ニ出デシ所以ノモノハ被告ノ精神上ノ痛苦ガ遂ニ堪エ得ズシテ外界ニ向テ暴發セシモノナリ然ラバ何故ニ活潑粗暴ナラザリシ所ノ被告ニ突然如此所業アリヤトノ疑問起ランカナレドモ其ハ精神内界ノ暴發シテ暴動的活劇ヲ演ズルハ却テ感情ノ抑鬱シテ被告ノ如ク罪業又ハ被害ノ妄想ヲ有スルモノニ實際多ク且最モ悲惨ナル所業ヲナスモノナリ尙此際被告トハ毫モ不和ノ形跡ナク又曾テ罪ナキ妻ヲ殺害セシ理由ハ被告ガ我身邊ハ固ヨリ我ト最モ親近ナル妻ヲモ此痛苦ノ境涯ヨリ脱セシメザ

レバ後日妻ノ身上ガ危険ノ域ニ沈淪セントノ病的慈心ヨリ先ヅ妻ヲ殺シテ後チ自己モ亦同一ノ兇器ニテ自殺ヲ企テシモノナリ之ヲ豫審調書ニ照スモ『其當時一寸のことが氣に掛り世の中が何となく忌やになりました』世の中が非常に忌やになつて妻を殺害しました』私は世の中が忌やになつたから自分で死ぬ氣になりましたが妻を獨り残して置ては可愛想だから俱に死ぬ氣になつたからです』『自分も死ぬ氣で咽喉の邊を突きました今考へて見れば自分は死ぬ氣であつたのに何故此病院に來て居るか其れが不思議でなりません』『金〇も富〇も私の恩人であるのに其兩人から頼まれた仕事の後れで申譯がないと思ひ心配して世の中が忌やになりました』等被告ノ自白セシ所ヲ以テ容易ニ知ルヲ得ベキナリ

此ノ如クニシテ被告ニハ感情抑鬱、精神不安、罪業妄想、被害妄想アリ尙考慮ノ遲滯アリ又意志ノ遲滯アリテ其病症ハ躁鬱狂ト稱スル精神病屬中ノ鬱狂狀態ニシテ其間ニナセシ暴動的兇行々爲ハ鬱狂狀態ニ屢々來ル所ノ暴動發作ト見テ可ナルモノノ如シ然レドモ現在症ヲ考フルニ精神ノ不安ヤ妄想ハ殆ンド消退シ感情ノ抑鬱ハ感情ノ鈍麻ニ變ジ考慮及意志ノ遲滯ハ依然現存セリ此等諸症ヲ總合スレバ其病狀ハ昏迷狀態ニ屬シ而シテ其ノ鬱憂狀態ノ經過中ニ發シタルモノナルガ故ニ宜シク鬱狂性昏迷狀態ト稱スベキモノナリ而シテ明治三十九年六月八日被告ガ其妻ヲ殺シ且自殺企圖ヲモナセシハ即チ鬱狂的暴動發作ニヨルモノニシテ其當時被告ハ殆ンド無意識ノ狀態ニアリタルモノニシテ隨ツテ被告ハ其當時知覺精神ノ喪失ニ由リテ是非ノ辨別ナカリシモノナリ

鑑定

余等ハ以上ノ論旨ヨリシテ被告ニ對スル鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

- 一。被告録ハ精神病者ナリ
- 一。被告録ガ明治三十九年六月八日ニ於テ爲シタル兇行行爲ハ該病ノ發作ニヨリ是非辨別ノ能力ヲ缺キシモノト認ム

右及鑑定候也

此鑑定ハ明治三十九年六月二十一日ヲ以テ著手シ同年八月八日ヲ以テ結了ス

明治三十九年八月九日

東京帝國大學醫科大學教授 秀 三
 醫學博士 吳
 東京帝國大學醫科大學助手 北 林 貞 道

右被告ハ知覺精神喪失者トシテ明治三十九年八月十九日免訴トナレリ。○其後被告ハ〇〇〇〇病院ニアリシガ明治四十年三月二十二日縊死セリ

ニ在ラズ被告ハ某學校ノ横町ニ潛ミ人ノ起出ツル頃其所ヲ去リ盜ミシ金ニテはがき十枝ヲ買ヒ電車ニ便リ小石川某町ナル叔父入○伊○○ニ至リ同所ニテ逮捕サレシ當時金四圓四十六錢ヲ所持セリ
 被告ハ淺草警察署ニ於テハ『全く其男二人に勸められ色情の爲め心得違ひ』ヲナセリト云ヒ(石○警部聽取書)東京地方裁判所豫審廷ニ於テハ『人から勸められて致したのです』『御金があれば(國へ)連れて行くから御金を拵へると申したから森に這入る氣に成り』タリト述べ(調書)又男『兩人より御前の國へ連れて行くに付ては金が入るから何所かで金を竊で来いと云ふから私は嫌だと云ふたら盜で来なければ聴かないと申て威かし升たからそれでは自分の元奉公して居た森へ這入つて盜で来様と申した』ト陳述セリ(第二回調書)

抑被告ハ從來其田舎即チ○○ノ○○ニアリシガ知人ナル土○○ト共ニ明治三十七年ノ暮出京シ同年十二月末ヨリ其人ノ親類ナル前記森○○方ニ奉公ニ棲込ミ三十八年五月マデ居リ其後一度回家ヲ出デシガ又立歸リ八月三十一日ニ暇ヲ取ツテ○○區○○町ノ野○○成○○方(○○ト云ヘルめりやす工場)ニ備ハレ十一月十五日マデ同所ニ居リシガ同日病氣ノ爲メ暇ヲ取り國ニ歸ル積リニテ淺草公園ニ至リ前記ノ如キ犯罪ヲナスニ至リタルナリ
 關ツテ被告ノ既往史ヲ尋ヌルニ先ツ第一被告ノ近親ニハ精神病者ナク(調書)又被告自身ハ學校教育ヲ受ケズ讀書習字ヲナシ得ズ(調書)彼ハ常ニ『腦がわろく』明治三十八年中頭痛胃症アリ平生『氣に障ることあれば氣が荒くなる』森方ニ奉公中時々『氣荒くなり』誰彼ヲ論ゼズ之ト争ヲナシ又時々『夢中にな

るかと思ふ様な事もあり『又或時ハ『陰部を出たして店の男に向ひシロ〜』ト云ヒシコトアリ同家ヲ出デタルモ『氣荒くて不向き』ナルニヨレリ(調書)同年九月頃ヨリ『氣が變になり間違つたこと』アリタリ(調書)

入監時。明治三十八年十一月二十日(監獄醫ノ見ル所ニヨレバ)被告ハ月經中ニテ自カラ手ヲ股間ニ挿ミ血ノ著キタルヲ嘗メ居タリ十一月二十一日左半身(上下肢共)感覺脱失シ痛覺モ冷温ノ感覺モナク精神過敏意志頗ル薄弱ニシテ幻覺ナク監獄醫横○碩○○ハ之ヲひすてりいと診斷セリ十二月二十日右半身ノ感覺脱失ニ兼テ金屬板性感覺轉移症狀アリ暗示的ニ感覺脱失部ヲ身體ノ一所ヨリ他所ニ轉移セシムベシ(第二回公判始末書横○碩○○證言)

現在ニ在リテ被告ハ其精神界ニ於テ知識經驗ハ甚ダ貧弱ニシテ形アルコトニ付キテ箇々ノ思想ヲ有スルモ之ヲ總合スルコト能ハズ日常慣熟セルコトハ之ヲ暗ランシ理解シ得ルモ稀ニ接スルコト乃至稍高尚ナルコトハ之ヲ了解スルコト能ハズ追想十分ナラズ記憶薄弱ニシテ思慮淺表的ナリ故郷ヲ出デシハ明治三十七年ナルヲ知ルモ何月カ確知セズ恐ラク十一月ナラント云何時入監セシヤ入監後何ヶ月ニナルヤヲ知ラズ現在ノ月日ヲ詳知セズシテ一二ヶ月ヲ算ヘ誤リ父ノ名ハ近○金○○ナルヲ知ルモ其年齢ヲ知ラズ母ノ名ヲ問ヘバ『確か阿春と云ひました』ト答フ

自己ノ生年月ヲ知ラズ兄弟ノ數、其各人ノ名及ビ年齢ヲ算フルモ自己ノ住所ノ番地ヲ知ラズ智力一般ニ甚下劣ニシテ言談ハ其内容ニ於テ宛然トシテ十一二歳ノ少女ノ如ク又之ニ類シテ甚我儘頑固、不羈

ナリ目前ノ利慾ニ眩シ他人加之父母兄弟ノ安危サヘ意ニ介セズ只何故カ頻リニ出征セシ兄ニ遇ヒ度ト云フモ其理由ニ就キテハ何故ナルヲ問フモ一句モ答ヘズ感情ハ刺戟性ニシテ氣ニ入ラヌコトアレバ剛復不順ニシテ更ニ他ヲ顧ミズ訊問ノ際ニ何カ本人ノ意ニ適セヌコトヲ問ヒ又ハ言ヒタルトキハ憤懣ノ色ヲナシテ毫モ語ヲ發セズ鑑定人タル余ガ割合長キ月日ヲ經テ鑑定ノ結了ニ至ルヲ得ザリシモ主トシテ之ニ由ル程ナリキ

被告ノ身體ニ關シテハ特ニ著キ異常ヲ認メズ全身肥胖ニシテ皮下脂肪質ニ富ミ頭顱ハ顔顱ニ比シテ割合ニ少ク眼裂口裂モ常ヨリ小ニシテ齒列ハ正シク口内ニモ記載スベキ點ナク目視ハ常ニ多ク地ニ俯シテ正視セズ食思不振ニシテ夜眠モ少ナク時々不眠頭痛ヲ訴フ目下感覺及運動ノ障礙ナシ瞳孔モ平常ナリ膝蓋腱反射ハ活潑ナリ左上脛ニ電火形ノ癩痕アリ全脛ニ互リタリ胸骨上三分一ノ下端ニ蠶豆大ノけろいとアリ

説明

右ノ事實及ビ既往症ニヨリテ按ズルニ被告ガ血統ニハ精神病者ナク被告自身ガ神經症狀乃至精神病症狀ヲ有シタルコトハ其抱主等ノ言ニヨリテ之ヲ知ルベシ然レドモ余ガ鑑定當時ニ於テハ此等證言ニアル如キ症狀ハ之ヲ認メザルノミナラズ横〇監獄醫ノ診定セルヒすてりい症狀ヲモ發見シ得ザリシ而シテ余ガ診察ノ結果ニヨレバ前記精神病狀ヲ有シテ精神能力ノ一般ニ不完全ナルモノニシテ是非ノ辨別ニ乏キモノナルコト明白ナリ之ヲ精神病弱ト云ヒ被告人ニ於テハ此病症ハ生來ノモノト認定スルヲ至

當ナリトス何トナレバ其精神薄弱ハ精神全般ニ互リテ諸精神現象ニ抵觸ヲ見ズ又精神異常ナリシモノカ衰弱シタルノ徵候ヲ認メザレバナリ

此ノ如キ生來ノ精神薄弱者即白癡者カ既往ニ於テ諸種ノ神經症狀及ビ精神病狀ヲ發シタルコトアルハ日常吾人ノ經驗スル所ニシテ毫モ稀異ニアラズ

且又被告ノ犯罪當時ノ精神症狀ヲ考フレバ被告ハ病氣ノ爲ニ主人方ヨリ暇ヲ取り故郷ニ歸ラントスル際ニ淺草ニ於テ惡漢二人ノ爲ニ色情ト利欲トヲ以テ挑唆セラレ『西國へ同行スベシ』『金を調へて來なければ連れて行くことは出來ん』ト云ヒ誘惑脅迫シツ、玩具ノ刀ヲ與ヘラレテ遂ニ舊主人森方へ盜ミニ入リシモノニシテ是レ全ク前陳精神薄弱ニ基キタル知覺精神ノ喪失ニヨリタルモノトス故ニ

鑑定文

一、被告人ハ現時精神病ニ罹リ居ルモノナリ

一、明治三十八年十一月十六日〇〇區南〇〇町十五番地森〇〇方ニテ強盜竊盜ヲ爲シタル當時

心神喪失ノ状態ナリ

此鑑定ヲナシタル時間ハ明治三十九年一月十三日ヨリ同年九月八日ニ至ル二百四十一日間トス右之通鑑定候也

三十九年九月八日

東京市本郷區西片町十番地

醫學博士 吳

秀 三

右被告ハ知覺精神喪失者トシテ明治三十九年九月二十二日無罪ノ宣告ヲ受ケタリ

* * * * *

第二十七例・放火犯被告人伊○滿○鑑定書

○○區○○○町○○○番地

士族○○○○茶屋

伊 ○ 滿 ○

弘化三年七月十八日生

右被告ハ居宅ヲ○○○○前ニ有シ同○○○○ノ出迎人ヲ目的トシテ茶屋ヲ業トシ且同町百十二番地ニ一棟建五戸續ノ長屋ヲ所有シ之ヲ賃貸シテ生活ノ資トナスモノナルガ近來生活上ニ一頓挫ヲ來シタルガ如ク該家屋ヲ他ニ擔保トシテ金一千二百圓ノ債務ヲ負ヒ益困窮ニ陥リ又其前ニ該家屋ヲ横濱火災保險會社ノ(一千圓ニ對スル)ノ保險ニ附セルガ其料ダモ支拂得ズシテ是亦債權者ノ手ニ委託スルノ

已ムヲ得ザルニ至リ且又明治三十七年十一月頃以來彼家作ノ賃貸ニ付テ借主小○貞○ト值上ニ關スル紛紜ヲ生ジ數度談判ヲ重スルモ未ダ其局ヲ結ブニ至ラズ却テ強硬ナル反抗ヲ受ケ相反目スルニ至ル被告ハ是ニ於テ自己ノ生活境遇ト小林トノ衝突ニヨリ悲憤ニ堪エズ其家屋ヲ焚拂ヒテ一面保險料ノ一部ヲ收得シ一面小○ニ對スル餘憤ヲ晴サント決心シタルモノ、如ク明治三十九年五月十六日午前零時頃家人等ノ熟睡ヲ窺ヒ放免囚出迎人ガ置去リシ高橋ト印セル提灯ヲ點ジ燐寸ヲ用意シ前記小○貞○方ニ至リ小○等ノ寢靜マルニ乘ジテ燐寸五六本ヲ紙燃ニテ結ビ之ヲ摺テ點火シ南向椽上ニ投揚ケ其家屋ノ燒燬ヲ期待セシモ偶通行人アリテ暫時燃上レル時ニ發見シ家人ニ通ジテ共ニ消止メ被告ハ遂ニ目的ヲ遂グズ歸宅シ居ル所ヲ巡查ノ爲ニ逮捕セラル(警部高○義○意見書)

明治三十九年五月二十九日東京地方裁判所豫審判事設○○○ハ余ニ命ズルニ右被告人ニ關シ左ノ二項ヲ鑑定スベキコトヲ命ゼリ余ハ依テ東京監獄ニ至リ數回被告人ヲ檢診シ豫審調書ヲモ參攷シテ鑑定ヲ下シタリ

一○ 被告伊○滿○ハ明治三十九年五月十六日頃ニハ精神ニ異狀アリタルヤ否ヤ竝ニ現在同人ノ精神上ノ狀態如何

被告ハ愛知縣名古屋中屋敷ニ生レ十歳ノ時東京ニ出デ爾來常ニ當地ニアリ伊○ハ母ノ家ノ姓ニシテ生父ハ眞○與○ト云ヒ被告二歳ノ時仲間ト軋轢シ自殺セリ時ニ四十八歳ナリキ生母ハ○ト云ヒ嗣子(被告ノ兄)死亡セル故其實家ニ歸リシガ其戸主タル兄弟ト和合セズ明治十五年頃家出シテ今ニ行衛ヲ

知ラズ祖父母ノコトハ分明ナラズ被告ニ兄一人アリ名ヲ鉄〇〇ト云ヒシガ十八歳ノ時脚氣ニテ死セリ被告ハ三度結婚セリ初メハ二十八歳ノ時ニシテ夫婦間和合アシク一年許ニテ分レ二度目ハ三十三歳ノ時ニシテ其妻ハ二年ノ後肋膜炎ニテ死亡シ第三回ハ四十一歳ノ時ニシテ其妻ハ猶健存同棲ス子六人アリシガ其中二女子ハ幼時驚風ニテ死シ一女子ハ肋膜炎ニテ死シ殘ル子ハ三人ナリ即チ長子ハ男性ニシテ本年十五歳ナルガ六歳ノ時眉間ニ石ヲ打付ケラレ負傷セシヨリ精神痴鈍トナリ十二歳頃ヨリハ歩行スルコトモ叶ハズ次子ハ女性ニシテ九歳、第三子ハ男性ニシテ六歳共ニ健存ス

被告本人ハ羸瘦シ皮膚竝ニ皮下脂肪絨ハ消耗シタリ頭髮ハ半白ニシテ稍疎鬆ナリ頭形ヲ見ルニ顛頂ハ左側ニ於テ其前部膨隆シ後頭右側部ハ輕ク壓平セラル眼裂稍大ニシテ眼球少シク提出スルカノ如クナルモ虹彩膜ハ淡褐ニシテ薄青色ヲ帯ビ左右共ニ老人環ヲ呈シ輕度ノ老視眼ヲ認ムベシ瞳孔ノ反應ニ異常ナク鼻ノ下半ハ斜位シ鼻端ハ稍右方ニ偏ス鼻腔耳内ニ異常ヲ認メザルモ左方鼓膜ハ稍溷濁シ且患及ビ細キ裂柱ヲ殘シ左側ニ於テハ前齒殘存スルノミナルモ第一前齒ハ既ニ半バ齶潰セリ舌ニ苔ナシ其提出セル尖端竝ニ縁邊ハ不安ニシテ振顫ス挺出ハ直前ニ向ヒ横傾セズ頸部ニ異常ナシ胸部ハ肋間肉疲ゼテ骨痕明。左側乳嚙下三仙迷許ニ於テ心尖搏動ヲ認メ之ヲ打診スルニ心左界ハ左乳嚙線ニ達ス心音ハ心尖ニ於テ收縮音不清大動脈口ニ於テ第二音高調トナル肺臟ニ打診上聽診上變化ヲ認メズ腹部ハ仰

位ニテ陷凹シ其内ニ異常ノ腫瘍又ハ感覺ナシ腹腔ハ萎縮シ兩手ハ手腕關節マデ共ニちやのーセヲ呈シ兩足モ之ニ同ジ膝蓋蹠反射ハ活潑ナリ其他感覺運動ノ障礙ヲ認メズ精神上ヨリ之ヲ見ルニ被告ハ能ク現今ノ月日ヲ辨ヘ居所ヲ知り傍人及周圍ヲ鑑識シ注意ハ移ラズ又滯ラズ人ニ接スルコト丁寧ニシテ禮儀ヲ缺カズ

音聲ハ高明吐詞ハ明晰話ヲナスヲ清爽ニシテ淀ミナク問ニ對シ答フルヲ迅速ナリ多辯ニモアラズ又語ルコトニ序次ノ混亂ナク井然トシテ善ク整ヒタリ記憶ハ近事ニ關シテモ舊事ニ關シテモ略尋常ニシテ健忘ノ跡ヲ認メズ計算力モ想像力モ高マラズ又衰ヘズ五官ノ感覺ニ障礙ナク幻視幻聽等ノ症狀存在セズ感情ハ爽快ニ失セズ抑鬱モセズ激シ易カラズ又其度ヲ愆ラズ意志界ニ於テモ亦敢テ病ノ爲ニ高ブリ又ハ減殺スルコトナク又他人ノ意向ニ影響ヲ受クルコトモ尋常人ト差違ナシ其他色情食慾等ノ變常モ之ヲ發見スルコト能ハズ之ヲ要スルニ精神界ニ於テハ特ニ異常ト認ムベキ點ナシ

說明

以上開陳スル所ニヨリテ之ヲ案スルニ被告ハ其父母ニ於テ精神ニ異常ナルモノアリ即チ精神病の遺傳ヲ有スルコトハ明ナルモ其身體上ニ於テ頭形其他多少ノ異常アルモ而モ其精神狀況ガ毫モ尋常程度ヲ去ルガ如キコトナキヲ見ルニ被告ガ精神病ニ罹リテ之ガ爲ニ知覺精神ヲ喪失シテ是非ノ辨別ヲ缺クガ如キ精神狀態ニアラザルコト勿論ナリトス

翻テ又被告ガ他人ノ住宅ニ放火シタル當時ノ精神狀態ヲ案ズルニ被告ハ其當夜犯罪後家ニ歸リシ時妻

ノ何レニ行キシヤト問ヘルニ對シ「他へ騒がしき故見に行きたるも何事もなし」ト答へ資○巡查ガ取調ニ出張セルヤ何喰ハヌ體ニテ「昨夜は宵より寢に付きたれば外出せず」ト云ヒ妻ガ旁ヨリ提灯モテ出デシコトヲ注意スルヤ狼狽シテ「火事にて騒がりし故提灯もて見廻はりましたけれども何事もなかりし」ト答へ伊○巡查ノ取調ニ對シ最初ハ強情ニ實ヲ吐カザリシモ遂ニ「あの○町○○二番地の家作に住み居る小○なるものは妻の名義を以てあの家を借受け本年二月中より屋賃を支拂はず剩さへ擁に難題を申掛くるにより屢口論をなし昨日も然りしを以て昨夜十二時頃提灯を點じて再び小○方を訪ひ談判せんとせしに彼等既に就寢し戸を叩くも起き出でざる」ヲ以テ「無法なる考を起しまして」提へタル提灯ヨリ燐寸ヲ取出シ五六本ヲ一緒ニ括リ付ケ火ヲ點シ南向店ノ庇ニ投ゲ來レリ是レ一時ノ脅迫ニシテ敢テ燒燬ノ意ナクシテ爲セシナリト自白シ且同巡查ニ其用ニ供シタル提灯ト燐寸箱トヲ提出セリ（逮捕告發調書）ト云フ是ニヨリテ之ヲ觀レバ被告ガ其當時ノ所爲ハ特ニ何等ノ精神病症狀ニ誘發サレテ此ノ如キ犯罪ニ至リタルニアラズ唯談判意ノ如クナラザリシ憤懣ノ餘リニ無謀ノ所爲ニ出デタルモノニシテ多少ノ感動ニ激セラレタルガ如キモ是レヨリ以後ニ於テ感動ニ關シテモ更ニ病候ヲ認メザルガ故ニ是ハ精神尋常人ノ感動的所爲ト認ムルヲ得ベキモノナリ

故ニ余ハ本件ニ關シテ左ノ如キ鑑定ヲ下サントス

一。被告伊○滿○ハ目下精神ニ異狀ナシ猶明治三十九年五月十六日頃モ亦然リシモノト推定ス

右鑑定ハ明治三十九年五月二十九日ニ著手シ同年十月十九日結了ス

明治三十九年十月十九日

東京市本郷區西片町十番地

醫學博士 吳

秀 三

右被告ハ明治三十九年十月二十七日○○監獄ニ於テ加答兒性肺炎ニヨリテ死亡セルヲ以テ事件消滅セリ

第二十八例 放火犯被告人木○梅○鑑定書ノ審查意見

明治三十九年四月二十五日午前一時三十分頃○○縣○○郡○○村大字四分關○藤○方ヨリ失火同二時三十分頃鎮火シ其一户全燒セリ此家屋ハ同大字中○助○郎ノ所有ニ係ルモノナリ

其發火ノ原因ハ不明ニシテ而モ常ニ火氣ナキ場處ヨリシタルヲ以テ警察官ハ之ヲ故意又ハ惡戯ニ出ツルモノトナシ搜查セシ結果

本籍 ○○市○○區○町○丁目四百十八番屋敷
 當時 ○○縣○○郡○○村大字四分二十八番屋敷寄留

平民牛車挽業

木 ○ 梅 ○

明治二年六月六日生

ハ常ニ右藤○ト不和ニシテ出火ノ當日モ之ト喧嘩口論ヲナシタルニヨリ其結果憤怒ノ餘リ藤○方ニ放火セシニアラズヤトノ嫌疑ニテ○警察署ニ引致セラレ訊問ヲ受ケシ末途ニ放火セシコトヲ自白セリ其後豫審中○地方裁判所豫審判事○○○○ハ明治三十九年五月八日○○市○○町醫師○○○○ニ命ジテ被告ガ心神喪失者ニ非ザルヤヲ鑑定セシメタルニ同人ハ被告ヲ以テ生來精神異常ニシテ破瓜期ニ達シ慢性酒精中毒狂即チ慢性中酒狂ニ罹レリ本人ガ本年四月二十五日ノ放火行爲ハ酒ノ爲メ精神ヲ刺戟シ心神喪失ニ陥リテナシタルモノト鑑定ス現在ニアリテモ尙ホ慢性中酒狂ニ罹リ居ルモノナリト鑑定シタルニ基キ○○判事ハ明治三十九年六月二十五日ヲ以テ被告ノ所爲ヲ刑法第七十八條ニ依リ其罪ヲ論ズベキモノニアラズトシ刑事訴訟法第六十五條ニ從ヒ被告ヲ免訴シ且放免シタリ

鑑定書

明治三十九年五月八日○○地方裁判所豫審判事○○○○殿ヨリ當時○○監獄在獄中ノ放火被告事件被告人木○梅○ニ就キ左之鑑定事項ヲ鑑定スベキコトヲ命ゼラル

鑑定事項

一、目下○○監獄在獄中ナル木○梅○ハ心神喪失者ニ非ラザルヤ依テ本年五月十日以來本人ノ居所ニ就キ其身體及精神狀

態ヲ診査スルコト八回並ニ左記人名中福○清○ヲ除クノ他皆其居所ニ出報シ木○梅○ノ遺傳系既往現在ノ病症ヲ尋問シ豫審廷ニ於ケル本人ノ陳述及其各證人ノ陳述ヲ參考トシ此ノ鑑定書ヲ作成ス

○○市○○區○○町十丁目二百七十四番地住木○梅○養母	木 ○	モ ○
同 養母内縁夫	木 ○	竹 ○
○○市○○區○○町二丁目百三番地屋敷住木○梅○實兄	福 ○	清 ○
○○縣○○郡○○村大字○○木○梅○母方叔父	中 ○	與 ○
同縣○○郡○○村大字四分住木○梅○家主兼雇主	森 ○	其 ○
同縣○○郡○○村大字多住	中 ○	八 ○
		吉 ○

木○梅○遺傳病系

血族中遺傳病ノミナ舉レバ左ノ如シ

- 一、實 母 三年間發狂シ遂ニ狂ヲ以テ死亡ス
- 二、實母ノ妹 曾テ某家ニ嫁シ三兒ヲ生ム發狂スルコト半年現今治ス
- 三、父方叔父 父ノ弟ノ長女生來白癡

既往 症

小兒期 四歳以前ハ不明ニ屬ス體格體質不良榮養亦然リ幼時天然痘ヲ通過スルモ其他ノ小兒病ハ不明ナリ性質柔順言語少ナク七歳ヨリ八歳迄小學ニ就學ス常ニ成績善良ナリシ廢學後獨學ス
十二三歳ニ達スル迄毎夜又晝間ニ於テ大小便ノ失禁アリ夜中驚悸夢中步行等アリシト云フ
破瓜期 身體ノ榮養不良ニシテ十七八歳ヨリ飲酒ヲ好ミ一席五六合ヨリ多キハ一升ニ達スルノ酒量アリシ醉後ハ精神發揚シ時々暴躁ニ陥リタリ

成年期ニ至リテハ益々其酒量ト酒癖増長シ一席一升以上ノ酒量ナリト二十四歳ノトキ腸空扶新ニ罹リ危篤ナリシガ幸ニシテ治ス治後一二ヶ月間ハ氣拔(重度ノ白癡)セリ病後ハ他人ノ勸告ニヨリテ飲酒ヲ禁ゼリ然ルニ二十八歳ノ頃ヨリ又飲酒ス然レドモ一席二三合ニシテ大酒スルコトハ稀ナリ

約八九年前某雇主ノ轉居時ニ慰勞ノ宴アリシガ其時大酒シテ雇主ノ時計ヲ盜ミ醉後腰間ニ狹ミ意氣揚々トシテ放歌シ村中ヲ潤歩セリ其際他人ニ我之ヲ盜ミタリト時計ヲ示セルヨリ轉々トシテ駐在巡査ノ聞ク所トナリ遂ニ窃盜トシテ三ヶ月間〇〇監獄〇〇分監ニ苦役セリ本年舊正月以來雇主森〇其〇耶ノ解雇スル所トナリ自ラ附近ノ賭博場ニ出入シ専ラ飲酒ヲ事トシ醉ヘバ揚言シテ自己ハ勞セズシテ金錢ヲ得トテ他人ニ誇リ居タリト

現在症

甲 身體症狀

體格體質不良ニシテ榮養亦然リ身長一四一仙迷體重四六斤三五〇五年齒ニ相當ス
頭蓋ノ後頭部ハ上右側隆起シ左側壓扁セラル頭蓋ヲ測定スルニ顛種長顛ナリ左耳ハ右耳ヨリ小ナリ瞳孔ニ異狀ナシ眼裂亦尋常齒列整然タリト雖斜牙ナリ口裂密閉セズ露齒ス
上肢後側下肢前側ニ體血アリ右拇指端膨大ス頭毛黑色ニシテ密生ス生殖器及肛門ニ異常ナシ
體温呼吸脈率視聽味ノ各官能ニ異常ナシ然レドモ腺官能生來缺損ス
感覺機ニ於テ觸覺過敏ナリ殊ニ脊柱ノ棘狀突起部ヲ刺戟スレバ背筋ニ著明ノ反射痙攣ヲ起ス
舌前進ニ舌尖痙攣シ懸垂垂鼻上鈍麻ス口蓋ノ穹窿其度高ク眼瞼眼筋音語運動ニ異常ナシ
反射機一般ニ亢進ス殊ニ膝腿反射ニ於テ著明身體ヲ直立セシムレバ動搖ス殊ニ閉目ニ於テ著シ
顔貌、姿態、歩行、睡眠狀態、飲食物攝取等ニ異狀ナシ

乙 精神症狀

本人ハ言語談話ニ何等異狀ナキガ如シト雖犯罪行為ニ付キ談話中詰責スル場合ニハ感情刺戟性トナル又妻子ノ如キニ轉話スルモ亦異常ニ感動ヲ發起ス然レドモ其一度感動劇發スルモ亦消失スルコト迅速ナリ其一例ヲ示セバ左ノ如シ

本年五月十六日木〇梅〇ノ實兄在〇〇福〇清〇ガ梅〇ノ通信ニヨリテ來監面會ス其際鑑定人ハ立會セルニ梅〇ハ清〇ノ面ヲ見ルヤ否ヤ俄然容色ヲ變ジテ悲哀性感動發起シ泣滿嗚咽言ハントシテ言フ能ハズ遂ニ自ラ清〇ノ面ヲ見ルヲ避ケ漸クニシテ只妻子ヲ頼ムノ三四語アルノミニシテ他事ニ不及然ルニ面會所ニアルコト約十分時ナリシガ該所ヲ出スレバ忽チ其劇甚ナル感動痕跡ヲ止メズシテ散失平素ニ異ナルコトナシ

本人ニ關〇藤〇宅失火ノ月日ヲ尋メルニ舊三月二十四日ト答フ(實際ハ舊四月二日即チ四月二十五日午前一時頃ナリ)又關〇藤〇宅失火ノ當日藤〇ノ妻〇〇ニ對シ姦通ヲ迫リ遂ニシマナ機聲ヨリ引キ下シ云々ノ行為ニ付キ其實否ヲ尋問スルニ決シテ左様ノコトヲ行ハズト答ヘ全ク知ラザルガ如シ

然ルニ其方ハ何歳ノトキ木〇ニ養子トナルヤト云ヘバ四歳ノトキト正確ニ答ヘ腸チフスニ罹リシハ何歳ノトキカト云ヘバ二十四歳ノトキナリト正確ニ答フ又女房ヲ取リシハ何歳ノトキナルカト云ヘバ初メテ馴染タルハ二十七歳ノトキニシテ彌々女房トセルハ三十二歳ナリト正確ニ答フ又監獄ニ來テ何度入浴セシヤト尋問スルニ(五月十六日尋問)三度ト確答ス初メハ何日ト云ヘバ新ノ四月三十日晝食後其次ハ何日ト云フニ初度入浴ヨリ六七七日ニ入浴セリト答フ何レモ正確ナリ本人ニ其傍ニ居ル者ヲ指シテ何人ナルヲ問フニワルイ人ヲ守ル人ト答ヘ鑑定人ヲ問ヘバオ醫者ナリト答フ其居所ヲ問ヘバワルイ人ヲ入ルル所ナリト確認シテ答フ

又本人ニ今日ハ何月何日ナルヤヲ尋問スルニ(五月二十二日検査)稍々久シク考ヘテ今日ハ舊ノ四月十日頃ト答フ(舊四月二十九日)掛時計ヲ示シ時計ハ何時間ニ區分スルカト云ヘバ考フルコト久シク十二時間テハアリマセンカト答フ十二時ノ次ハ何ト云フヤト云ヘバ考フルモ途ニ答ヘズ

又本人ニ百ヲ十集メタルトキハ幾千カト云ヘバ千ト答フ千ヲ十集メテハト云ヘバ一萬ト答フ一萬ヲ十集メテハト云ヘバ一

億ト答へ一億ヲ十集メテハ如何ト云ヘバワカリマセント答フ
其方ノ今ノ年ト女房ノ今ノ年ト合セテ其内ヨリ四歳ノ小供ノ年ヲ引ケバ後ニ幾干残ルカ考フルコト久シキモ答フル能ハ
ズ

又本人ニ窃盗ト云フコトハ其キコトカ悪キコトカト云ヘバ悪シキコトト答フ然ラバ何故ニ悪キコトト云ヘバ餘リ其クナ
イコトハ悪シキト思ヒマスト答ヘ其否判明セズ女房ノアルニ外ニ女ヲ造ルハ其キカ悪シキカト云ヘバ女房ニ知ラサナケレ
バ妨ケナキト答フルノミ
妄想及妄覺アルヲ認メズ

説 明

以上ニ依リテ考フルニ木○梅○ハ現在ニ於テ精神病候ト中樞及末梢神經病候及變質症アリ精神病候トシテハ感情刺戟性ニ
シテ感動劇發劇散スルアリ是レ感情反應ノ尋常ナラザル證ナリ此ハ榮養障礙ニヨリテ虛脱セル腦髓ノ外呈症候ニシテ即感
情生活ノ機能性衰弱ナリ又記憶ハ往時ノ遠キコト及最近時ノコトハ明カニ答フルモ其中間ニ位スルコトハ記憶セズ是レ觀
念ノ保存セラルルニ一部性脱落スルノ證ナリ又考慮ニ障礙アルハ觀念ノ聯合ノ經過遲滯スル故ナリ甚シキハ考フルモ答ヘ
ザルニ至ル是レ遲滯ノ尤モ甚シキモノニシテ之ヲ考慮制止ト云フ
又平易ノ數理ヲ解セザルヨリ見レバ精神作業ノ最高最妙ノ力即チ數智ノ能力ハ非常ニ低度ニアリ
窃盜又姦通ノ良否ノ判断ハ人ナチマタルノミニシテ真正ニ自己ノ力ニテハ解釋スル能ハズ之ノ如キハ道德上ノ意想脱落セ
ルモノナリ

中樞及末梢神經病候トシテハ上下肢體血感覺機ノ異常舌癱癱垂鈍麻反射機異常身體動搖等ナリ變質症トシテハ頭蓋ノ變
形耳殼大小斜牙齦官缺損等是レナリ

又木○梅○ハ狂實遺傳素質ニシテ既往現在共飲酒ヲ持久シ且ツ既往ニ於テ熱性病タル腸チフスニ罹リ居レリ又失禁症狀夜

中驚悸夢中歩行等ノ症狀アリ

依テ木○梅○ハ狂實ヲ遺傳シ加フルニ腦質亦不幸ニシテ完全ノ發育チナサズ是レ頭蓋ノ變形耳殼大斜牙齦官缺損等ノ變質
チ以テ證セラルル此ノ如キ腦質不完全ナル發育家ニ於テハ假令狂實遺傳者ナラザルモ狂チ發ス況ンヤ木○梅○ハ狂實遺傳者
ニ於テチヤ木○梅○ハ既ニ小兒期ニ於テ精神ノ尋常ナラザルモノアリ即チ失禁症狀ノ長キ夜中驚悸夢中歩行等ノ如キ是レ
ナリ次ニ破瓜期ニ達シテ十七八歳ヨリ飲酒ヲ好ミ益々身體ノ榮養及腦ノ榮養ヲ害シテ此ノ尋常ナラザル精神ハ遂ニ狂實ニ
陥リテ醉後喧騒暴燥スルニ至ル斯ノ如キ精神ヲ醫學上精神衰弱ト名稱シテ一ノ疾病トス臨牀上ヨリ之レヲ白癡ト云フ茲ニ
至テ慢性酒精中毒狂チ發セルナリ又酒精ハ精神ノミナラズ中樞及末梢ノ神經チモ茶毒スルニ至レリ尙木○梅○ハ成年期ニ
達シテ益々飲酒シ狂度チ増ス尙ホ此ニ腸チフスノ如キ熱性病ノ侵入チ被リテ尙ホ彌々狂度加ハルモノト云ハザルチ得ズ此
ノ慢性中毒狂即チ中酒狂ノ精神障礙ノ本性ハ道德上作能數智作能ノ進行性作用不全ナリ現在ニ於ケル木○梅○ノ精神狀態
ハ能ク此ノ中酒狂ヲ證明ス故ニ木○梅○ハ生來精神異常者ニシテ年ノ長スルニ伴ヒ酒ノ爲ニ益々害セラレ破瓜期ニ於テ慢
性酒精中毒狂即チ中酒狂ニ罹リタリ此ノ慢性中酒狂者ハ或ル微力ノ刺戟モ忽チ劇甚ノ感動ヲ發シ其結果一時心神全ク喪失
シテ種々ノ行チナス本人ガ放火ノ行爲ヲ見ルニ多量ノ飲酒後ニアリ故ニ酒精ニ刺戟セラレテ心神喪失ニ陥リナシタル行爲
ナリトス

鑑 定

木○梅○ハ生來精神異常ニシテ破瓜期ニ達シ慢性酒精中毒狂即チ慢性中酒狂ニ罹レリ本人ガ本年四月二十五日ノ放火行爲
ハ酒ノ爲メニ精神ヲ刺戟シ心神喪失ニ陥リテナシタルモノト鑑定ス現在ニ有リテモ尙ホ慢性中酒狂ニ罹リ居ルモノナリ
右鑑定候也

明治三十九年六月二十一日

鑑 定 人 ○ ○ ○ ○ ○

然ルニ〇〇省〇〇局ニ於テハ其記録ヲ審査シ本犯々行ノ動機ハ稍常規ヲ逸シタル如キ觀ナキニアラズト雖ドモ豫審判事ノ訊問ニ對スル本犯應答ノ模様等ニヨレバ毫モ其精神ニ異常アルコトヲ疑ハシムル點ナキノミナラズ鑑定書ニヨルモ其身體及精神ノ現在症狀及説明ナル題下ニ於ケル記載ニヨレバ被告ヲ狂者殊ニ犯時心神喪失ノ狀況ニアリタル狂者ナリト鑑定スルハ失當ナラズヤト思料セラルトシ其鑑定ノ誤判ナラザルヤ否ヤヲ斷定スルノ必要アリトシ明治三十九年十月一日余ニ囑スルニ右木〇梅〇ノ鑑定書ニ付キテ本被告人ノ精神狀態ヲ鑑定スベキコトヲ以テセリ

余ハ之ニ依リテ其鑑定書ヲ檢閱シ自カラ左ノ三問題ヲ標出シテ一々之ニ解釋ヲ下サントス

第一、被告木〇梅〇ハ前鑑定人〇〇〇〇ノ鑑定セシ如ク慢性中酒性者ナリヤ

第二、被告木〇梅〇ハ前鑑定人〇〇〇〇ノ鑑定セシ如キ慢性中酒狂ニ罹ルモノニアラズトスルモ他ノ

精神病ニ罹リ居ルモノニアラズヤ

第三、被告木〇梅〇ガ犯罪ノ動機ハ他ニ十分ニ之アリヤ

第一〇被告木〇梅〇ハ前鑑定人〇〇〇〇ノ鑑定セシ如ク慢性中酒狂者ナリヤ

抑前鑑定人〇〇〇〇ノ鑑定書ヲ檢閱スルニ同書ハ遺傳病系既往症現在症説明鑑定ノ五項ニ分カレタリ

一、遺傳病系ヲ按ズレバ被告ガ父方竝ビニ母方ヨリ著シキ精神病ノ遺傳ヲ有スルコト明ラカニシテ殊

ニ實母ノ發狂シテ死亡セリト云ヘルガ如キハ其中ニテモ重要ナルコトナリ

二、既往症ニ於テハ小兒時十二三歳ニテ毎夜又晝間ノ遺尿、夜中驚悸夢中歩行アリタルコト成年時腸

室扶斯後ニ一時性癡呆症(?)ニカカレルコト竝ビニ十七八歳ヨリ飲酒シ一席五六合乃至一升ノ量ニテ醉後興奮シテ時々躁暴スルコトアリ二十四歳以後ハ禁酒セルガ二十八九歳頃ヨリ又々飲酒シ一席二三合ナリシト云フコトハ被告ガ神經病質精神病質ヲ有セシコトハ推シ測ラルルモ本文飲酒ハ時々ノ飲酒ナルガ如ク日常習慣的ニ飲酒セシニアラザルガ如クナリ酒後ノ興奮躁暴乃至他人ノ物品ヲ竊取シテ後之ヲ帶ビテ村中ヲ濶歩セル等ノ如キモ此精神病性體質トシテ見解スベキモノナラン

三、現在症ニ於テハ頭蓋ノ異常、左右耳ノ大小不同、斜牙、露齒、嗅覺ノ生來缺損ノ如キハ神經病性遺傳等ニ基キタル身體ノ生來變質ト見解スベク感覺過敏背筋ノ機械的刺戟性増進腿反射ノ亢進閉目直立

ニ際スル動搖上下肢ノ鬱血ノ如キハ神經病的現象ト見解スルヲ得ベシ

精神方面ニ關シテハ感情ノ刺戟性(犯罪ヲ詰責スルトキ獄中實兄ニ面會セルトキ)衰弱(感動ハ劇發スルモ亦忽ニ消却ス)ノ他記憶ハ精當(但シ放火ノ月日ヲ誤リ記憶シ又關〇し〇ヲ挑ミタルコトヲ知ラズ

ト云ヘルハ法廷ニ於テモ然カナリシ)ニシテ場所及ビ周圍ニ對スル鑑識モ正當ナルモ刻下ノ月日ハ久シク考ヘテ猶ホ正キ答ヲ得ザルガ如キハ稍尋常ヲ缺キタリト云フベキカ時計ノ分儀ヲ辨ヘズ又單易ナル計算ヲナシ得ザル如キハ教育ノ不十分ナルニ基クモノニヤアラン竊盜又ハ姦通等ニ對スル見解モ亦

都遠キ村落ノ人ニハ通常有リ勝チノコトト思ハル

四、説明ノ項ニ於テノ記載ニ就テハ記憶ノ一部性缺落竝ビニ考慮ノ制止ハ明ラカニ之ヲ現在症中ニ述

ベラレタルヲ發見セズ計算不能竝ビニ竊盜姦通ニ關スル判斷ハ必ズシモ疾病的現象ト認ムベカラザル

コト前項記載ノ如シ

遺傳ノ重大ナルニヨリテ發性ノ素質アリトセルハ正當ノ見解ナルモ頭形ノ異常等ノ變質徵候ヲ以テ直ニ腦質ノ完全ニ發育セザル證左トセルハ失當トシ又此ノ如キ變質徵候アルモノハ遺傳ナキモ發狂スベシ遺傳アルニ於テハ猶更ナリトナセルモ亦失當ノ論決ナリ遺尿夜中驚悸夢中遊行ノ如キ神經病質又精神病質ノコトヲ以テ精神尋常ナラザリシトスルモ稍過重視スルニ失シタリ又酒後ノ躁暴ヲバ精神ノ狂質ト指定セルモ不穩當ナリトス

前鑑定者ハ是等ニヨリテ被告ヲ慢性酒精中毒ニ罹レルモノトスルモ現在症中ニ於テ其病ノ徵候ノ記載ヲ缺キタリ而シテ之ヲ精神衰弱ト云ヘルハ被告ガ現在ノ月日ヲ辨ヘザル等ノ事實ヲ考ヘ視レバ或ハ正當ニテモアラシカ

五、前鑑定人ノ論斷ハ左ノ諸項ノ如シ今少シク之ヲ論評セン

- 一、被告ハ生來精神異常ナリ是レ精神病遺傳ノ重大ナルト頭形ノ異常ノ如キ身體的變質徵候アルト夜尿症夜中驚悸夢中遊行ノ如キ神經病乃至精神病の體質アルトヲ根據トセルモノナリト雖ドモ是レ等ハ單ニ神經病乃至精神病ヲ發生スベキ體質ヲ主トシテ遺傳ノ結果トシテ具有スト云フニ過ギズ
- 二、被告ハ破瓜期ニ達シ慢性酒精中毒ニ罹レリ破瓜期ハ被告ガ飲酒ヲ初メタルトキニシテ無論此年齡ニ於テ既ニ中毒狂ニ罹リタルニアラズ其後ニ於テ(前鑑定人ノ記載ニヨルニ)被告

ハ酒ヲ飲ムコト多シト云ヘルモ毎日ノ飲量ハ明記セラレズ單ニ酒量ノ記載アルガ故ニ時々大酒シ酒後ニ躁亂シタルモノノ如ク察セラレ(時々ノ飲酒ハ大量ニテモ割合ニ慢性中毒ヲ惹起スコト稀ナリ)又現在症ニ於テモ酒精中毒ノ身體徵候タル眩暈頭痛舌及ビ指ノ微細ナル震戦、上下肢ノ痿弱立行ニ際スル不直確、筋肉ノ萎縮、神經及筋肉ノ壓痛點感覺ノ脱失又ハ過敏或ハ異常反射ノ亢進又ハ消失或ハ弱視又ハ眼筋麻痺等輕キモノ又ハ重キモノノ記載ヲ缺キ(一ニノ徵候ハ記載シアルモ)精神徵候モ亦十分ニ整備シテ記載セラレザルガ故ニ被告ガ果シテ慢性酒精中毒ニ罹リ居ルヤ罹リ居タルコトアリヤ之ヲ此記載ニヨリテ論斷スルコトヲ得ズ

三、被告ガ本年四月二十五日ノ放火行爲ハ酒ノ爲メニ精神ヲ刺戟シ心神喪失ニ陥キリテ爲シタルモノナリ

被告ノ飲酒家タル關係ハ前鑑定人ノ言ニヨルモ前記ノ如クニシテ前年ハ時々多量ヲ傾クルコトアリタルモ近年ハ大ニ其量ヲ減シタリト云ヒ又各證人ノ陳述ニヨルニ從前ハ餘リ飲酒セザリシガ本年二月頃ヨリ博徒木〇某方へ出入シ専ラ賭博ヲナシ從ツテ又酒モ飲ム様ニナリシト云ヒ(藤〇ノ言)彼自身モ平素ハ日ニ一合宛シカ飲マヌガ四月二十四日ハ其朝ニ殘酒ニ合アリ其日ノ中ニ三合宛三度買ヒ皆飲ミタリト稱シ猶ホ其言ニヨルニ彼ハ西〇甚〇ト喧嘩シタル感動ノ後酒五六合ヲ飲ミテ其後藤〇方ニ至リ其ヨリ藤〇等三人ヲ連レテ我家ニ歸リ飲酒シツツ談判シ三人ノ歸去リシ後ニモ又三合程傾ケタリト云フ

ヨリ考フレバ被告ハ犯罪ノ前夜平常ヨリモ多量ニ飲酒セシコトアルモノノ如クナルモ而モ被告ガ其翌午前放火ノ際ニ大酔シテ我ヲ忘ルル如キ状態ニアラザリシコトハ彼ガ四月二十六日(放火ノ翌日)〇〇警察署ニ於ケル陳述ニヨリテ知ラル

被 即チ放火ノ夜前關〇藤〇ヲ訪ヒ其ヨリ藤〇等三人ヲ自宅ニ連レ來リタル模様我家ニ於テ其一人タル西〇甚〇ヲ罵リ他ノ一人松〇梅〇郎ノ之ヲ止メタルコトヲ陳述シテ故ニ『彼等三人は歸りましたそれから私は獨りで酒を三合程飲みまして藤〇方に出掛けまして秣部屋に忍び入り攜帶しましたマツチを煙草入から取出し同所に積みありし杉葉の中に摺り入れ尙残りのマツチ箱と共に同所に差入れ其儘早速自宅に歸つて居ましたら間もなく出火と云ふて近所で騒ぎますから私も何気なき風を装ひて藤〇方に駈付け諸道具の持出し方に従事しました』ト云ヒ猶ホ『私の放火しました所は今申ます通り秣部屋でありまして同所のスグ入口に杉の葉が二三束ありましたから其杉葉の右の束にマツチを摺り入れ尙残りのマツチをそれに加へましたからマツチだけは一時にドツと燃立ちましたから是で十分と思ひまして直に歸宅しました私方から藤〇方までは僅三十間位の距離でありますから草履を穿ちながら竊に行きました但し勿論誰れにも逢ひませんし且又藤〇方に参りますには小な路で其兩側はすべて麥畑でありますから極めて行き易い箇所であります私が藤〇方に行きましたときは同人は勿論家族も又能く睡つて居るものと見え何の音も致しません極靜でありました私が放火した前後の時間は極めて短く行くなり直に放火

し杉葉に燃移つたことを見届り歸宅しました當時は深更の事とて秣部屋の様子は能く判明しませんだが何分平素から同所に杉葉のあることは承知して居ましたから手搜がしの上杉葉を捜しあて放火しました』ト陳述セリ

之ニ由ルニ被告ハ能ク自カラ放火ニ至ルマデノ手續ヲ明カニ知リ放火スルトキノ自分ノ處置ヲ確知シ又放火後ノ事態及ビ自己ガ知ラザル風ヲ裝ヒ消防ニ盡力セシコトヲ知ルガ故ニ彼ガ飲酒ニ泥酔シ又ハ精神ノ常態ヲ失ヒ前後不覺トナリ即チ心神喪失ノ状態ニ陥リタルモノト認め難シ余ハ故ニ前鑑定者〇〇〇ガ其鑑定ニ記載スル所ノ既往症現在症等ニヨリテ被告ヲ以テ生來ノ精神異常者ニシテ破瓜期ニ達シ慢性酒精中毒狂ニ罹リトシ其放火行爲ヲ以テ酒ノ爲ニ精神ヲ刺戟シ心神喪失ニ陥キリテナシタルモノトナスハ正當ニアラズト信ズ

然レドモ翻ツテ之ヲ考フレバ被告ガ生來ノ精神異常者ナリヤ否ヤハ吾人之ヲ問フニ及バズ被告ガ慢性酒精中毒狂ニ罹リリヤ罹リ居ルヤハ吾人之ヲ問フヲ須キス主要ナル問題ハ即チ被告ニ精神障礙アリヤ否ヤ之ガ爲ニ被告ハ其犯罪當時知覺精神ノ喪失ニヨリテ是非ノ辨別ナキ状態ニアリシヤ否ヤト云フコトナリ故ニ前鑑定者ノ鑑定書ニヨリテ被告ハ生來精神異常者ニアラズ慢性中酒狂者ニアラズトモ猶ホ爾他ノ精神病ニ罹リ知覺精神ヲ喪失シテ是非ノ辨別ヲ有セザルコトヲ推知スベカラザルヤ否ヤハ吾人ガ今茲ニ改メテ講求スベキコトナリトス

第二 被告木〇梅〇ハ前鑑定人〇〇〇ノ鑑定セシ如キ慢性中酒狂ニ罹ルモノニアラズト

スルモ他ノ精神病ニ罹リ居ルモノニテハナキヤ

一、被告ニハ重大ナル遺傳アリ又身體的變質徵候アリ神經病性及ビ精神病性體質アリテ精神病ヲ發スベキ素質ハ十分ニ之ヲ具備セリ

二、現在症ニ於テハ身體症狀ノ外精神病ニ於テ感情ノ刺激性衰弱アリ指南力ノ不全アルコト(刻下ノ月日ヲ精知セズ放火ノ月日ヲモ精知セズ)ハ前鑑定人ノ記載ノ上ヨリ推知スベシ

此症狀中感情ノ刺激性ナルガ如キハ本人ノ精神病者タルコトヲ斷定スルコトニ於テ其價值ハ指南力ノ不全程ニハ重大ナラズ何トナレバ彼ノ如キコトハ精神病者ト稱スベキ程ノ者ナラズシテモ神經衰弱症等ニ於テモ屢見ルコトアレバナリ指南力ノ不全ニ至リテハ如何ナル理由ニ基ツキタルヤ不明ナルモ或ハ詐言ニヨリ或ハ監獄内生活ノ稍久シキ爲ニ誤想ヲ生ジタルニモヨランカ然ラザレバ或ハ重大ナル精神の疾患アルノ兆候トモ認ムベキナランカ然レドモ被告ニ於テハ計算不能ノ如キ症狀ハアレドモ記憶力ニ著キ缺損ナク又被告ガ犯罪時以後特別ニ人事不省又ハ精神恍惚等ノ状態ニアリシコトノ記載モナキガ故ニ殆ンド此指南力不全ノ説明ハ調査又ハ前鑑定者ニヨリテハ之ヲ下スコト甚困難ナリトス

三、被告ハ犯罪ノ前日即チ本年四月二十四日ニハ一種ノ興奮状態(殊ニ色情ニ關シタル)ニハアラサリシカハ調査ニ記載セル所ヨリ推測セラル

調査上諸證人ノ陳述スル所ニヨル

(い) 被告ハ四月二十四日ノ朝其自宅ニ於テ仕込杖ヲ研キ居タリ又其翌日二十五日〇ガ自宅

ヲ取片付ケシニ前日被告ノ寐テシ蒲團ノ下ヨリ庖丁出ダタリト云ヒ(島〇〇〇陳述)

(ろ) 同日午後一時頃關〇藤〇方ニ至リ藤〇妻し〇ニ對シテ色ヲ挑ミ其ノ爲メニ拒マルルヤ機織中ナリシ同人ヲ機臺ヨリ引摺下シ猥褻ノ行爲ニ及バントセシカバし〇ハ戶外ニ逃レ被告ハ之ヲ追駈ケテ出デシモ近所ノ人々ノ居リシ故罵リナガラ立去レリト云ヒ(島〇〇〇關〇藤〇同し〇ノ陳述)

(は) 同日午後一時頃(前項事件ノ後ナランル)被告ハ酌酎シナガラ島〇〇〇方ニ至リ之ニ色ヲ挑ミタルガ同人ガ之ヲ避ケテ其家ヲ出ルヤ

(に) 被告ハ大久保辻ト云フ所ニ先廻ヲナシ言フコトヲ聽カテハ毆ルトテ威迫セシニき〇ノ應セザルニヨリ之ヲ麥畑ニ推倒シ頭髮ヲ握ミ頭等ヲ毆打シタルトキ西〇甚〇ナルモノ近所ニアリテ之ヲ引キ分ケントセシニ被告ハ更ニ之ト組打ヲナシ共ニ川ノ中ニ陥リタリト云ヒ(島〇〇〇松〇梅〇郎陳述)此争ニ關シテハ被告モ亦同様ニ陳述シ其言ニヨレバき〇ガ立出シハ午後三時ナリト云)

(ほ) 被告ハ其ヨリ自宅ニ歸リテ飲酒セル内き〇ハ前項ノ件ヲ梅〇郎ニ話サント甚〇ニ頼ミ之ヲ招キ三人シテ被告方ニ至リシニ被告ハ猪口ヲ取りき〇ニ投ケ付ケテ相手ニナラザリシ其内ニ夜トナリ午後十時過被告ハき〇ノ本夫松〇梅〇郎ガ藤〇方(隣家)ニ至リ居ルヲ聞

キ知り藤○宅ヲ尋テタルニ梅○郎ハ勿論甚○モ來會シ居ルヲ見一層不快ノ念ヲ増シ自ラ
 爭論ヲ挑ミ甚○ニ對シ『何事を話し居るか』此方へ來レト引出サントセシニ藤○ハ被告ニ
 抱キ付キ内庭へ引キ下シ尙ホ戶外へ突出サントセル故被告ハ然ラバ(き)○梅○郎甚○ノ
 言ニヨレバ被告ハ此時甚○ヲ毆打シ火鉢ヲ投付ケ亂暴シタリト云フ)自宅へ來レト云ヒ
 藤○甚○他一人ヲ連レテ歸宅シ甚○ニ對シ喧嘩ヲ挑メル際藤○ハ被告ニ向ヒ晝間き○ヲ
 毆打セシ事ヲ詰リナドシテ互ニ爭ヒ被告ハ遂ニ其意ヲ得ザリシ内藤○等三人ハ各歸宅シ
 タルヲ以テ被告ハ三合程ノ日本酒ヲ獨飲シ酒氣ノ爲メ一層ノ憤懣ヲ増シ決然損害ヲ藤○
 ニ加ヘントシ之ヲ放火ノ手段ニ訴ヘントシテ遂ニ茲ニ及ビタルモノナリ(被告ノ陳述)
 以上ヲ事實トスレバ被告ガ犯罪ヲナセル夜半ノ前日彼ガ稍著キ精神ノ興奮状態ニナリタルコト明カニ
 シテ殊ニ色情ニ關スル慾思旺盛ニアリシモノノ如ク或ハ精神ニ障礙アリタルノ結果ニテモアリシナラ
 ンカ被告ガ犯罪後ノ精神状態又ハ現今ノ精神状態ニシテ之ヲ親檢シ得ルナラバ之ヲ推知シ得ベキコト
 モアラン此方法ニヨラズシテ今之ヲ確定スルコト能ハズ
 四、被告ハ其他妄想ノ如キ精神病的症狀ヲ有セシヤ
 妄想トハ事實ニナキコトヲ有リト觀想スルヲ云フナリ被告ガ(き)○トノ情交ニ關シテハ被告ハ之
 ヲ一々詳細ニ陳述スルニ拘ラズ(き)○ハ又一々之ヲ非認シ(き)○ハ被告ト情ヲ通ゼシコトナシト云
 ヒ被告ハ又(き)○ガ良○郎ト情ヲ通ズルコトヲ訴フルモ(き)○ハ此ノ如キコト更ニナク良○郎ハ屢

其家ニ來ルコトアルモ己レヲ挑ミタルコトモナシト云ヒ證人關○レ○モ(き)○良○郎ヲ我家ニテ
 密會セシメシコトナク(被告ハ此ク言ヘリ)良○郎ハ正月以降二度我家ニ來リシノミト云フヲ見
 レバ被告ノ陳述ハ或ハ疾病ニ基ク虚言ニシテ(き)○ト實際肉交セシヲナキニ然カ信シ關○ガ密會
 ノ媒介モセズニ然カ信ズルガ如キコト必ズ無シトモ限ラズ此ノ如クナルトキハ是レ妄想又ハ類
 似ノ病狀ナリトス然レドモ被告ガ(き)○ニ關スル陳述ハ一々時日及ビ其時ノ模様ヲ列舉シテ殆ン
 ド疑ノ餘地ナキニ(き)○ノ陳述多少ノ證據的陳辯ナキニアラヌモ多クハ單ニ之ヲ否認スルニ止マ
 リ剩サヘ(き)○ハ他ニ情夫又ハ内縁ノ夫モアルコトナルガ故ニ之ヲ否認セザルヲ得ザルノ地位ニ
 アリ關○し○トモ我非行ヲ隱蔽スルハ自然ノ情勢ナレバ(き)○又し○ノ陳述ハ或ハ眞實ナラズ
 シテ被告ノ陳述却リテ正キモノナランカ是レ鑑定人トシテ余ノ被告人自身ヲ診査セザル以上推
 斷ヲモ下シ難シトスル所ナリ

被告曰

- 一 三十九年舊二月二十三日晝間女房風呂ニ赴キシ後「今夜泊めぬか」ト云ヒ承諾ヲ得シカバ五十錢ヲ與ヘ其夜十二時
 頃(き)○方ニ至リ初メテ情ヲ通セリ
- 二 其二三日後宵ノ内(き)○ハ病氣ニテ寐居リシガ若者居リシカバ後ヲ約シ十二時頃ニ再ビ參リ夜明頃歸レリ
- 三 其二三日後(き)○ハ共ニ(き)○ニ行キ歸途自分ハ家ニ歸リテ爲サント云ビケルニ(き)○ハ外テ情ヲ通セント云ヒ葉ヲ敷
 キ其處ニテ通セリ

四 又二三日後き○方ニテ通シ夜明ケテ歸リ
 五 夜明頃ニき○方ニ至リシガき○ガ被告女房ノ目覺メ居リ知レテハ惡シト云ヒシ故其儘歸リ
 六 他ヨリ歸リ掛テ夜明ニ參リ通セリ
 七、八 同ク夜明ニ至リ通シ
 九 同ク夜明ニ至リシモ餘リ明クナリシ故其儘歸リ
 其後モ三度夜明ケ方ニき○方ニ至リ其内一度情ヲ通セリ
 被告又曰ク彼ハ三月頃ヨリ十度モ情ヲ通シ其度ニ五十錢二十錢三十錢與ヘタリト云フ
 島○き○ノ旨ニヨレバ
 き○ハ本年舊三月初ヨリ梅○妻ノ勸ニテ同方ニ食事セシガ四月十七八日ヨリ被告妻ガ用事ニテ其里ヘ歸リシモ猶被告
 方ニテ食事シ居タリ
 四月十九日二十日頃朝未ダ寐テ居ルトキ被告ハ來リき○ヲ挑シガ其夜き○夫梅○耶來泊シ歸リタル後ナリシカバ之ヲ
 断然謝絶セリ
 同日其翌日頃夜明ニ被告ハ再ビ來リシモ梅○耶來泊シ居タルヲ以テ其儘歸レリ
 同月二十四日午後一時頃被告ハ酩酊シナガラ來リ挑ミ之ヲ断リシニき○方ニ寐入りタリ目醒メテ又迫リシモき○ハ實
 家ニ用事ニテ至ルトテ之ヲ避ケ立出テシニ被告ハ大久保辻ニ先廻チナシ之ヲ毆打シ途ニ其○ト争鬪セリ
 以上四項ニ互リ列舉セシ事實ハ前鑑定人○○○○ノ鑑定書及調書ノ中ヨリ余ノ眼裡ニ映ジ來リタルモ
 ノニシテ之ヲ見解スルコトノ如何ニヨリテハ被告木○梅○ハ假令慢性中酒狂者ニハアラストスルモ精
 神ニ重大ナル變調ヲ呈シ居ルモノト認メザルヲ得ズ第四項ニ就キテハ其事實ノ有無竝ニ被告本人カ其

事實ニ關シテ懷抱シ居ル思想如何ヲ直接ニ講究スルニアラザルヨリハ其ガ病候ナリヤ然ラザルヤヲ明
 白ニスルハ到底叶ヒ難キコトナリ

第三 被告木○梅○ガ犯罪ノ動機ハ他ニ十分ニ之アリヤ

抑被告ガ當事件ヲ惹起スルニ至リタル理由ハ其調書ニヨルニ一ニシテ止マラザルガ如シ
 第一。被告ト被害者タル關○藤○トノ平常ノ關係

被告ニハ情婦島○き○(二十四年)ナルモノアリき○ハ○○縣○○郡○○村大字醍醐七番
 地松○梅○郎内縁ノ妻ナルガ兩人ノ同棲ハ親戚ノ不承知ニ妨ゲラレテき○ハ其徒弟タル
 藤○方ヘ戻リ居リシ内昨明治二十八年中ヨリ其隣地ニ住スル被告ト密ニ情ヲ通ズルニ至
 リ被告ハ藤○方ニモ屢出入シき○ノ萬事ヲ周旋シツツアリ其内藤○ハ暮シ向キノフニ付
 キキヨニ對シ八釜敷云フヨリ昨年十一月頃被告ハ周旋シテ之ヲ別居セシメタルガ本年三
 月八日頃ヨリき○ハ被告方ニテ食事ヲナスコトトナリ被告ト益親密トナリシ間多情ノき
 ○ハ又モヤ本年一月頃ヨリ被告ノ家主森○良○郎(當年十八歲)ナル者トモ情ヲ通ズルニ
 至リシヲ以テ被告ハ甚クき○ニ對シ嫌焉タルザル所アリ時々嫉妬ノ念ニ驅ラレ不當ニモ
 時々鞭撻ノ責苦ヲ與フルコトモアリシヲ以テき○ハ益之ヲ疎外シ同時ニ良○郎ニ對シ親
 愛ノ度ヲ加フルニ至リタルヨリ被告ハ之ヲ聞知スル毎ニ益々憤悶シ且ツ兩者ノ親善ナル
 ハ畢竟藤○夫婦ノ教唆ニ基クモノト信ジ又き○ト良○郎トハ藤○妻シ○ノ媒介ニテ同人

宅ニテ密會スルコトヲ窺ヒ知り遂ニ藤○等ヲ憎惡シ之ト口論喧嘩スル等ノコトモ屢ナリキ(被告ノ陳述)

證人島○き○ハ被告ト情ヲ通ゼシコトナシト云ヒ又ハ良○郎トモ情ヲ通ズルコト更ニナク良○郎ハ屢其家ニ來ルコトハアルモ自己ニ向ヒ色ヲ挑ミタルコトナシト云ヒ證人關○し○モき○良○郎ヲ我家ニテ密會セシメタルコトナシ良○郎ハ本年正月以降二度我家ニ來リタルノミト陳述セリ

第二。被告ト被害者關○藤○ノ妻し○トノ色情的關係

以上被告ト被害者トノ關係ノ他猶ホ被告ハ本年二月頃ヨリ凡五六回藤○妻し○ヲ挑ミ是日即四月二十四日午後一時頃ニモ藤○方ニ至リテし○ガ機織セルトキ之ニ對シテ色ヲ挑ミ(き○藤○ノ言)シガ之ヲ拒ミタルヤ遂ニし○ヲ機場ヨリ引摺下シ猥褻行爲ニ及バントスル故し○ハ戶外ニ逃レ被告ハ之ヲ追駈ケシモ近所ノ人々居リシ故罵リナガラ立去レリト云ヒ(し○ノ言)被告ハ之ヲ否認スルモ或ハ事實ニテ有シナランカ

第三。犯行ノ當日ニ於ケル被告ト被害者トノ關係

被告自身ノ言ニヨレバ被告ハ島○き○ト情ヲ通ゼシニき○ノ多情ナル更ニ又前記良○郎トモ相通ズルニ至リ被告ハ之ヲ嫉妬シ憤懣セル際本年四月二十四日午後三時頃き○ハ親類ヘ行クトテ被告ノ宅ヲ出デナガラ近キ田ノ邊ニテ宮○甚○(良○郎ノ僕)ト對話シ居ル

ヲ見付ケ之ヲ詰リ一ニ言争ヒシ後被告ハき○ヲ毆チシニ甚○ノ爲メニ地ニ突倒サレタリ(被告ノ言)き○ノ言ニヨレバ被告ハ本年春ヨリ度々き○ヲ挑ミ四月二十四日ノ午後一時頃被告ハ復モ酩酊シナガラき○ヲ挑ミ已マザリシガき○ハ用事アリテ實家ニ行クト稱シテ之レヲ避ケ立出デタルニ被告ハ大久保辻ニ先廻リシ言ふことを聽かねば毆るトテ威セルモき○ノ猶ホ應ゼザリシヨリ之ヲ麥畑ニ押し倒シ頭髮ヲ握ミ頭等ヲ毆打シタシヲ近邊ニアリシ甚○之ヲ引分ケントセシニ更ニ之ト組打ヲナシ共ニ川中ニ陥リタルナリト云フ(梅○郎ノ陳述モ同様)憤懣ノ情ニ堪エズシテ家ニ歸リ飲酒セル内ニ夜トナリ午後十時過ギ被告ハき○ノ本夫松○梅○郎ガ藤○方ニ至リ居ルヲ聞キ知リ之ヲ尋チタルニ甚○モ亦來リ居合ハセシヨリ之ト争ハントシ却テ藤○ノ爲メニ支エラレ剩サヘ戶外ヘ押出サレ加之甚○ヲ我家ニ連レ來リ詰問セントセシニ是亦藤○ノ爲ニ妨ゲラレテ意ヲ果サズ遂ニ憤懣ニ堪エズ放火スルニ至リタリ之ニヨリテ之ヲ觀レバ被告ガ其犯罪行爲ヲナスニ至リタル動因ハ十分ニ存セリト云フベシ

被告ガ○警察署ニ於テ陳述セシ所ニヨレバ『私が藤○に遺恨を抱いた原因と云ふは全く情婦き○の關係から起つたものでき○は藤○の従兄弟とは申しながら始終良○郎に便利を與へ私を疎外にする傾きがありましたから是が私に如何にも残念に思はれましたから遂に彼様なことを企圖したもので其他には何の遺恨もありません』ト云ヒ又○○地方裁判所ニ於テ被告ハ『當夜藤○方又自宅ニテ甚○等ト

争ヒタルコトヲ述ベシ後『非常に酩酊すると同時に藤○は酷い奴と思ひ一層藤○の住家を焼き腹癒せしめんと思ひ』又『多量に飲酒をなしたる際藤○から座敷の上より内庭へ引摺下され戸外へ突出されたる爲め立腹し更に酒をのみ放火したのであり升』ト答ヘタルヲ見レバ彼自身ノ所思ニヨルモ亦是等ヲ以テ放火ノ動機トナセルモノノ如シ

◎結論

以上ノ次第ヲ以テ列彼シタル所ニヨレバ前鑑定人ガ被告ヲ以テ慢性中酒狂トナセルハ正當ニアラザレドモ而モ之ガ爲メニ被告ガ全ク精神健全ナルモノナリトハ認メ難キ理由アリ又一方ヨリ考フレバ被告ガ犯罪ニ及ビタルニハ十分ナル動機アリテ而モ其動機ハ病症上ニ基クモノニアラズ之ヲ要スルニ精神病ノ診断ハ實際親ク検診スルニアラザレバ其當レリヤ否ヤ云フベキモノニアラザルガ故ニ前鑑定人ノ鑑定ハ病名ニ於テ誤マレリトスルモ而モ本被告人ハ實際ニ於テ精神病者ニテアルヤモ測リ知ルベカラズ又彼ク疑ヲ容ルベキ餘地モ十分ニアルナリ然レドモ本被告人ガ犯罪ニ十分ナル動機アルコトモ鑑定人ノ考量セザルベカラザル點ナルニ之ニ關スル説明ハ前鑑定書中ニハ記載シアラザルヲ以テ余ハ今前鑑定人○○○○ノ鑑定書ヲ根據トシテ本被告人ニ關シテ其果シテ精神病ナリヤ否ヤヲ推測スルコト能ハズ

明治三十九年十一月一日

東京市本郷區西片町十番地

醫學博士 吳

秀

三

右被告ハ以前既ニ精神病者トシテ豫審免訴トナリシモ應答ノ模様及前鑑定書等ニ於テ精神ニ異狀アルコトヲ疑ハシムル點アルヲ以テ司法省ヨリ更ニ鑑定書ノ鑑定ヲ命セラレタルモノナリ被告ハ此鑑定書提出後明治三十九年六月二十五日豫審免訴(無罪)トナレリ

第二十九例 放火犯被告人村○善○○鑑定書

明治三十九年七月七日○○控訴院判事坂○○ハ同公判廷ニ於テ余等ニ命ズルニ左ノ二件ヲ鑑定スベキ事ヲ以テセリ

一、被告村○善○○現時ノ精神状態ハ如何

二、尙ホ犯罪當時即チ明治三十九年三月十八日ニ於テ精神ニ異常アリシヤ否ヤ

是ニ於テ余等ハ數回〇〇監獄署ニ臨ミ親ラ被告ノ身心狀況ヲ診査シ且ツ被告ノ調書ヲ參考シテ此ノ鑑定書ヲ作ル

〇〇縣〇〇郡〇〇村大字西片貝一番地
平民農 村 〇 善 〇 〇

安政二年二月二十五日生

右村〇善〇〇ハ明治三十九年三月十八日午前三時頃同村村〇泰〇〇所有ノ物置ニ放火シ爲メニ村〇泰〇〇所有ノ物置同村村〇龍〇〇所有ノ家屋即チ被告ノ居住セル家屋及ビ村〇常〇〇〇〇所有ノ便所ヲ燒燬シタリ

被告ト被害者トノ關係

被害者村〇泰〇〇ハ同村村〇政〇〇ノ弟ニシテ父ヲ與〇〇ト稱シ(後ニ與〇〇ト改ム)母ヲ世〇ト云ヒ世〇ハ被告ノ實姉ナレバ村〇泰〇〇ハ被告ノ甥ニ當ル者ナリ
被告ハ性質怠惰ニシテ資産ヲ蕩盡シ生計困難ナルニ因リ明治三十五六年頃同村村〇龍〇ヨリ金子ヲ借用シ返濟期限ヲ過ギ村〇龍〇ヨリ催促セラレタルモ金子ヲ調達スルコト能ハズ然ルニ村〇泰〇〇ハ資産ヲ有シ近方ニ信用アリテ同人ヲ保證人トナストキハ他ヨリ金員ヲ借用シ得ルヲ以テ人ヲ遣ハシテ保證人トナリ吳ルル様依頼シタルモ同人ハ被告ガ到底之ヲ辨濟スル資力ナクシテ畢竟自己ノ負擔トナルベキヲ恐レ之ヲ拒絕シタルヲ以テ被告ハ金策ノ道ナク終ニ自己所有ノ家屋及ビ宅地等ヲ村〇龍〇ノ名

義ニ書換ヘ改メテ一ケ年拾八圓ノ家賃ヲ出シテ村〇龍〇ヨリ之ヲ借り入ルル約束ヲナセシガ甥ナル村〇泰〇〇ガ生計モ豊カナルニ自己ノ零落シテ生計ニ困難ナルヲ傍觀スルヲ怒リ恨ミテ遂ニ村〇泰〇〇〇物置ノ西北隅ナル糠俵ニ放火シテ右ノ如キ火災ヲ引キ起シタリ

被告ノ遺傳

被告ノ祖母を〇ハ精神ニ異常ヲ呈シテ死亡セリ被告ノ妻く〇ノ證言ニ據レバ『夏蒲團を三角に造り之を冠りて表へ出たりして氣が變でした』ト云ヘリ

祖父與〇〇ハ一日三四合位ノ酒ヲ傾ケタリト云フ六十歳頃死亡セリ
父政〇〇ハ生前日ニ一合位宛ノ酒ヲ飲ミタリ明治十六年頃ニ死亡セリ

母み〇ハ精神異常ヲ呈シテ明治九年七月死亡セリ其年齡ハ四十歳以上ナリシト云フ被告ノ言ニ據レバ彼ハ蚊帳ノ内ニテ暴行セルコトアリ時々拒食症アリテ如何ニ論スモ決シテ食事ヲナサズ或ハ大聲ヲ發シテ怒鳴ル事モ屢々ナリシト云ヒく〇ノ言ニ據レバ『被告ノ母ハ物ヲ考ヘテノミ居テ氣が變ニナレリ』ト云フ

姉せ〇ハ十五六年前ニ死去セリ生前常ニ頭痛ヲ訴ヘ居レリト云フ

妹は〇ハ齋〇萬〇ニ嫁シ精神病ニ罹リ八ケ年間座敷牢ニ入レ置カレタリシガ明治三十二年一月死去シタリ
叔母あ〇ハ被告ノ母み〇ノ妹ニシテ精神病ニ罹リ居リシガ明治十七八年頃四十餘歳ニシテ利根川ニ投

身シ遂ニ溺死ヲ遂ゲタリ

弟善〇ハ今年四十歳ニシテ健存シ絲商ヲ營ム

被告ハ三子アリ長女ハ健ニシテ他ニ嫁シ長男常〇〇ハ二十八歳ニシテ健存シ其子ひさモ七歳ニシテ健全ナリ次女ハ今年十七歳ニシテ健存シ今尙家ニ在リ

既往症

被告ノ胎生期ニ於テ其母み〇ノ健疾如何ナリシヤ明カナラズ出産當時ノコトモ亦不明ナリ小兒期破瓜期ニ於テモ亦著シキ疾患ニ罹リタルコトナキガ如シ被告ノ言ニ因レバ『小兒の時は健康でしたが十四歳頃迄夜尿症に罹つてました』ト云ヘリ熱病ニ罹リタルコトモナク又微毒麻疹等ニ傳染セルコトモナク毛髮ナドノ脱落セシコトモナシト云フ被告ハ是迄頭部ヲ強ク毆打セラレタルコトナク又高所ヨリ墜落セル事モナク腦膜炎腸窒扶斯まらりや等ニ罹リシコトナク腎臓炎ニ罹リシコトモナシ
二十歳頃ニ至リ眩暈發作ヲ起シ卒倒スルコト屢々ナリ此發作ノ際被告ハ黄色ナル美麗ナル閃光ヲ眼前ニ見ルト云ヒ其際四肢ニ痙攣ノアリシヤ否ヤハ明カナラズ時々口中ヨリ出血セルコトアリト云フ此發作ハ二十歳頃ニ在リテハ一ヶ月一回位ナリシガ後ニ至リテハ其度數ヲ増シ一ヶ月三四回位宛反復スルニ至レリト云フ此發作ハ或ハ便所ニ於テ起リ或ハ室内ニテ起リ或ハ戶外ニ在リテ起リシコトアリ
醫師大〇定〇ノ證言ニヨレバ被告ハ明治二十七八年頃卒倒シテ其ノ診療ヲ受ケタル事アリ其當時被告ハ人事不省ニ陥リ約二三十分ノ後醒覺シタリト云ヒ明治二十四年中ニモ大〇定〇ノ治療ヲ受ケタルコ

トアリシガ此時モ人事不省ニナリ居タリト云フ『被告は平素寔に陰鬱だが酒を飲むと少しく荒くなり何か頻りに言ふこの事です』卒倒した當時は暫く精神が朦朧として居ました』ト云ヒ又大〇定〇ハ判事ノ問ニ對シ『鬱愛狂ならんぞ存じます』ト答ヘ更ニ何ヲ以テ鬱愛狂ナリト診斷スルヤト問ニ對シ『再三問はねば返事もせず平素常にうつ／＼としてます時々獨語を申します』ト答ヘタルヲ(控訴院公判調書)見レバ其當時精神ニ多少ニ拘ラズ異常アリシモノナルベシ
控訴院公判廷ニ於ケル被告ノ妻村〇〇ノ證言ニ據レバ被告ハ十年前頃ヨリ『氣が變になつた』ト云ヒ同人ハ判事ノ問ニ對シ『ぼんやりして何か考へてでも居るよいです何を言はれても黙つて引込む方です』ト答ヘタリ

被告ハ自分ノ思ヒ出セルコトハ之ヲナシ遂ゲザレバ止マヌ風アリ一旦思ヒ出セバ如何ナル降雨ニモ傘モ撥サズシテ出掛ケルコトアリ或時ナドハ正月元日ヨリ山へ薪ヲ採リニ行キ別ニ薪モ採ラズ空籠ヲ脊負テ茫然歸リシコトアリ又被告ノ地方ニテハ鰻ヲ捕フルコトヲ忌ムニ彼ハ之ヲ捕テ他人ニ賣渡シタルコトアリ(控訴院調書)

先年佛事ノアリシ時被告ハ怒リテ坊主ノ頭ニ汁飯ヲ打チ掛ケタルコトアリ今年正月〇〇市へ買物ニ行キ際ハ買物ヲナシタル外ニつまらぬ物ヲ買來リタルコトアリシト云フ(村〇〇ノ言)

被告ハ〇〇監獄署ニ在リテハ一回モ人事不省ニ陥リシコトナキモ屢々眩暈發作ヲ起シ其都度眼前ニ閃光ヲ見タリト云フ監獄醫員ノ言ニ據レバ『被告は居常愛鬱状態にあり眩暈頭痛便秘を訴へ醫療を受け

たること四五回睡眠不安なり』ト云フ
同監獄看守長ノ言ニ據レバ『吾々も被告の變人なることは認めますが其れ以上は何とも申されません』
ト云ヘリ

明治三十年頃被告ハ疾病ニ罹リ家政ヲ見ルコト能ハザルノ故ヲ以テ親戚協議ノ上長男常〇〇〇ニ家督
ヲ讓レリ(檢事櫻〇長〇聴取書)

被告ハ實父母ニ養ハレ十歳頃ヨリ十四歳頃迄農業ノ餘暇ヲ以テ同村住職ノ許ニ通ヒ寺小屋的教育ヲ受
ケタリ十九歳ニシテ現在ノ妻〇〇ト結婚シ交情普通ニシテ夫婦ノ間ニ一男二女ヲ擧ゲタリ
被告ハ十歳頃ヨリ家ニ在リテ農業ノ手傳ヲナシ明治十七年頃迄ハ清酒醸造ヲ業トシ二町餘ノ土地ヲ有
シ家政豊カナリシガ其當時米價ノ暴落ト一般ノ不景氣トニヨリ損耗ヲ來タシ過分ノ負債ヲ生ジ不動産
ヲ賣却スルモ尙ホ債務ヲ餘マス場合トナリ是ニ於テ被告ハ自棄心ヲ起シテ酒食ニ耽リシヨリ生計ハ益
々困難トナリ親戚其他ニ厄介ヲ掛ケ爲ニ親類ヨリ嫌ハルルニ至レリ
被告ハ是迄鉛ナドヲ取扱フ職業ニ従事シタルコトナシ

現在症候

身體症候 體格中等榮養不良皮膚蒼白ニシテ乾燥シ脊柱ハ前後ニ彎屈シ皮下脂肪組織ノ發育甚ダ惡ク
軀幹及ビ四肢ノ筋肉瘦削シ且ツ弛緩ス
頭形ヲ測定スルニ左ノ如シ

周圍	五五・五仙迷	耳前頭圍	二八・五仙迷
耳後頭圍	二三・五仙迷	耳顛頂圍	三〇・〇仙迷
耳下顎圍	二六・五仙迷	前後徑	一九・〇仙迷
左右徑	一五・三仙迷	鼻根後頭圍	三六・〇仙迷
耳孔徑	一一・〇仙迷	前頭骨額突起徑	一〇・三仙迷
耳孔鼻棘徑	一一・五仙迷	耳高	一二・四仙迷
橫徑示數	八〇・五二仙迷	右	一三・二仙迷
		左	一三・二仙迷
		即チ短顛ニ屬ス	

頭蔓ノ發達ハ左右全ク均等ナラズ右ノ顛頂部ハ其穹窿稍尋常ナルモ左ノ顛頂部ニ於ケル穹窿ハ其發達
著ク阻碍セラレ前頭骨トノ縫合部ニ於テ陷凹部ヲ構成シ右側ノ同部ニモ亦輕度ノ陷凹ヲ認ム
顔面ニ於テハ右上眼險少ク下垂シ左右ノ結膜ハ貧血シ瞳孔ハ左右同大圓形ニシテ光反應ヲ存シ虹彩モ
亦尋常ナリ眼底ニ異常ヲ認メズ口裂ハ少ク傾クモ顔面神經麻痺ヲ有セズ舌ニ苔ナク癩痕ナク震顛ナシ
齒牙ヲ檢スルニ左上顎ニ於テ智齒ノ缺損アリ(抜ケタルニアラズ發生セザルナリ)下顎ニ於テモ左側ニ
ハ七個右側ニハ六個ノ齒ヲ有スルノミニシテ何レモ智齒ノ發生セル様子ナシ音聲清明詞辭明晰ナリ
心臟肺臟等ニハ異常ナシ脈搏一分間七十一ヲ算ス
被告ハ左耳ノ重聽ヲ訴フルモ是迄耳漏其他ノ耳疾ニ罹リタル事ナク鏡檢スルモ異常ヲ發見セズ

上肢腹部等ニ異常ナシ下肢ニ膿疱疹數多アリ上下肢其他ニ運動障礙ナク膝蓋腿反射ハ左右共ニ亢進セリ閉目シテ直立セシムルモ上體ノ動搖スルコトナク言語障礙ナクひすてりい球ノ如キモノヲ認メズ皮膚ノ感覺ノ異常モナク異常ノ飢渴ヲ覺ユルコトナク尿量ノ増加又ハ其著キ減少ナシ常ニ便秘ヲ訴ヘ便所等ニ於テ屢々眩暈ヲ起シ睡眠不安ナリ

精神症候 被告ハ檢者ノ前ニ來リ茫然トシテ著ク意ニ介セザルガ如キモ叮嚀ニ辭儀シテ椅子ニ腰掛ケ頭ヲ垂レ體ヲ前方ニ屈シ兩手ヲ膝ノ上ニ載セ敢テ仰ギ視ルコトナク問診中常ニ此姿勢ヲ取レリ

彼ハ自己ノ姓名ヲ知り住所ヲ辨ヘ我ガ年齢ヲ知り生年月日ヲ詳カニシ刻下ノ月日ヲ知り在所ヲ東京監獄ナリト答ヘ檢者等周圍ヲ見テ又善ク之ヲ識別ス彼ハ能ク五月十一日ニ監獄ニ入りシコトヲ記憶シ今日迄(七月二十二日)七十日位經過セルコトヲ即答シ生年月日父母ノ名控訴院ニ行キタル度數及月日

(第一回は五月末二十九日第二回も五月中三十一日第三回は六月二十二日二十三日第四回は七月五六日の内です七日)ヲ暗シ〇〇監獄ヨリ〇〇監獄ニ來リシ道筋ニ就キテハ「五月十日の日に〇〇の停車場で

汽車に乗つて〇〇に著いて彼方此方の警察へ立ち寄り十一日の今頃(午後四時)此處へ來ました十一日の晝飯は〇〇の警察で御馳走になりました」ト語り記憶ニ粗大ノ障礙ヲ示サズ

被告ノ面前ニ於テ交々兩手ヲ舉ゲテ「只今何をなしたるか」ト問フニ被告ハ「見て居ないから知りません」ト云ヒ更ニ手ヲ拍チテ「何度手を拍つたか」ト問フニ「音がした様ですがウツカリしてたもんですから何度だか存じません」ト答ヘ外來ノ刺戟ヲ感受スルコト及ビ注意力ノ著ク減衰セルコトヲ知

ルベシ

ルベシ

計算能力ニ關スル問題ニハ誤レル應答モ少ナカラズ十五二十八ヲ加フルヲ三十一トシ五ニ八ヲ加ヘテ幾何ナリヤノ問ニ對シテハ「十二ですかよく分りません」ト答ヘ五ニ五ヲ加ヘテノ答ハ「十ですか」

ト答ヘ更ニ八ニ八ヲ加フルコトヲ問ヒタルニ「能く分りません口が利けなくなるのが病氣ですよく分りません御尋ねになつても急ぎ込んで答が出來ません」ト辯解シ「一圓より二十七錢を減すれば幾何

残るか」ト問ヒシニ暫ク考ヘテ「よく分りません七十三錢ですか」ト答ヘタリ

計算能力ハ簡單ナル加算ニ於テモ亦減弱セルヲ知ルベシ

鉛筆ヲ示シテ何ナリヤト問フニ「石盤に書くもの石筆だ」ト云ヒ聽診器ヲ示シテ何ナリヤト問ヘバ「お

醫者さんの使ふ者だ」ト答フ又日本ニテ一番強キ大將ハ誰ナリヤト問ヘバ天朝様ナリト答ヘ伊藤博文

大山大將山縣大將等ヲ知ルヤト問フニ「知りません」ト云ヒ西郷隆盛ヲ知レリヤト問フモ「知りませ

ん」ト答ヘ「然らば李鴻章を知れりや」ト問ヘバ「子供の話で聞いて知つてます支那の人です」ト答ヘタリ更ニ「日露戦争は何時頃始まりしや」ト問フニ「知りません」ト答ヘ「此度の戦争に汝の村か

ら出征たしる兵士はないか」ト問ヘバ「あります」ト答フ

被告ノ考慮ハ遲滯シ應答ハ極メテ簡單ニシテ問フコトナケレバ殆ト言葉ヲ發セズ或ハ問フモ暫クノ後

ニアラザレバ返答セザルコトアリ再三返答ヲ促サザレバ返答セザルコトアリ然レドモ觀念ノ經過ハ少

シク情ニ激スレバ忽チ急促トナルモノノ如シ即チ何故ニ當監獄へ來リシヤト問フニ被告ハ涙ヲ流シツ

ツ縷々トシテ語り出スコト次ノ如シ

『警察から用事があるから一寸来いと云ふから何の尋ねかと思つたら借金の御調べがあつて』お前は保証人になつて呉れなかつたので泰○郎を恨んで火を附けたら』と云ふから私は『泰○郎から十圓のしを付けて貰つて家中で有難く思つてる位です決して火は付けません』と申しましたら『親類の間柄ではあるしお前の家も焼けたのだし別に證據もなし又村の人達も大勢貰下げに來たから火を付けたさへ云へば家へ歸して遣る』と申しますから私は火を付けませんがお上様の事であるし嘘はあるまいと思つて火を付けたと申しましたら家へ歸して呉れず裁判所へ遣られました泰○郎は親がありませんので私を親の様に思つて何事も私と相談しました何んでも政○郎が火を付けたに相違ありません(政○郎ハ泰○郎ノ兄ニシテ祖父ノ名ヲ承ギシ者ニシテ五月十三日自宅ニ於テ縊死ヲ遂ゲタリ○控訴院公判廷調書)さもなければ若い身柄で女房や子供のあるのに死なれる者でありまん政次郎は實に太い奴だ申譯がないから死んだのだらう』

ト此他ノ問ニ關シテハ極メテ簡單ニ答フルノミ政○郎ノ死去セルコトハ自宅ヨリノ來翰ニヨリテ被告ハ之ヲ承知セルナリ

八月以後被告ハ『毎晩の様に父母や又は姉が來て早く家へ歸れ』と申しますから眼を明いて視ても誰も居りませんし又何れも皆死んだ人達ですから來る筈がないと思ひますが毎晩來て呼んで仕方があ

りません夜分睡られません』ト訴フ是レ幻聴カ又ハ夢像ヲ斯クノ如ク有リシコトト誤想スル者ナラン被告ハ其感情爽快ナラズ顔貌失神狀ニシテ表情ニ乏シク時トシテ憂鬱ナリ醫師ノ前ニアリテ戰々競々トシテ恐ルルガ如キ有様ナリ之ヲ要スルニ被告ハ多ク言ハズ只問ニ對シテ簡單ニ答フルノミ被告ハ終始同一ノ姿勢ヲ取り事ニヨレバ再三促カサザレバ返答セズ又問ヲ發スルモ直ニ『知りませんよく分りません』ト云ヒ敢テ考ヘントモセズ精神運動作用ハ多少制止ヲ受ケテ不活潑ナリ

批評

被告ノ血統ヲ見ルニ祖母、母、叔母及ビ妹等ハ何レモ皆精神病ニ罹リテ死亡シ甥政○郎ハ本年五月十三日自宅ニ於テ縊死ヲ遂ゲタリ被告ガ精神病ノ誘因トナルベキ遺傳的素因ヲ有スルヤ明カナリ身體上ニ於テ頭形ノ異常齒牙ノ缺損ヲ見下顎左側ハ七個下顎右側ハ六個ノ齒ヲ有スルノミ凡ソ成人ニ在リテハ上下合セテ三十二個ノ齒牙ヲ有ス智齒ハ其發生他ノモノヨリモ後ルル者ナレドモ大抵二十歳乃至二十五歳ニシテ發生スルモノニシテ例令後ルルモ三十歳迄ニ發生スベキ筈ナルニ被告ニ於テハ未ダ發生セズ且ツ上下各半側ニハ八個宛ノ齒ヲ有スベキ筈ナルニ被告ハ下顎右側ニ於テ只六個ヲ有スルノミカカル變質畸形ハ直ニ以テ精神病ノ徵候ナリト速斷スルハ誤レリト雖被告ノ如ク精神障礙ヲ合併スル場合ニ於テハ有力ナル精神病ノ徵候トナルモノナリ被告ハ二十歳頃ヨリ時々眩暈ヲ起シ卒倒シテ人事不省ニ陥リシコトアリ此發作ニ際シテハ痙攣ノアリシヤ如何ハ不明ナレドモ先ヅ眼前ニ黄色美麗ナル閃光ヲ見ルヲ例トシ發作中口内ヨリ出血セルコトア

リ是ニ由リテ考フレバ其發作ニハ恐ラク癡癲ヲ伴ヒシナラン發作ノ後ハ常ニ精神朦朧トシテ明カニ事物ヲ辨ヘズト云フ斯ノ如キ發作ハ始メハ一ヶ月一回位ナリシモ後ニ至リテハ一ヶ月中三四回位アリシト云フ

抑此ノ如ク卒倒シテ人事不省ニ陥ルコトハ種々ノ疾病ニ來ルコトアリテ麻痺狂ニモ腦腫瘍ニモ腦溢血ニモ鉛中毒ニモ尿毒症ニモ糖尿病ニモ發スレドモ此被告ニ在リテハ此等ノ病ト診斷スベキ特徴ヲ更ニ見出サズ是レ果シテ何種ノ發作ナリヤ最モ疑ハシキハひすてりいト癲癇ナリトス
ひすてりいハ多クハ婦人ニ來リ男子ニ來ルコトハ稀ナリ且ツ又被告ハ目下ひすてりい球卵巢痛視野狹縮皮膚ノ感覺異常感情轉換等ノ如キひすてりいノ徵候ヲ有セズ且ツ其發作ノ起ルニひすてりいニ於ケル如キ精神的原因ナルモノアルヲ見ズ特別ノ動因ナクシテ殆ト定期ニ發スルモノノ如クナリ又其發作ハ長サ二三分ニ及ベリト云フモ其狀況ハ癲癇症ナルニ適シ發作ノ際ニ口中ヨリ出血スルコトアリト訴フルヲ考フルニ是レ恐ラクハ發作中ニ舌ヲ嚙ミタル爲ニシテひすてりいニハ此ノ如キ負傷ニ至ルコト稀ニシテ癲癇ニハ之アルコト屢ナリ又被告目下ノ容貌及ビ精神狀態ヲ見ルニ其稍癡呆狀トナレルヲ知ルベキモ是又ひすてりいニハナキコトニシテ却テ癲癇ニハアリ勝ナルガ故ニ被告ノ所謂發作ハ癲癇ノ發作ニテアリシナラン

抑癲癇發作ハ往々ニシテ夜間ニ於テノミ起ルコトアリ斯カル場合ニ在リテハ患者ハ勿論家人ト雖モ發作ノアリシコトヲ知ラザルコトアリ而シテ發作中無意識ニ遺尿スルヲ以テ夜間ニ於テノミ來ル癲癇

發作ノ小兒ニ於テハ夜尿症ト誤ルコトアリ被告ノ既往症ヲ見ルニ十四歲頃迄夜尿症ニ罹リト云フ其症ノ果シテ癲癇發作ナリシヤ否ヤ之ヲ斷スル能ハザルモ疑ヲ此ニ存スルハ謂レナキコトニアラズ之ヲ要スルニ被告ハ二十歲ノ頃ヨリ癲癇又ハ少クトモ癲癇疑似ノ疾病ニ罹リタルモノナルカ癲癇ハ其症長續スルニ及ビ次第ニ深甚ナル精神ノ衰弱(癡呆)ヲ來スモノナリトス今被告ノ既往症ヲ按ズルニ被告ノ妻ノ言ニ據レバ十年前ヨリ精神變調セリト云ヒ明治三十年頃ハ家政ヲ取ルコト能ハザル爲ニ家督ヲ讓リタリト云フ醫師大○定○ノ言ニヨルモ明治三十四年頃ニ既ニ精神遲鈍ナリシモノノ如シ被告ハ目下知覺遲ク考慮滯リ計算能力ハ極メテ惡ク簡單ナル加算ニ於テスラ正キ答ヲ得ルコト難シ記憶ハ部分的ニ障礙アリ即チ古キ事柄ニ對シテハ記憶ヨキモ近來ノ事柄ニ對シテハ記憶不良ナリ是レ以テ被告ノ智力ガ薄弱トナレルヲ察スベシ

余ハ被告ニ對シ『益どは何だい』ト問フニ『牡丹餅を造つて佛様に進せる日です』ト答ヘタリ以テ其智識ガ殆ト幼童ニ等キヲ見ルベシ被告ノ居宅ト村○泰○郎ノ物置トハ軒ト軒トノ間僅カニ四尺位離レ居ルノミニシテ何レヨリ失火スルモ類焼スベキ程ナルニ被告ハ『近所ノ人が集つて消して呉れるだろ』と思ひました』ト云ヒタルガ如キ(豫審調査)○○市へ買物ニ遣レバ買物ヲナシタル外ニつまらぬ物ヲ買ヒ來リシコトアリシガ如キ(村○く○)ノ言皆此ノ如キ類例ナルベシ

被告ノ地方ニ於テハ鰻ヲ捕フルコトヲ忌ムノ風アリ然ルニ被告ハ之ヲ捕ヘ來リテ他人ニ賣渡シナドセシコトアリ又正月元日ハ何レノ國ト雖ドモ業ヲ休ミ佳節ヲ祝フモノナルニ被告ハ元旦ニ籠ヲ脊負ヒテ

薪採リニ行キ空籠ヲ負テ茫然歸宅セルコト屢アリシト云フガ如キ被告ガ風俗習慣等ニ悖ル行爲ヲ敢テシテ毫モ省ミズ又此ノ如キコトニ關スル感情ノ鈍麻セルヲ見ルベシ
被告ガ緘黙寡言ニシテ常ニ抑鬱セルガ如キハ其智力ノ衰ヘタルヲ示シ同時ニ彼ガ何ヲ言ハルルモ敢テ立腹スルコトモナク黙テ引込ムガ如キハ其感情ノ鈍キヲ示スモノナリ然レドモ癲癩患者ニ於テハ通常其感情ノ鈍麻セルニ關ラズ時々何カノ機會ニ烈ク怒ヲ發シテ猛暴ノ舉動ニ出ヅルコトアリ
被告ガ嘗テ村○泰○郎同政○郎ヲ保證人トシテ他ヨリ金子ヲ借りテ之ヲ返濟セザルガ爲ニ保證人ニ於テ之ヲ代償セルコトアルヲモ願ミズ再タビ泰○郎ニ借財保證人トナランコトヲ依頼シ其聽カレザルヤ薄情ナリトテ之ヲ怒リ村○泰○郎ガ保證ヲ斷ハリシ代リニ贈リタル拾圓ノ金子ヲモ受取ラザリシガ如キ(村○常○○○及ビ石○巳○吉豫審調書)又嘗テ佛事ノアリシ際怒ツテ僧侶ノ頭上ニ汗飯ヲ打チ掛ケタルコトアリタルガ如キ被告ニ斯ノ如キ感情障礙ノアリシコトハ明カナリ
抑癲癩狂患者ノ犯罪行爲ハ多クハ發作ト一定ノ關係ヲ有シ發作ノ前カ或ハ發作後ノ朦朧状態ニ於テナスモノノ如シ今此被告ニ於テハ彼ガ其犯罪ノ當時癲癩性朦朧状態ニアリシヤ否ヤ遽カニ之レヲ知ルニ難シ被告ハ放火ノ爲ニ使用シタル燐寸ニ付キ或ハ『糲糠俵の上に置きましたから燃えたらうと思ひます』ト云ヒ或ハ『放火して狼狽したから如何したか分りません』ト答ヘ其追想ノ一致セザルガ如キ自分方ト村○泰○郎方トノ間ノ路次ニ在リテ『消えそーだ』ト云ヒツツ消防ノ手傳モナサズ傍觀シ居リシガ如キハ意識障礙アリシガ如クナルモ被告ハ三月十七日午前○○市ヘ買物ニ行キ同十時頃歸宅シ

午後ハ或ハ薪ヲ採リ或ハ肥料ノ片附ニ從事シ午後八時頃ニ就キ同十一時頃一旦起キテ小用ヲ辨シ再ビ寢ニ就ケルコトヲ記憶シ更ニ『泰○郎が火事だ』ト云ふ聲がするから悴を起し自分も表口より出て見たら糲糠俵から燃え上つた火が屋根から落ちて居ました其時私は助かるかも知れないと申して居ました』ト答ヘ其『翌日ハ見舞人が来たから一日家に居た』ト語り其當時ノ追想ニ誤リナキガ如キハ發作アリシニ適セズ故ニ被告ガ犯罪所行ハ癲癩發作トハ關係ナカリシモノノ如シ而シテ被告ガ罹レル如キ癲癩病ノ状態ニ於テハ其精神障礙(主トシテ智力ノ衰弱)ハ永續性ニシテ間斷ナク且感動ノ疾病アリテ時々直接ニ原因ナキニ感動ノ激發スルコトアルモノナリ
今被告ガ犯罪所行ニ至リタル所以ヲ考究スルニ被告ハ三月十七日午前○○市ニ買物ニ行キ同十時頃歸宅シ午後ハ肥料ノ片附ケニ從事シ午後八時頃寢ニ就キ同十一時頃起キテ小用ヲ辨シ再ビ寢ニ就ケリト云ヒ彼ハ犯罪當時ノコトニ就キ述ベテ『三月十八日午前三時頃私は小便に起きて表の便所で小便をし乍ら東隣の泰○郎方を見ましたら今考へましても不思議に思ひます位むつと腹が立つて来まして泰○郎等は何不自由なく暮して居るのに自分は本家であり乍ら零落し家屋敷迄も人の手に渡す有様であるのに少しも構わぬは不親切である薄情であると思ひ出し一つ驚かしてやらうと思ひまして家に歸り座敷の火鉢の處にありました燐寸を持出し火を附けました』ト云ヒ(警部渡○辨○被告人聽取書)彼ガ平生ヨリ不快殘念ニ思ヒ居タルノ一時ニ何故トナク暴發シタルモノノ如シ是レ常人ニ於テハ何事モナキコトナレドモ智力感情ノ衰弱荒墜シタル癲癩患者ニ在リテ暴行犯罪ノ原因トナリ勝ナルモノナリ

之ヲ要スルニ被告ガ明治三十九年三月十八日午前三時頃既往ヲ追懷シ目下自己ノ斯ク零落セルハ全ク
村○泰○郎ノ不親切ニヨルモノトナシ茲ニ憤怒激發シ遂ニ粗糠俵ニ放火スルニ至リタルハ癲癩ノ爲メ
ニ生ジタル精神ノ異常中ニ其異常ノ爲ニ誘起セラレタルモノナリト認定スルニ足レリ

鑑定

被告ハ遺傳的素因ヲ有シ二十歳頃ヨリ屢發行ヲ起シテ人事不省ニ陥リシコトアリ目下叡智減弱シ殊ニ
計算能力ハ著シク減退シ最近ニ出來事ニ關スル記憶障礙アリ其思想ハ宛モ小兒ノ如ク感情ハ鈍麻シ風
俗習慣ニ悖ル行爲ヲ敢テシテ顧ミズ常ニ緘默寡言ニシテ農業ヲ勵マズ徒ニ酒食ニ沈溺セリ斯ノ如キハ
癲癩狂ニ來ル精神ノ異常ニシテ即チ被告ガ二十歳頃始メテ發作アリシ以來今日ニ至ル迄癲癩狂ニ罹リ
居ルコト明ナリ從ツテ其犯罪行爲ガ此異常ナル精神ヨリノ產出物ナルコトモ亦明カナリ之ニ由リテ余
等ハ此被告ニ對シテ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

(一) 被告村○善○ハ今尙精神ニ異狀ヲ呈セリ

(二) 被告ハ犯罪ノ當時即チ明治三十九年三月十八日午前三時頃知覺精神ヲ喪失セル狀態ニアリ
タリ

此鑑定日數ハ明治三十九年七月七日ヨリ同年十月三十一日ニ至ル百十七日間トス
右鑑定候也
明治三十九年十一月二日

東京市本郷區西片町十番地

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

鑑定人 醫學士 影 山 勇 藏

右被告ニ對スル原判決ノ事實ノ認定、法律ノ適用、科刑ノ程度等凡テ相當ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナキヲ以テ刑
事訴訟法第二百六十一條第一項ニ從ヒ明治三十九年十二月二十六日控訴棄却トナレリ。

第三十例 精神狀態鑑定書

松○濱○助
永○勝○郎
藤○正○

明治三十八年十二月〇〇日余等ハ東京地方被判所豫審判事申中〇〇ヨリ監獄逃走兼強盜犯被告松○濱
○助同永○勝○郎及監獄逃走幫助罪被告藤○正○等ノ精神狀態鑑定ヲ命ゼラル其鑑定事項左ノ如シ

- 一。松○濱○助、永○勝○郎及藤○正○ノ三名ハ知覺精神ノ喪失者ナリヤ否ヤ
- 一。若シ知覺精神ノ喪失者ナリトセバ其喪失セル時期
- 一。其喪失ハ一時的ノモノナリヤ將タ繼續的ノモノナリヤ
- 一。明治三十八年十一月二十四五日頃ニ於テモ尙知覺精神ヲ喪失シタリヤ否ヤ

事 歷

松○濱○助及永○勝○郎兩囚ノ監獄逃走時ノ狀況ハ巢鴨監獄山○○ノ告發書ニ由リテ其一般ヲ察知シ得ルヲ以テ左ニ之ヲ摘記セン

兩囚ハ當監獄ニテ刑執行中ノ處多少精神病發作ノ狀アルニ依リ構内精神病監ニ收容シ試驗中明治三十八年十一月二十五日午後五時三十分獄舎ヲ毀壞シテ逃走シタリ其方法ハ同監第五室東北隅ノ牀板(杉板割厚一寸)方約一尺餘ヲ切破リ更ニ其根太(杉丸太經約四寸)ヲ切斷シテ牀下ニ潛出シ同監獄西端ニ設ケアル狀掃除口鐵扉ノ錠ヲ破壞シテ脫出シ西北隅ナル中塀ヲ踰越ヘテ外塀ノ下ニ至リ木綿切ニテ絢ヒタル繩ヲ使用シ外塀ヲ踰越シテ逃走シタリ此繩ハ兩囚ガ監房ニテ被服蒲團等ノ切レヲ以テ密ニ製作シタルモノニシテ長約六間徑約一寸アリ其一端ニハ監房窓扉留ノ鐵製細棒(徑約三分)二本ニ束テ釣形ニ曲ゲタルモノヲ結付ケ他ノ一端ハ外塀内側ノ茶樹ニ結付ケアリタリ且ツ別ニ白木綿切ヲ繼合セタル小紐ヲ前記布繩ニ結付ケ其最端ニハ手頃ノ小石ヲ布ニ包ミテ繼合シアリタリ而シテ兩囚ハ平素手拭ヲ以テ頭部ニ鉢巻ヲ施シ寢臥スル習慣アリ

タルニ依リ其狀ヲ粧ハンガ爲メニ枕ニ鉢巻ヲ施シ恰モ就寢シ居ル者ノ如クナシ板ノ間ノ破壞シタル部分ニハ御座ヲ敷テ犯跡ヲ隱蔽シアリタリ牀板及根太ヲ切斷スルニハ最モ銳利ナル鋸ヲ使用シタルモノノ如ク云々……追テ逃走ノ形跡ヨリ考察スルニ外部ヨリ幫助スルモノアリタルガ如シ逃走當日午後七時頃兩囚ガ踰越シタル外塀ノ外側ニ何者カ潛ミ居タルヲ現認シタル者アリ又其附近ニ腰ヲ下ス爲ニ使用セシ者ト認ムベキ古俵竝ニ菓子袋アリタリ而シテ兩囚逃走ノ前日即チ明治三十八年十一月二十四日朝滿期ニテ放免シタル東京府○○郡○○町藤○正○ナル者ハ放免前精神病監ニ收容シ兩囚ト同房シタル事アリ且逃走者ノ用ニ供シタル布繩ニ釣形ノ物ハ結付アルモノレハ外塀ノ内側茶樹ノ下ニアリタルニ依リ布繩ヲ外方ヨリ牽ク者ナキ時ハ到底攀登スルコト能ハザルニ依リ密約シテ兩囚ノ逃走ヲ幫助シタルモノト推察ス云々

永○、松○ノ調査、聞取書及藤○ノ調査、聞取書ニ由レバ逃走用ノ布繩ハ松○永○ノ兩囚ガ在監中衣服及蒲團等ニテ製作シ之ヲ枕ノ中ニ隠シ置キシモノニシテ鋸ヲ塀内ニ投ゲ入レ夜間再ビ來リテ兩囚ノ逃走ヲ幫助シタル者ハ藤○正○ナル事明カナリ今司法警察官警部新○○ノ第二回聽取書ヲ摘記スレバ左ノ如シ(藤○正○第二回聽取書)

「實は松○が私の放免になる前に外に出たならば鋸を買ひ笛を三聲吹き投込み翌夜塀外に来て居れと申しますから二十四日放免になり○○警察署より監視旅券を貰ひ同署を出で監獄の方に行く町名知らざる金物屋にて鋸一本を代金一圓にて買ひ呼子笛一個を五錢に買ひ二十四日午

後五時頃病監の外扉より鋸を投げ込み置き二十五日の夜九時頃外に待ち居りしに繩を内より投げ出したから私か其繩の先を引き張り居り松本が先に出て参り後より永野が出て参り逃走しました云々兩人は裸體で出て参りましたから私の著物を著せました』云々

逃走事件ニ關シ彼等ガ余等ニ向テ自白セシ所ニ由レバ松〇ハ其主唱者ニシテ藤〇及永〇ハ其命ヲ聽キシモノノ如シ永〇ノ自白ニ曰ク

『松〇が一番兄分に藤〇が二番目の兄分となり私に弟分になれ若し兄弟分に入らぬならば攻め殺すと威嚇せられ指の先より血を出し互に之を吸ふて兄弟分となり其云ふ事を聽きました逃走後も苦い目に許り遇つたから遂に松〇と喧嘩しました』云々

又藤〇ノ自白ニ曰ク

『松〇から時々威嚇せられ一度は茲處に噛み付かれました(拇指根部ヲ示スニ癩痕アリ)放免の前には私の拳丸を糸にて縛り出監後鋸を買ひて扉内に投げ込む事を忘れぬ記しにせと云ひ渡され痛さに困りました』云々

此ノ如クシテ松〇及永〇ハ相ヒ續テ扉ヲ乗り越ヘ藤〇ト共ニ一旦府下郊外ニ走り二十六日更ニ市内ニ引キ返シテ〇〇〇區〇〇橋近傍ニ至リ藤〇ト分レ茲ニ兩囚ハ相謀リテ強盜罪ヲ犯シタルモノナリ今盜難者淺〇兼〇ノ盜難始末書ヲ摘記セン

明治三十八年十一月二十六日午前十一時三十分頃雇人岡〇啓〇(十三年)ニ托シ反物(木綿)百五

十四反ヲ荷車ニ積ミ〇〇區〇〇町迄相遣シタルニ同人ガ其途中〇〇〇區〇〇町附近ニ達シタル際〇〇警察署詰刑事事巡査ナリト稱シ雇人岡〇啓〇ニ對シ、きさまの父は悪事をなし〇〇警察署に留置きになり居り、きさまも其仲間なり同道せよト申スモ左様ナル覺ハナシト拒ミタルモ肯ゼズ〇〇橋ノ際ノ交番所迄同行セヨト申シ無理ニ連レ行キ雇人岡〇啓〇ヲ荷車ノ梶棒ノ中ヨリ無理ニ引キ出シ半天ヲ著タル男ニ申聞ケ之ヲ〇〇警察署迄持チテ行ケト云フヤ否ヤ同人ハ反物ヲ積ミタル荷車ヲ挽キ去リ刑事事巡査ト稱セシ男ハ雇人岡〇啓〇ノ手ヲ捻リ上ゲ或ル路次ニ連レ込ミ凡ソ二十分間押シ居リ頭部ヲ二ツ三ツ歐打シ立チ去リシ趣雇人岡〇啓〇立戻リ申聞ケタリ云々

而シテ松〇及永〇ノ自白聽取書及調書ニヨレバ〇〇署ノ刑事事巡査ト稱シテ岡〇ヲ威嚇セシハ松〇ニシテ荷車ヲ曳キ去リシ者ハ永〇ナル事明瞭ナリ、如斯シテ兩囚ハ該反物ヲ賣却スルノ目的ニテ之ヲ〇〇方面ニ曳キ行キシモ當日ハ其目的ヲ果ス能ハザルガ故ニ前ニ永〇ト同番地居住者トシテ知人ナル〇〇町五番地大工職伊〇雅〇ニ該荷物ヲ托シ同時ニ永〇ハ一泊ヲ乞ヒ松〇ハ同區〇〇〇町ノ木賃宿ニ一泊シテ翌二十七日兩囚共ニ逮捕セラレタルナリ

余等ハ今三被告人ノ精神状態ヲ鑑定スルニ當リ左ノ順序ニ從ハントス

- 第一、松〇濱〇助ノ精神状態鑑定
- 第二、永〇勝〇郎ノ精神状態鑑定

第三、藤〇正〇ノ精神状態鑑定

第一、松本濱之助ノ精神状態ノ鑑定

東京市〇〇區〇〇町八十四番地寄留
林〇〇方同居平民無職

松 〇 濱 〇 助

明治十年三月二十五日生

遺傳歴

父ハ麻癡狂ニ罹リ東京府巢鴨病院ニ入院中死亡セリ、其他ノ遺傳歴ハ微スルニ由ナシ

既往歴

被告ノ養育者ハ實父母ニシテ其養育法尋常ナリシモ被告ハ幼時ヨリ狡猾ノ兒ナリシト云フ
犯罪歴左ノ如シ(巢鴨監獄ノ調査ニヨル)

- 明治二十八年三月 窃 盜 水戸監獄
- 明治三十年三月 拐 帶 市ヶ谷監獄
- 明治三十二年十一月 恐喝取財 東京監獄
- 明治三十二年五月 窃 盜 東京監獄

明治三十七年五月

拘留(十日)

東京監獄

明治三十七年五月二十八日

官名詐稱窃盜

巢鴨監獄

既往病 被告ハ曾テ外聽道炎ニ罹リシモ其發病時及經過ノ狀況詳ナラズ

監獄醫ノ云フ所ニ由レバ被告ハ明治三十八年七月二日精神異常ヲ呈セシ者ノ如ク當時ノ舉動ハ惡口罵詈徘徊及向鉢卷等ナリシト云フ

明治三十八年七月四日以來被告ノ舉動ハ左ノ如シ(監獄醫調製ノ病牀日誌ニ依ル)

七日四日 頭痛、腹痛ヲ訴フ頭痛ハ一昨夜ヨリ始マリシト云フ、睡眠不安

幻視……親父ノ顔見ユ、晝間來ラズ夜間來ル

幻聽……親父ガ改心シト云フ

診察室ニ導クニ向鉢卷ニテ活潑ニ兩手ヲ振り椅子ニ腰カケ傲然タリ且ツ談話スルニ高聲多辯ニシテ連續アリ、記憶力指南力アリ卒然大聲ヲ發シ何故ニ私ヲ此處ヘ連レ來リシヤト叫ブ
英語ニ精通セル故橫濱ニ行キテ六十圓取ルト稱ス
感情變換性、觀念ノ經過速ニシテ行爲活潑ナリ

七月五日 昨夜モ親父來リシガ何事モ語ラザリシヲ以テ己レモ何事モ云ハザリシト云フ

前頭痛アリ眠ラントスルモ眠ル能ハズ其ガ爲メ改心セザルベカラズト訴フ
朱檀黒檀ノ机ヲ〇〇町ヘ依頼セシ故到來スベシト語ル

今朝○看守長來監シ一日モ早ク出監スル様心掛ケヨト云ヒシヲ立腹シ當所ニ自分ノ居ルハ先生ノ診察ニヨリシナリシレヲ俗人ガ一日モ早ク出監セヨト云フハ先生ヲ無視セルモノナリト云ヒテ罵詈セリ午後一時頃突然窓ヨリ前庭ヲ望見シ大聲大馬鹿ト呼ベリ之ヲ問フニ○○看守長ガ和服ニテ居リタル故ナリト云フ

七月八日 午前一時半突然起牀窓ヨリ外ヲ望ミ大聲ニテ怒鳴ルコト二三回

七月九日 午前四時突然起牀窓ヨリ外ヲ望見シ大聲罵詈スルコト四回其後便器蓋ニテ扉ヲ叩キタリ午後七時三十分ニモ大聲罵詈ス

七月十一日 一昨夜知人數名來監セシ故後悔セル旨ヲ云ヒシニ歸リタルカ昨夜ハ親父來リ如何ニ後悔セル旨ヲ云モ聞キ入レズ何故余ノ顔へ泥ヲ塗ツタト立腹シ頸ヲ締メ實ニ苦シカリシト稱ス傍人ヲ批評シ外界ニ混入シ行爲活潑

七月十一日 看守ニ對シ惡口シ又頭痛ストテ衣ヲ纏フタルママ頭ヨリ水ヲアビ自ラ愛讀セル書籍ヲ寸斷セリ

七月十二日 前日ハ運動場ニテ親父ニ面會シ其節何故改心セザルヤト詰問セラレタリ昨日○○部長ガ當監ノ看守ヲ下等視セシハ實ニ不都合ナリ看守長ヨリ下ルモ部長ヨリ下ル所以ナシ實ニ殘念ナリト稱シ啼泣落涙ス書籍ヲ破壊セシコトハ知ラズト稱ス

七月十二日 同室者胃瘧發作アリシヲ來診スルコト遅カリシトテ立腹シ○○○醫員ヲ歐打セリ

興奮症狀少ク去ル

七月十七日 夜突然大聲扉ヲ亂打ス十五分ノ後自ラ催眠劑ヲ請求ス

七月十八日 隔離室ニ入ル

七月十九日 夢ノ爲メ暴行セシトテ隔離室へ收容セラル、ハ殘念ナリ云ヒ憤慨シ尋常室ニ復歸セン

コトヲ請求ス

七月二十一日 尋常室ニ復ヘス

七月二十四日 午前看守長ノ所爲ヲ憤リ診察室へ躍込ミ亂暴ス

七月二十七日 隔離室ニ收容ス躁暴喧躁シテ出監ヲ請求ス

七月二十八日 比較的靜穩ニシテ出監ヲ請求ス

七月三十一日 急ニシテ直チニ尋常室ニ歸ルコトヲ強願シ之ヲ云ヒ聞カスニ一時ハ笑テ之ニ服スルモ又直ニ不自由ヲ稱ヘ尋常室ニ歸シクレト乞フコト數回ナリ

八月三日 發揚症狀稍々輕減ス

八月九日 本日尋常。北病監ニ歸來ス

八月十一日 發揚症狀輕快ス。尙ホ請求多シ

八月十二日 朝間○吉ヲ毆打ス

八月十五日 夜便器ニ腰カケ合掌禮拜ス同囚之ヲ制シテ寢ニ就カンコトヲ勸メシニ卒然手掌ヲ以テ

其横面ヲ歐打ス翌朝述ベテ曰ク昨夜ハ親父ガ來監シ未ダ改心セズトテ甚ダシク小言ヲ云ヒシ故非常ニ困難セリ

八月十六日 感情刺戟性、意想奔逸、行爲活潑

八月十七日 同因ヲ歐打セシ理由ヲ問フニ彼ノ仕業ハ不都合故天ニ代テ刑罰セルナリト又昨夜ノ出來事ヲ問フニ同因ヲ歐打セルコトヲ否認ス

八月二十三日 昨夜眼底ニ粟粒大ノ腫瘍ヲ生シ視力ヲ害セラルト稱シ診察ヲ請求ス

九月一日 身體衰弱セリトテ規鐵丸ヲ請求ス

九月三日 發揚大聲罵詈訕ス之ヲ制セシニ同室者ヲ足蹴ニス

眼珠痛前頭痛アリ眩暈卒倒羞明ヲ訴フ

九月五日 請求續出

九月九日 前夜不眠頭痛眩暈アリト稱ス

九月十四日 外界ニ混入シ請求續出運動機能亢進ス

九月十九日 典獄ニ面會ヲ得タシトテ管區長ニ取次キヲ托シタルモ未ダ面會スルヲ得ズトテ立腹シ

惡口罵詈訕ス

九月二十四日 渡○重○ナル者ノ顔ヲ見ルモ一種ノ感情勃興スル故是非他房ヘ轉ゼンコトヲ強請シ早ク聞キ届ケクレザレバ亂暴スベシト稱ス

九月二十六日 渡○重○ニ加勢シテ看守ヲ歐打ス

十月四日 渡○重○ヲ普通室ニ歸ヘスコトヲ強請ス

三四日來不眠物ヲ注視スルトキハ眩暈多シト訴フ

十月十六日 症狀同シ

十月二十五日 依然タリ

十月三十一日 夜半卒然大聲ヲ發シ三十分間牀上ニ座シ數回怒聲ヲ發ス

十一月二十四日 發揚症狀大ニ輕減ス

十一月二十五日 午後十一時頃逃走ス(永○勝○郎ト共ニ)

現在證狀

一。身體證候

體格榮養共ニ稍良、皮下脂肪組織及筋肉ノ發育中等、體重ハ十四貫六百匁、身長ハ五尺一寸九分體溫脈搏共ニ尋常ナリ頭形ヲ測定スルニ

周圍	五八・〇仙迷	耳前頭圍	三二・〇仙迷
耳後頭圍	二四・〇仙迷	耳顛頂圍	三三・〇仙迷
耳下顎圍	二七・〇仙迷	前後徑	一一・〇仙迷

左右徑	一四・〇仙迷	鼻根後頭圍	三七・〇仙迷
耳孔徑	一一・〇仙迷	前頭骨額突起徑	一一・〇仙迷
耳高	一三・〇仙迷	耳孔鼻棘徑	一一・〇仙迷
橫徑示數	七〇・〇即チ長顱ニ屬ス		

變質畸形トシテ著キモノヲ見ズ
 顔面ハ長圓形ニシテ黃褐色ヲ帶ビ眼臉結膜少シク充血シ瞳孔ハ左右同大ニシテ調節反應及光線反應共ニ存在ス舌ハ僅カニ白苔ヲ帶ビ少シク震顫シ胸腹部ヲ診スルニ心肺其他内臟ニ異常ヲ認メズ
 四肢ニ感覺運動ノ障礙ナシ膝蓋腱反射ハ亢進ス
 被告ノ訴フル所ニ由レバ晝間仕事ニ從事スルノ際一時間ニ二三回眩暈發作ヲ惹起シ周圍闇黒トナリ後頭痛ヲ發ス睡眠ハ不足ニシテ夢多シト云フ

二、精神證據

(一) 意識及認識(指南力) 意識清明、指南方正確ニシテヨク自己周圍及居所年月日等ヲ認識ス之ヲ數回問ヒ試ミシニ常ニ正キ答ヲ得タリ
 (二) 注意 注意ハ亢進シテ終始周圍ヲ見回ハシ外界ヲ批評シ鑑定醫ノ所持品ハ之ヲ取出ス毎ニ之ニ向ツテ注意スルコトヲ怠ラズ又鑑定醫ガ被告ノ言語舉動ヲ一々手帳ニ記入スルヲ見テ被告ハ其豫審中ニアルヲ考ヘ直チニ鑑定醫ヲ指シテ警視廳ヨリ派遣セシ鑑定醫ナリト叫ビ看守或ハ監獄醫ガ傍ヨリ一語

ヲ挿メバ速ニ之ニ向テ批評反駁ヲ試ミ其他問診ノ際ニモ其返答頗ル迅速ナル等都ベテ注意力ノ昂進セラルヲ認ム

(三) 記憶力及記録力

- 問 『生年月日は何時なりや』
 答 『明治十年五月十一日』(其實同年三月二十五日)
 被告ハ或事情ノ爲メ戶籍ヲ變更セシナリト云フ
- 問 『生地は何處なりや』
 答 『淺草區新吉原京町一丁目二十二番地』(正)
- 問 『親父の名は何と云ふや』
 答 『松〇重〇衛』(正)
- 問 『母の名は』
 答 『七才の時分れたから知りません』(正)
- 問 『繼母は』
 答 『きくと云ふ名で親父と同年頃に死にました』(正)
- 問 『逃走したのは何時か』
 答 『十一月二十六日』(其實二十五日午後十一時半)

問 『此檻房に來たのは何時か』

答 『十一月二十八日頃』(實ハ二十七日)

此他昨日ノ晝食ノ菜及朝食ノ汁ノ實等ヲ問診スルニヨク正當ナル答ヲナセリ之ヲ要スルニ患者ハ記憶力及記銘力共ニ著キ障礙ヲ認メズ

(四) 試ミニ計算力ヲ檢スルニ

問 『十五に十七を加ふれば幾何』

答 『二十四……二十六……』板ノ間ニ指ニテ計算シナガラ『三十二』(正)

問 『三十二に十九を加ふれば幾何』

答 『四十六……五十一』(正)

問 『八十五に三十七を加ふれば』

答 『運算せざれば出來ず』ト云ヒテ『百二十一……百二十二』(正)

問 『二十四に四を乗じて』

答 『八十六』其誤レルヲ注意セラレシ後『九十六』(正)ト答フ

(五) 判断 判断ニハ少ク障礙アルヲ認ムト雖ドモ其教育及周圍ノ状態ヨリ觀察スレバ其程度顯著ナラザルモノノ如シ

(六) 觀念聯合 觀念ノ經過頗ル急促ニシテ其聯合又迅速ニ、言語ハ其意連續スルモ時ニ意想奔逸ニ至

ラントスル傾向アリ

(七) 妄覺ハ左ノ問答ニヨリテ存在スルコトヲ知ル

問 『何處か悪いか』

答 『目の玉の奥に柘榴の實の如き腫物澤山出來て激しく痛むは何より困る小刀で切開いて見て呉れ』

問 『先達て汝の所持本を破りしは何故か』

答 『夜中枕許にある本を見しに親父の頭に蛇の體が付いた一寸足らずの蟲が書籍の一枚一枚の間に居りて動く故本を破つた』

問 『親父は來るか』(實ハ死セリ)

答 『昨夜來ました』

問 『何時頃來たか』

答 『夜で、未だ起きて居る内は壁の側に坐し臥牀せしに私の頸を絞めてヒドイ目に會はせました』

問 『親父は何にか云つたか』

答 『悔心しろと云ひました』

(八) 妄想 顯著ナル妄想ヲ有セザルガ如シト雖ドモ被告ハ主トシテ被害的觀念ヲ有シ

『監獄にては總掛りで私を殺さふとして居る』
『警視廳より醫者を遣して強いて余に精神病などの名を附け物品を取り上げ苦め殺す積りだ云々』

『囚人獨りを皆して苦めることは何んぞ殘酷な事ではないか』
『殺す積りなら殺せ、早く殺せ、殺して呉れ』

等ノ言ヲ發ス時ニハ其語ルコト又

『英語に精通せり』其實僅ニ簡單ナル羅馬字ヲ讀ム位)

『外國に行いて事業をなす』

等ノ誇大的内容ヲ有スルコトアリ

(九)感情 一般ニ爽快ナルモ小事ニ刺戟サレ易ク往々ニシテ憤怒ス且ツ號泣、喜笑暫時ニシテ變ジ感情頗ル轉換シ易シ

(十)行爲 顔貌ハ盛銳ニシテ行爲ハ活潑、命令抵抗又時ニハ暴行ヲナス事アリ言談ハ高調多辯ニシテ感情激スルニハ益甚シ

被告ハ間々夜間突然起牀シテ大聲ヲ發シ又ハ罵詈暴行ヲナス事アリ之ヲ被告ニ問フニ被告ハ知ラザルコト多シト云フ

鑑定醫ガ第二回ノ往診ヲナセシ際被告ノ前額及鼻根ニ多數ノ搔傷アリ之ヲ被告ニ質スニ被告ハ之ヲ知

ラズト云フ依テ看守ノ言ヲ聽クニ被告ハ昨夜半大聲ヲ發シテ蹶起セリ其際自ラ爪ヲ以テ顔面ヲ搔傷セルナリト

以上現在症ハ一月二月三月四月ニ於ケル症候ニシテ其後五月六月七月八月九月ニ於ケル症候モ亦之ト異ナルナク強請苦情ハ日々續出シ或ハ大聲或ハ放歌時ニ命令ニ抵抗シ時ニ器物ヲ放擲シ或ハ之ヲ破壊シ頭痛不快ノ後ニハ食ヲ斥ケ憤怒ノ後ニハ放尿ヲナスコトアリ

説明

以上列記セル既往及現在ニ徴シ被告ノ精神状態ヲ説明セントスルニ左ノ四問ニ就テ遂次之ヲ述スベシ

第一。被告ハ一定ノ精神病ノ症状ヲ具フルヤ

第二。被告ハ伴狂ニアラザルヤ

第三。精神病ナリトセバ其起原如何

第四。精神病ナリトセバ其精神病ト犯罪行爲トノ關係如何

第一問。被告ハ一定ノ精神病ノ症状ヲ具フルヤ

先ツ被告ノ遺傳歴ヲ徵スルニ其父ハ麻痺狂ニ罹リ東京府巢鴨病院ニ於テ死亡セリ、其他ノ遺傳ハ不明ナリト雖トモ此ノ一事以テ被告ガ精神病質ノ素因ヲ有スルヲ推測スルニ足ル

被告ノ既往歴モ亦詳ナラズト雖トモ氣質ハ幼ヨリ狡猾ナリシト云ヒ彼ガ竊盜、拐帶、恐喝取財、拘留及官名詐稱等頻回ノ犯罪ヲナシタルヲ見ルニ是レ所謂常習的犯罪者ニシテ常習犯罪ハ屢精神病者ニモ

見ルコトアレバ精神病ト全ク無因縁ニアラズシテ場合ニヨリテハ精神病素地アリテ此ニ至リタルニハアラズヤトノ疑ヲ置クモ強チ牽強ノコトニハアラズ然ラバ則チ被告ハ果シテ精神病者ナリヤ
 被告ハ指南力正明ニシテヨク時日場所及自己周囲ノ事情ヲ領解シ記憶力記録力亦著キ障礙ヲ認メズ注
 意力ハ頗ル充進シテ終始周囲ヲ見回ハシ外界ヲ批評シ觀念ノ經過急促ニシテ高調多辯言談滔滔トシテ
 ロヲ衝テ出テ其判斷力ハ根柢ニ於テ障礙ヲ有スルニアラザレドモ觀念聯合迅速ナルガ故ニ被告往々其
 判斷ヲ誤ルコトアレドモ暫時ニシテ彼レ自ラ之ヲ訂正スルコトヲ得試ニ計算法ヲ以テ被告ノ判斷力ヲ
 檢セント欲シ十五二十七ヲ加フレバ幾何ト問フニ對シ被告ハ直ニ二十四ト答ヘ次ニ二十六ト云ヒ後三
 十二デスト(正)答ヘ又三十二ニ十九ヲ加ヘテ幾何ト問フニ對シ被告ハ直ニ四十六(不正)ト云ヒ次ニ五
 十一(正)ト答ヘ、八十五ニ三十七ヲ加ヘテ幾何ト問ニ對シテ彼ハ直ニ百二十一(不正)次ニ百二十二
 (正)ト答フ以テ證スベキナリ
 被告ハ一夜嘗テ愛藏セシ書籍ヲ寸斷セシコトアリ其理由ヲ問ヘバ『親父の頭に蛇の體が付た一寸足ら
 ずの蟲が書籍の一枚一枚の間に居りて動く故其本を破つた』ト答ヘ又被告ハ夜間死セシ父ノ屢來リシ
 ヲ見シト云ヒ又『父が來りて悔心しろと云ひたり』ト云フガ如キ是レ被告ニ所謂幻視及幻聽ノ存スルコ
 トヲ察スルニ足り又被告ハ顯著ナル妄想ヲ有セズト雖ドモ『英語に精通せり』其實羅馬字ヲ僅ニ讀ム
 位)『外國に行て事業をなす』ト云ヒ又其態度ノ豪然タルヨリ見レバ主トシテ誇大的觀念ヲ有シ其身檻
 房内ニアリテ充進セル自我觀念ノ通りニ事ヲ行フ能ハザルノミナラズ時ニ看守等ガ己ヲ叱責ルコトア

ルヲ以テ誇大的觀念一轉シテ被害的内容トナリ『監獄にては總掛りで私を殺さうとして居る』『囚人獨
 りを皆して苦しめるとは何と殘酷な事ではないか』等ノ語ヲ發スルニ至リ看守ニ對スル罵詈惡口止ル
 所ヲ知ラザルモノノ如シ

如斯其感情ハ元來爽快ニシテ自家感覺モ尊大トナレルガ故ニ少シク之ヲ賞シ之ヲ繰ゾレバ被告ハ欣然
 トシテ喜ビヲ表ハシ能ク笑ヒ能ク談ズト雖ドモ而テ其感情ハ同時ニ刺戟性激昂ナルガ故ニ抵抗ニ遇
 ヒ冷遇ニ接スレバ些少ノ事ニテモ忽チ憤怒シテ暴行ニ至リ又ハ大聲哭泣スルコトアリ

被告ノ顔貌ハ盛銳ニシテ行爲活潑時ニ或ハ高聲放歌シ或ハ高調辯難シ自尊傲岸ニシテ己ノ意ニ充タザ
 ルアレバ命令抵抗器物放擲(或ハ破壊等)ノ暴行ヲナシ強請苦情ハ常ニ絶ユルコトナシ

以上ヲ要約スレバ被告ハ叡智界ニ於テ少シモ衰弱セズ指南力明カニシテ記憶モ亦正ク觀念聯合ノ急促
 考慮ノ進行及ヒ注意力ノ充進等ハ却テ常人ニ過ギタルヲ見ルベシ感情界ニ於テハ自家感覺充進シテ自
 負自尊トナリ誇大的思想ヲ有シ元來爽快ナル感情モ境遇ニ變ジテ時ニ憤怒スルコトアリ
 意思界ニ於テハ舉動躁急ニシテ殆ンド控制抑止ナキモノノ如ク外來ノ刺戟ナケレバ比較的靜穩ナリト
 雖モ小刺戟ニ遇ヘバ忽チ激越シテ興奮シ議論喧嘩ハ其得意トスル所或ハ放歌或ハ罵詈常ニ不平多クシ
 テ請求止ム時ナク多言多動ニシテ著ク精神運動ノ興奮ヲ認ム

如上ノ諸症候ハ精神病中躁鬱狂ノ躁狂狀態ニ發ル、モノニシテ即チ被告ハ躁狂ナル一定ノ精神病ノ症
 候ヲ具フル者ナリ

被告ハ已ニ精神病ノ症候ヲ具ヘタリ然ラバ直ニ之ヲ以テ精神病者トナスヲ得ルヤ曰ク未ダシ何トナレバ犯罪者中ニハ往々ニシテ自ラ狂行ヲ敢テシ狂者ニ扮シ以テ其罪ヲ免レント欲ズルモノナキニアラザレバナリ此ニ於テ

第二問。被告ハ伴狂ニアラザルヤノ疑問起ラザルヲ得ズ、

吾人ガ伴狂カ否カヲ診断スルノ第一要件ハ其行爲狀態一定ノ病型ニ符合スルヤ否ヤ是ナリ何トナレバ精神病學ノ智識素養アル者ニアラザレバ伴狂ヲナスニ至リテ其症狀ノ配合ヲ知ラザルガ故ニ症ヲ雜駁シ混淆スルガ爲ニ諸症狀相抵觸スベキヲ以テナリ被告ハ無教育ニシテ毫モ精神病學ノ智識ナキ者ナルガ故ニ一定ノ病型ヲ選ビ之ヲ模倣シ其扮スル所悉ク其疾病ノ症候ニ合スルガ如キハ決シテ出來得ベキノ業ニアラズ又吾人ノ想像シ得ベキ所ニアラズ第二要件トシテハ伴狂者ハ成ルベク過激ナルモノヲ裝ヒ亂暴殘酷騷擾奔躍他人ノ目前ニ於テ殊ニ甚シク他人旁ニ在ラズト信ズルトキハ其度ヲ強ムルコト多キモノナレドモ被告ハ身今鑑定中ニアルヲ知悉セルニ拘ラズ斯ル形跡アルヲ見ズ第三要件トシテ伴狂者ガ永ク一定ノ症狀ヲ持續スルハ頗ル苦痛ノ事ニシテ殆ンド不可能ノ事ニ屬ス況ンヤ無學ノ徒ニシテ身ヲ専門家ノ前ニ提ゲテ之ヲ詐ラントスルニ於テオヤ其心勞ノ極却テ眞ニ狂スルニ至ル者アリ今被告ガ躁狂ナル一病型ノ諸症狀ヲ持續スルコト已ニ一年ニ至リ殆ンド常ニ平等ニ其症狀ヲ獻呈セリ是等ノ諸條項ヲ考察スレバ吾人ハ被告ヲ伴狂者ニアラズトナスノ至當ナルヲ認ムルナリ

被告ハ已ニ伴狂ニアラズ而カモ一定ノ病型ヲ有スル精神病ニ罹レリ然ラバ其疾病ノ起原如何、是レ被告ガ犯罪行爲トノ關係上必ズ究メザルバカラザル問題ナリ此ニ於テ

第三問。精神病ナリトセバ其起原如何

ナル問題ヲ掲ゲザルヲ得ズ

監獄醫ノ病牀日誌ニヨレバ明治三十八年七月二日被告ハ精神ニ異常ヲ呈セシモノノ如ク其舉動ニ於テハ惡口罵詈俳徊及向鉢卷等アリシガ尙其後ノ日誌ニ依レバ睡眠不安態度倨傲高聲多辯行爲活潑外界混入意想奔逸請求讀出罵詈惡口幻視幻聽感情轉換刺戟性等ノ症狀アリ是等諸症候ハ悉ク躁狂ノ特徵トスル所ナレバ被告ハ恐ラク三十八年七月頃ヨリ躁狂ニ罹リシモノナランカ而シテ爾來其病徵ニ大差ナキモノ、如シ

被告ノ監獄逃走罪ヲ犯セシハ三十八年十一月二十五日ノ夜ナリ故ニ是レ彼レガ精神病發生後經過ノ中ノ出來事ナリ然カモ被告ハ徒黨ヲ與ミ其兄分トナリ且ツ逃走ノ方法極メテ巧ニシテ精神健康者モ及バザル如キ計畫ヲナシ遂ニ之ヲ成功セリ此ニ於テ必ズ

第四問。精神病ト犯罪行爲トノ關係如何

ナル問題起ラザルヲ得ズ

抑モ躁狂ナルモノハ上文已ニ記載セシガ如ク容易ニ智力ノ障礙ヲ來サザルノミナラズ觀念ノ再生聯合ノ如キハ却テ極メテ急速トナリ且ツ觀念ハ意識ノ中ニ充滿シテ殆ンド制止機轉ヲ缺如スルガ故ニ思想

敏給言談流ルルガ如ク直ニ事物ノ主眼ヲ看破シ能ク傍人ノ謫劣迂遠ナルヲ注目シ事ヲ領解スルコト急峻ニシテ一見平生ヨリモ智力ノ頗ル優越トナルルカノ如ク加フルニ感情界ニ於テハ自家感觸亢進シ誇大的觀念ヲ有スルガ故ニ己ガ意志ニ抵抗シ自家感觸ヲ侵犯スルモノアレバ忽ニシテ憤怒叱咤忽ニシテ悲泣暴行以テ傍人或ハ同室者ニ對シ優者トシテ之ニ望ミ是等ヨリ尊敬ヲ拂ハレザレバ止マザラントス且ツ意思界ニ於テハ意思ノ亢進ト作業大進トアリ姿勢ハ盛銳岸強ニシテ筋肉ハ豐滿衝充ニ、意思ノ亢進アルガ故ニ運動ハ尋常ヨリモ堅確急速ニシテ之ヲ行フ事的確トナリ作能大進アルガ故ニ諸事ヲ企圖シテ計畫絶ヘズ行動不息ニシテ何事ヲカ爲サザレバ止ム能ハズ被告ハ已ニ躁狂ナルガ故ニ是等ニ特性ヲ具フルハ固ヨリナリ

今被告ノ犯罪行爲ヲ考察スルニ自テ永○藤○二囚ノ兄分トナリ主トシテ逃走ヲ計畫シ其企圖ヲ二囚ニ命ジ己レ亦自ラ其仕事ヲ行ヒタル者ナルコトハ之ヲ永○藤○ノ兩被告ノ自白ニ徴スレバ判然セン藤○ノ自白ニ曰ク『松○から時々嚇おそされました一度は指に噛み付かれ放免の前には私の拳こぶしを糸にて縛り出監後鎗を買って塀内に投込むことを忘れぬ記しるしにせよと云はれ云々』又永○の自白に曰ク『松○が一番の兄分に藤○が二番目の兄となり私に其弟分になれ若し兄弟分に入らぬならば攻め殺す云々、指の先より血を出し互に之を吸ふて兄弟分となり言ふことを聴きました云々』トアリ即チ知ル被告ハ自尊傲岸暴行嚇怒シテ以テ優者トナラザレバ止マズ作能大進行動不息以テ何事ヲカ爲サザレバ止マズ其結果兩囚ノ兄分トナリ逃走ヲ計畫シ一方藤○ニ對シテハ違約セザル嚴命ヲ下シ他方己等兩囚ハ檻房内ニ居リ

テ日々其事業ニ從事シ遂ニ逃走罪ヲ犯スニ至リタルモノニシテ逃走ヲ企テ之ヲ遂グルニ至リシハ全ク躁狂ナル病症ノ爲メナルコト明瞭ナリ

鑑定

以上ノ事歴、既往現在及説明ニヨリテ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

- 一。松○濱○助ハ知覺精神ノ喪失者ナリ
- 一。其喪失セル時期ハ明治三十八年七月初旬ヨリ現今ニ至ル
- 一。其喪失ハ繼續的ナリ
- 一。明治三十八年十一月二十四五日頃ニ於テモ尙知覺精神ハ喪失シ居リタリ

第二。永○勝○郎ノ精神状態ノ鑑定

○○縣○○郡○○町字○○驛番外
平民戸主 魚行商 永 ○ 勝 ○ 郎

明治十年一月廿六日生

遺傳歴

父ハ大酒家ニシテ腦膜炎ニ罹リ死亡セリ叔母ハ癡愚ナリト云フ

他ニ遺傳ヲ徵スルニ由ナシ

既往

幼時腦水腫ヲ患ヒ屢癲癇發作ニ犯サレシコトアリト云フ
氣質躁急ニシテ遊蕩ノ癖アリ頗ル觀音ヲ信ジ精神感覺過敏ナリ
成年期ニハ二十一歳ノ時臺灣ニ於テ麻刺利亞ニ罹リ又腦病ノ爲メ約一年間頭部ニ冰囊ヲ當テシコトアリト云フ

被告ノ犯罪歴左ノ如シ

明治三十二年

竊盜(洋服)

明治三十五年

監視違反

明治三十六年

恐喝取財(反物)

明治三十六年六月

竊盜(衣服)

明治三十八年三月

竊盜

明治三十七年五月十日精神異常ヲ呈セシモノノ如ク其舉動ハ自尊罵詈及ビ命令抵抗等ニシテ
明治三十八年八月十七日後被告ノ舉動ハ左ノ如シ(凡ベテ監獄醫ノ病牀日誌ニヨル)

八月十七日 暫時ハ靜穩ナリシモ忽チ發揚症狀ヲ呈シ周圍ヲ批評シ外界刺戟ニ反應スルコト敏ナリ
告ヘテ曰ク時々眩暈シ眼前暗黒トナルコトアリト感情刺戟性意想奔逸行爲活潑

八月二十三日 寒冷ヲ感ズトテ裕ヲ請求ス

八月二十八日 工場ニ出役スルコトヲ強請ス

九月一日 後頭痛頭中ブク／＼シ、身體飛揚ノ感アリト診察ヲ請求ス

九月三日 同室者橋本〇〇ト爭論シ便器ノ蓋ニテ之ヲ毆打セントス之ヲ制止シタルニヨリテ事ナキ
ヲ得タリ

九月五日 藥劑ノ美味ナルヲ請求ス

九月九日 工場へ出シクレ、病人ニアラズトテ典獄ニ向ヒ出役許可ノ願書ヲ出ダス

九月十四日 諸請求續出スルモ其時々之ヲ承諾セル旨申聞クルトキハ翌日ハ其事ヲ云ハズシテ他ヲ
請求ス

九月二十六日 渡邊〇〇ニ加勢シテ看守ヲ毆打ス

十月四日 過日看守ヨリ毆打セラレタルモ今ハ其痛ミモ去レリトテ喜色アリ頻リニ經木ヲ以テ手細
工ニ從事ス

十月十六日 同症狀

十月二十五日 依然タリ

十一月二十四日 室内ヲ徘徊ス、切口上、外界ニ混入ス

十一月二十五日 午後十一時頃逃去ス(松〇濱〇助ト共ニ)其方法極メテ巧ナリ

現在證

一。身體證候

體格強壯榮養佳良ニシテ皮膚ハ微ニ蒼白色ヲ帶ビ皮下脂肪及殊ニ筋肉ハ強ク發育ス體重ハ十五貫八百
多身長ハ五尺五分體溫脈搏及血管ニ異常ナシ

頭形稍短ク左右殆ンド均等ナリ試ニ之ヲ測定スルニ左ノ如シ

周圍	五八・〇仙迷	耳前頭圍	三〇・〇仙迷
耳後頭圍	二二・〇仙迷	耳顛頂圍	三七・〇仙迷
耳下顎圍	二六・〇仙迷	前後徑	一八・五仙迷
左右徑	一六・〇仙迷	鼻根後頭圍	三八・〇仙迷
耳孔徑	一三・〇仙迷	前頭骨額骨突起徑	一二・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	一一・〇仙迷	耳高	一四・〇仙迷
橫徑示數	八六・五仙迷	短顛ニ屬ス	

變質畸形トシテ殆ンド微スベキモノナク只前頭部右側髮際ニ渦毛ノ存スルヲ見ルノミ
頭髮ハ散在性ニ斑點狀ノ毛髮脱落ヲ呈ス

瞳孔ハ左右同大ニシテ調節反應及光線反應共ニ存ス

左右眉毛部ニ眉形ノ文身アリ其他右上膊ヨリ前膊上部ニ達スル龜、蛇及婦人顔面ノ文身アリ共ニ他人

ノ爲ストコロナリト云フ

舌ハ少シク白苔ヲ被ムリ纖維性震顛ヲ認ム

右側示指ノ第三指骨ハ殆ンド缺如シ圓ク短ク肥厚セル爪ヲ以テ之ヲ被フ往年誤テ鱗刀庖丁ヲ以テ指端
ヲ切り落セシナリト云フ

左側頸部ニ於テ指頭大ノ肥大セル腺數箇ヲ觸ルベシ鼠蹊腺ニモ亦殆ント同大ノ無痛性橫痃數箇ヲ認メ
陰莖ニ於テハ龜頭冠狀溝ニ接スル左側包皮ニ小指頭大ノ贅腫アリ之ヲ壓スレバ少シク疼痛ヲ感ズト云
フ

膝蓋腿反射ハ活潑ニシテ筋肉器械的刺戟性亢進シ感覺運動ニ障礙ナシ

音聲ハ低調ニシテ鈍シ

二。精神的證候

(二) 認識力(指南力)

問「茲處は何處か」

答「監獄」

問「今日は何月の何日なりや」(二月七日)

答「分りません、聞いたけれども忘れた」

數日後(二月十四日)又同問ヲ發セシニ

答 『分りません、毎日聴くけれども忘れた』

更ラニ精シク反問シテ 『明治は何年なるや』

答 『卅八年』

問 『然らば何月何日なりや』

答 『昨日聴きし處によれば一月十一日なり』(不正)

再ビ數日後(二月十九日)之ヲ檢セシニ

答 『聴く處によれば二月半頃なり』

問 『汝の居る檻房の棟は何檻房と云ふや』

答 『分りません』

要スルニ被告ハ場合ニ由リテ多少相異ナリト雖ドモ時日ニ關スル指南力ハ障礙セラレ認識力亦正確ナラザルモノノ如シ

(二) 知覺力 知覺ニハ障礙アリ鑑定醫ノ之ニ近ツクモ相關セザル者ノ如ク諸種ノ命令ヲ下スモ殆ソド之ニ應ズルコトナク針刺ニ對スル痛覺鈍麻シ問診ノ際ハ同一問題ヲ反覆セザレバ之ヲ領解スル能ハズ再三之ヲ反覆スルモ尙且適當ナル返答ヲナサザルコトアリ

(三) 記憶力ヲ檢セント生年月日ヲ問フモ知ラズ年齢ヲ問フニ二十九歳(其實三十歳)ナリト云ビ出生地ニ付キテハ『品川の停車場の側のやつ山だけれど直ぐ田舎に行つたから分らん』ト答ヘ田舎ハ〇〇縣

ナルヲ知ルモ其縣ノ何處ナルカ知ラズ東京ニ出デシ時モ『幼年で分りません』ト云ヒ學校ニハ『小供の時から大きくなる迄行つた』ト云モ何歳カラ何歳迄上校センカハ記憶ニ無ク最初ノ入檻モ『何時だか分らず』併し何年位なるか大抵は分らう』ト詰ルモ『女房も子供も死んでから品川に流連して家財も道具も皆質に入れた』ト他事ヲ語リ『女房を貰つたのは何歳の時なりや』ト問フニ『一年位で死んだ』ト云ヒ女房ヤ子供ノ死セシ時日ニ關シテモ『よく分らんが二十歳か二十一歳の頃かも知れん』ト答ヘ尙昨日ノ食案ノ記銘力ヲ問診スルニ之ヲ忘却シ被告ノ云フ如ク日々年月日ヲ他人ヨリ聴シニ拘ラズ之ヲ記銘シ得ザルガ如キ多少記憶力ノ障礙ヲ有シ又明カニ記銘力ノ障礙ヲ認ム

(四) 計算力 ニ著シキ障礙アリ被告自ラ『私は商賣人だから勘定は幾らでも出来る』ト云ヒシニ似ズ左ノ簡單ナル問題ニ對シ長キ時間ヲ費セシニ拘ラズ正當ナル答ヲナスヲ得ザリキ例ヘバ

問 『十五錢に二十七錢を加へて幾錢なりや』

答 (暫ク考ヘシ後)『自室に歸て落付てからでなければ出来ません』

問 『十五錢に十七錢を加ふれば』

答 『三十二錢』(正)

此間長キ時間ヲ要セリ

問 『十八錢に十六錢を加ふれば』

答 (暫ク考ヘシ後)『三十七錢』(不正)

〔誤レル事ヲ注意セラレシ後モ〕「分りません」

(五) 觀念ノ經過 思想經過稍遲滯シ簡單ナル問ニ對シテハ正當ナル應答ヲナスモ其返答甚遅ク考慮ハ明ラカニ多少抑止セララルルヲ見ル被告ノ經歷及犯罪等ノ事ニ關シテ診問スル時ハ往々ニシテ之ニ關係アル他ノ事ヲ述ベテ遂ニ問題ニ至ラザルコトアリ(上記、記憶力中、入檻時ノ年齢及妻ヲ貫ラヒシ時ノ年齢ノ問診及其他多クノ問診ニ對シテ)或ハ始メノ問題ノ點ヨリ他ノ事ニ移リ診者ヨリ同一問題ヲ提出スルモ被告ハ之ニ關セズ自己ノ談話ヲ繼續スルコトアリ

(六) 病覺 被告ハ現時ノ病覺ヲ存セサルモ既往ノ事ニ對シテ病覺ヲ有スルモノノ如シ但被告ノ應答ハ要領ヲ得ザルコト多シト雖ドモ數次診問反覆ノ結果前後ヲ照合スレバ被告ハ「御飯が甘くない」「眠らない」「ト『色々の事苦となりて』ヲ自分ノ病氣トシ現在ニ就キテハ『何ともない』ト答フレドモ以前ノコトニ付テハ『晩になると何んだか變になつた』『物を云ひたくなつたり他人の云ふことが癢に觸つたり無闇に歩るきたくなつたりした』ト云ヒ嘗テ人ヲ罵詈訾命令ニ抵抗シ自分許リ『えら相』ニ構ヘタル理由ヲ質セバ「體が急に活動して來て堪らん様になり他人が己れの行爲を制止すれば却りて憤然之に反抗したくなり他人は皆小兒で自分のみ大人なる様に感じ心が自然に動き出して何かせずには居られなかつた」ト云ヒ其初發時ニ關シテハ「よくは分らんが一昨年頃より夏になると何時でも餘計悪い」ト答ヘ「五六年か六七年前もあつた」「二三年間續いて直つた」ト云フ

(七) 妄覺 被告ハ昨秋迄自己ニ對スル罵詈訾口ノ幻聽ヲ有セシモノ、如キモ(被告ノ言)現時ハ妄覺ノ

徴スベキナシ

(八) 妄想 著キ妄想ヲ認ムルコト能ハズ

(九) 感情 感情ハ鈍麻シテ其爲ニ事物ニ興味ヲ懷クコトナク自ら進ンデハ一語ヲモ發スルコトナク顔貌稍弛緩豐腫シ目視茫然トシテ定マラズ談話モ單調ニシテ感動ノ表出少ナク試ニ尖銳ヲ以テ被告ヲ刺サントスルモ彼ハ多ク關セザルモノノ如ク出獄後ノ希望計畫ヲ問フモ殆ント之ヲ意ニ介セス

(十) 行爲 姿態僅ニ抑壓セラレ多クハ同一姿勢ヲ取り舉動安靜ナリ試ニ強硬症狀ヲ檢センガ爲メ被告ノ手ヲ動サントスレバ被告ハ却テ強力ヲ以テ之ニ抵抗シ所謂假性強硬症狀ヲ呈セリ反響症狀ヲ檢セント欲シテ余等手ヲ舉ゲ足ヲ動スモ被告ハ之ニ關スルコトナシ監獄醫ノ云フ所ニヨレバ被告ニハ逃走前獨語アリシト云フモ現時ハ之ヲ認メズ音聲ハ低調ニシテ鈍シ

以上現在症トシテ記セシモノハ重ニ一月二月三月四月ニ於ケル症狀ニシテ其後五月六月七月八月九月ニ於テハ其症狀ハ大要ニ於テ之ト相ヒ等シト雖ドモ猶モ較著トナリシ症狀ナキニアラズ今之ヲ摘記スレバ左ノ如シ

指南力記憶力 ハ上記ト等ク多少ノ障礙アリ(記憶障礙ノ例トシテ被告ハ己ガ死セシ愛兒ノ名ヲ忘ル)計算モ甚不得手ニシテ簡單ナル數ヲモ正算スル能ハズ

知覺力思考力 ニモ亦等ク障礙アリ鑑定醫ノ問ヲ領解スルコト遅ク其返答ハ簡單ニシテ且ツ問ニ相當モザルコト多シ、痛覺鈍麻依然タリ

妄覺 被告ハ五月二十日頃ヨリ幻視幻聽アルモノノ如ク夜間母常ニ電氣燈線ヨリ傳ハリ來リテ己ヲ叱責罵詈スト云ヒテ二回電燈ヲ破壊セルヲアリ此幻視幻聽ハ今猶ホ續存ス
 妄想 母ニ對スル被害的觀念ヲ有スル他著キ變化ナキガ如シ
 行爲 被告ハ元來潔癖ヲ有スル者ナリシニ(監獄醫及ビ看守ノ言)五月二十日頃ヨリ不潔症ヲ呈シ或ハ牀上ニ放尿シ或ハ糞便ヲ弄セシガ同二十七日頃ヨリ此症狀去レリ
 姿態ハ緊張性ニシテ顔面ニ顴眉ヲ呈シ日々經木編ニ從事スルモ或ハ卒然之ヲ停止シ或ハ街奇舉動ヲ呈スルコトアリ
 被告ハ五月頃ヨリ多少刺戟性トナリ獨語ヲ始メ其症狀今猶ホ持續ス
 假性強硬症狀ノ存在スルコト及ビ反響症狀ヲ呈セザルコト依然タリ

說明

吾人ハ當被告ニ於テモ前記被告松○濱○助ノ說明ト同ク左ノ四問ヲ審査シテ被告ノ精神狀態ヲ說明セント欲ス

- 第一。被告ハ一定ノ精神病ノ症狀ヲ具フルヤ
- 第二。被告ハ伴狂ニアラザルヤ
- 第三。精神病ナリトセバ其起原如何
- 第四。精神病ナリトセバ其精神病ト犯罪行爲トノ關係如何

被告ノ遺傳ヲ按ズルニ父ハ大酒家ニシテ腦膜炎ニ罹リテ死亡シ叔母ハ癡愚ナリト云フノ他之ヲ徵スルニ由ナキモ多少ノ遺傳素質ヲ有スベキ餘地アル事争フベカラズ加フルニ被告ハ幼時ニ於テハ腦水腫ヲ患ヒ屢々痙攣發作ニ犯サレシコトアリシト云ヒ氣質躁急ニシテ精神感覺過敏ナリシト云ヒ成年期ニ於テハ約一年間腦病ノ爲メ頭部ニ冰囊ヲ當テシコトアリシト云ヒ又既往五回モ犯罪行爲ヲ敢テセシイアリ是等ノ諸點ヨリ觀察スルニ被告ガ精神病及神經病ノ素質ヲ有スルコト蓋シ疑ヲ容レス然レドモ精神病ノ素質ヲ有スル者必ズシモ精神病ニ罹ルニアラザルガ故ニ吾人ハ猶ホ被告ハ現在症狀ニ就キテ之ヲ審査セザルベカラズ即チ

第一問。被告ハ一定ノ精神病ノ症狀ヲ具フルヤ

被告ノ現在症ヲ按ズルニ被告ニハ一定ノ精神病ノ症狀アリト認ムベキコト十分ナリ其病症トハ早發癡狂即チ是レナリ今試ニ被告ノ症狀ヲ列舉シテ少シク之ヲ解説センカ
 被告ハ敏智界ニ於テ智力ノ障礙ヲ有シ觀念ノ經過異常ニシテ考慮貧弱ニ、判斷力ノ障礙較著ニシテ時ニ妄覺妄想ヲ惹起シ記銘力領解力ニモ亦多少ノ障礙ヲ有シ感情界ニ於テハ高尚ナル感動ノ鈍麻著ク事物ニ對シテ趣味ヲ有セズ是等ノ症狀ハ早發癡狂ノ特徵ト認ムベキモノナリ加フルニ同ニ姿勢蹙眉獨語假性強硬症及街奇舉動ノ如キハ早發癡狂ノ診斷上殆ント缺クベカラザル徵候ニシテ被告ガ目下悉ク是等症狀ヲ有スルヲ見レバ彼ガ早發癡狂ナル一定ノ精神病ノ症狀ヲ有スルハ明ナリ
 被告ガ病覺ヲ有スルハ聊カ奇トスベキガ如キモ彼レ猶ホ現在ノ病覺ヲ有スルニアラズ多少既往ノ病覺

ヲ有スルノミ而カモ其病覺タルヤ與奮状態既ニ去リシ後單ニ其與奮時ノ事ヲ指シテ云フニ過ギズ此ノ如キハ與奮状態輕解時ニ於ケル早發癡狂ノ症狀トシテ敢テ異トスルニ足ラズ
被告ニハ是等症狀アリ之ニヨリテ直ニ果シテ眞ノ精神病者ト云フヲ得ヘキヤ是レ第二ノ問題ナリ

第二問。被告ハ伴狂ニアラザルヤ

伴狂ナリヤ否ヤ之ヲ鑑別スルノ第一要件ハ其言語舉動等一定ノ病型ノ症狀ニ符合スルヤ否ヤナルコト前已ニ(前記松○ノ鑑定書)之ヲ述ベタリ而シテ被告ノ症狀ハ如上説キ來リシ如ク早發癡狂ナル一定病型ノ症狀ト符合スルヲ以テ伴狂ニアラズトスルノ至當ナルヲ認ム又第二ノ要件トシテ伴狂者ハ多ク興奮症ヲ眞似ルトキハ過激ナルモノヲ裝ヒテ躁擾粗暴ノ極ヲ盡スコト多ク又其癡鈍ヲ模擬スルヤ茫然自失ノ狀ヲナシ面貌態度之ニ相當セザルコト多キヲ見ルベシ然ルニ今被告ニ於テハ是等伴狂的態度ヲ認ムルコトナシ又第三ノ要件トシテ伴狂者ハ同一病型ノ症狀ヲ永ク持續スルコト頗ル困難ニシテ殆ント爲シ能ハザルガ故ニ其症狀ノ前後矛盾シ彼此抵觸スルコトアルヲ免レズ今監獄醫ガ此被告ノ病症ニ關シテ記載セシ所ヲ見レバ曰ク意想奔逸曰ク行爲活潑曰ク周圍ヲ批評シ外界刺戟ニ反應スルコト敏ナリ(或ハ外界ニ混入ス)ト此ノ如キハ多ク躁狂ノ發揚状態ニ起ル症狀ナルカ故ニ目下發呈セル徵候トハ稍異ナルガ如クシテ即チ被告ハ前ニ躁狂ノ症狀ヲ表ハシ今ハ早發癡狂ノ症狀ヲ呈スル者ト云ハザルベカラズ從ツテ又吾人ハ一度ハ被告ノ伴狂ニアラザルヤニ疑ヲ存セザルヲ得ズ
然レドモ翻テ考一考スレバ是レ又甚タ疑フベキ程ノモノニアラザルニ似タリ何トナレバ躁狂ノ發揚狀

態ト早發癡狂ノ與奮状態トハ其外見實況頗ル相近似シ熟練ナル專問醫家ト雖ドモ之ヲ鑑別スルコト場合ニヨリテ頗ル困難ナルコト多ク殊ニ一時現在ノ徵候ニテハ殆ント之ヲ指辨シ得スシテ長キ經過ノ後始メテ診斷ヲ下シ得ルコト少カラズ元來早發癡狂ノ與奮状態ニ於テハ其病者ハ多言多動トナルヲ常トスルモノニシテ唯是レ多言、故ニ意想奔逸及周圍ヲ批評スル者ト認メラルルコトアリ唯是レ多動、故ニ行爲活潑及ビ外界ニ對スル反應敏捷ナリト見ラルルコトアリ且ツ監獄醫ノ日誌ニ記載スル所ハ單ニ意想奔逸行爲活潑云々等抽象的ノ語ノミニシテ一々其實況例證ヲ記入セザルガ故ニ其症狀果シテ意想奔逸ト稱スベキモノナリシガ外界刺戟ニ對スル反應敏捷ト稱スベキモノナリシカ吾人ハ得テ之ヲ尋テ又知ルコト能ハズ假ニ一步ヲ讓リテ其記載ニシテ其症ノ真相ヲ寫シ得タリトスルモ是等症狀ハ單ニ躁狂ノミニ限リテ現ハルル者ニアラズ早發癡狂ノ與奮状態ニ於テモ亦往々ニシテ之ヲ見ルコトモアルガ故ニ一時是等ノ症狀アリタレバトテ直ニ其症ヲ躁狂ノ發揚状態ト斷言スルコト能ハズ吾人ハ固ヨリ明治三十八年ノ後半ニ於テハ親ク被告ノ症狀ヲ診査シタルニアラザルガ故ニ之ヲ確言スルヲ能ハザレドモ以上ノ解説ニ基キテ吾人ハ被告ノ其當時ノ状態モ亦恐ラクハ早發癡狂ノ與奮状態タリシモノト推斷スルナリ果シテ然ラバ則チ被告ノ目下ノ状態ガ伴狂ノ故意ニ出テシニアラザルヤ又明カナリ且ツ監獄醫日誌ニヨルモ被告ハ精神病者トシテ病檻ニ居ルヲ嫌ラヒ八月二十八日ニハ『工場ニ出役スルコトヲ強請ス』ト云ヒ九月九日ニハ『工場へ出シ吳レ病人ニアラズ』トテ典獄ニ向ヒ出役許可ヲ乞フノ願書ヲ出セリ』ト云フニアラズヤ又余等ガ診察ノ際ニモ被告ハ『病人ニアラザレバ工場ニ出役セシメ吳レ』

等ノ強請ヲナセリ之ニ由テ吾人ハ被告ノ症狀ヲ伴狂ニアラズトシ被告ニハ明カニ精神病ノ素質モアリテ彼ハ正ニ精神病ニ罹リ居ルモノナリト斷言スルヲ憚カラザルナリ

第三問。精神病ナリトセバ其起原如何

被告ハ已ニ伴狂ニアラズシテ眞ノ精神病者ナリ然ラバ其ノ疾病ハ何時ヨリ始マリシカ其間ノ經過ハ如何ナリシカ、監獄醫ノ病牀日誌ニヨレバ被告ノ發病時日ヲバ明治三十七年五月十五日トセリ然レドモ被告ノ自ラ陳述セシ所ニヨレバ「六七年前斯様な風に具合が悪ク二三年も續て直つた」ト云ヒ又早發癡狂ノ初期ニ於テハ記憶力指南力共ニ比較的正確ナルベキニ反シ被告ハ是等ノ障礙ヲ具備セリ是ニヨリテ之ヲ觀ルニ被告ノ早發癡狂ハ既ニ六七年ノ前ニ發シ二三年ヲ經過セシ後或ハ鎮靜シ或ハ寛解シ三十七年五月ヨリ再ビ興奮ノ状態ヲ呈セシモノナラン元來早發癡狂ハ慢性ノ疾患ニシテ多クハ破瓜期ニ於テ青年時代ニ初發シ時ニ或ハ興奮状態ヲ呈シ或ハ昏迷状態トナリ或ハ輕快シ或ハ鎮靜シ種々ノ症狀ヲ經過シテ遂ニ固有ノ癡呆状態ニ陥ルヲ常トスルモノナレバ吾人ハ被告ガ目下ノ病狀ニヨリ又被告ノ言ニヨリテ其ノ疾病ノ初發ハ遠ク數年ノ前(患者ノ言ヲ信トセバ)又六七年以前ニアリシト想像スルナリ

第四問。精神病者ナリトセバ其精神病ト犯罪行為トノ關係如何

疾病ノ經過果シテ上記ノ如シトセバ被告ガ明治三十八年十一月中逃走罪ヲ犯セシハ該疾病經過中ノ事ニ屬スナリ此ニ於テカ

ナル問題起ル

元來早發癡狂ハ叡智ノ荒廢及感情鈍麻ナル二大根底ヲ有ス感情鈍麻スルガ故ニ高尚ナル感情ヲ缺キ物事ニ趣味ヲ有ズルヲナク叡智荒廢スルガ故ニ判斷力著キ障礙ヲ蒙リ多少確立シタル性質ヲ缺キ多少牢執スベキ意志ナク茫然トシテ唯自己ヲ制統スル人ノ欲スルガ儘ニ言動スルニ至ルモノナリ今被告モ亦此疾病ニ罹リテ其末期ニ及ビ爲ニ精神衰弱ヲ來タシ居ルガ故ニ彼ハ同囚(松〇)ニ威嚇セラレテ其命令ニ服シ己レ最モ年長ナルニ拘ラズ兄弟分ノ盟ヲナスニ及ビテ其最下ノ弟分トナリ唯々トシテ其行動ヲ共ニシ遂ニ其命其言ニ從ヒテ破獄ヲナスニ至リタルナリ今被告ガ陳述ヲ摘記スレバ「私は松〇に威嚇され松〇が一番の兄分に藤〇は其次の兄分に私を其弟分になし若し兄弟分にならぬなら殺してやる」と云はれ自分も指より血を出してそれを吸ふて兄弟分になり仕事を一所にしました云々」ト以テ其一般ヲ伺フニ足ラン

鑑定

以上ノ事歴既往症現在症及説明ニヨリ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

- 一。永〇勝〇郎ハ知覺精神ノ喪失者ナリ
- 一。其喪失ノ時期ハ六七年以前ヨリ現今ニ至ル
- 一。其喪失ハ繼續的ノ者ナリ
- 一。明治三十八年十一月二十四五日頃ハ知覺精神ヲ喪失シ居リタリ

第三、藤○正○ノ精神状態ノ鑑定

○○縣○○郡○○町字○○番地不詳平民

無職 藤 ○ 正 ○

明治十六年五月日不詳生

既往

被告ノ遺傳ハ之ヲ審査スベキ機ヲ有セズ
被告ハ幼時身體虛弱ニシテ性質ハ短慮粗暴、家計中等ノ生活ヲナセシニ拘ラズ不品行ニシテ常ニ他人ノ物品ヲ窃取スル惡癖アリ
成年期ニ至リテハ明治三十二年肋膜炎ニ罹リ三十八年四月六日腦貧血ニ犯サレ同四月二十六日心臟瓣膜病ノ診斷ヲ下サレタルコトアリト云フ(○○監獄ノ調査ニヨル)
犯罪歴左ノ如シ

明治三十三年十月四日

窃盜犯

(○○監獄)

明治三十六年三月九日

約束手形偽造行使 (同)

監獄醫ノ病牀日誌ニヨレバ明治三十八年四月六日精神ニ異狀ヲ呈セシモノノ如ク當時被告ハ亂暴注視落涙大聲惡口啼泣羽目板ヲ叩キ大便ヲ弄シ、他囚杉山ヲ殺スト叫ブ等ノ舉動アリシト云フ

明治三十八年七月十五日以後被告ノ舉動ハ左ノ如シ(但シ監獄醫ノ病牀日誌ニ依ル)

七月十七日 不語、一方ヲ注視シ低聲獨語シ獨笑ス

自ラ飲食ヲナサズ他人ノ介抱ニヨリ牛乳及ビ葛湯ヲ用ユ不眠錯亂状態榮養不良外刺戟ニ反應セズ苦悶性ノ幻視アルモノノ如シ

七月十九日 診察室ニ導クニ介抱セザレバ歩スル能ハズ

『工合如何』……『餘リ毆打せられたる爲め茫然とせり且足を毆打せられたる爲歩行出來ず』

『誰に毆打せられしや』……『親父に』

『何日に毆打せられしや』……『先日改心せよと云ひ』

『今日は何日』……『八月……月は知らず』

『明治何年』……答ヘズ頻リニ一方ヲ注視シ頭ヲ左右ニ振フ

『年齢ハ』……『二十歳明治八年生』

『何故に隔離室に入れられしや』……『何事もせず』

『誰が入れた』……『親父が改心せん事と云ひて夜來りて入れたり』

『親父來るや』……『晝夜共眠るときは來る』

羸瘦骨立顔貌茫乎凝視夢寐状態、瞳孔中等大光線反射アリ心機亢進臆反射亢進自ら梅干五個を請求す

七月二十二日 意識稍清明トナル

七月二十六日 頻リニ一方ヲ注視シ啼泣ス曰ク『親父が来た』ト體温三十八度

八月三日 強硬症狀心機亢進瞳孔反射極メテ鈍ク腿反射著ク亢進ス診察室へ導クニ一方ヲ熟視シ顔貌疑心アルモノノ如シ

後頭部ヲ指シ『こゝが』

『工合如何』……………

『わかりません』

『如何様ニ』……………

『姓名ハ』……………

『二十三歳』

『年齢』……………

『何年生』……………頻リニ天井ニ注視シ『明治十六年』

『今日ハ』……………

『知りません』

『凡ソ何月カ』……………

『八月』

『明治何年カ』……………

『三十八年』

『當所ハ』……………

『收病監』

『余ハ』(醫師)……………

『先生』

『彼ハ』(看守)……………

『看守木〇〇さん』

『親父は来るか』……………

『昨夜來監しました』

『親父は口を聞かざりしや』……………『然うです……………見へた迄です』

『隔離室に收容せられたる事を知るや』……………『知りません』

『何故過日ハ飲食せざりしや』……………『食つて居ました』

『兩手を縛せられしは』……………『知りません』

『現在汝は病氣か』……………『治りました』

頻リニ問答スト雖モ一方ヲ注視シ笑ヒ又悲ムガ如キ顔面ヲ呈シ低聲獨語ス外刺戟ニ反應スルコト鈍シ

八月七日 茫乎トシテ一種恐怖心ヲ抱クガ如キ顔色ヲ呈シ頻リニ周圍ヲ注視ス談話中突然之ヲ中止

スルコトアリ又診察ノ中途ヨリ他ニ走ルガ如キ場合モアリ

八月十一日 時々突然起立シテ室隅ニアリ發揚ノ事實ヲ問フニ概括的ニ答フルヲ得茫然タリ

八月十二日 他囚人ノ喧暴ニ伴テ便器ヲ以テ扉ヲ敲打ス

八月十六日 診察室へ導カントセシニ晝眠中ナリシ故之ヲ引起セシニ卒然牀上ニ端坐セルマ、無言

ニテ何事カ考ヘ居リ命ニ從ハズ同囚ノ勸メニ從ヒ來室ス室ニ來ルモ無言ニシテ頻リニ一方ヲ注視スルノミ反響症狀ナシ強硬症狀ヲ呈ス榮養稍恢復ス

八月二十三日 『叔父來るや』……………『夜分醒覺すると枕頭に來て居ます』

『何事か云ふや』……………『改心しろと云ひます』

『室隅に起立するは何故か』……『其様なことはありません』

『何か恐ろしや』……『親父が来て鎗で親不孝と云ひながら刺さうとするから』

『何方より入り来るヤ』……『窓から』

『鐵格子のあるに如何』……『夜分親父が来るときは取れます』

八月二十八日 兩三日前ヨリ幻視盛ニシテ卒然起立シテ暴行スルコトアリ

八月三十一日 問○吉ガ悪口スルトテ立腹シ其居ル處へ行カント請求シ之ヲ制スルニ暴行ス

九月一日 親父ハ晝間來ラザレドモ夜分夢ニ來ルト稱ス

九月五日 夜分夢ニ親父來ルト稱ス

九月九日 諸症狀依然タリ顔色痴呆狀

九月十四日 顔色癡呆狀ニシテ精神活氣ナシ問へバ應答スルモ敢テ進ミ語ラズ

九月二十六日 渡○重○ニ加勢シテ看守ヲ毆打ス

十月四日 渡○重○ガ一ヶ月隔離室ニ居ル故尋常室へ復歸サレタシト請求ス(在隔離室八日間)『親

父ガ毎夜來監ス而モ諸所ニ負傷セラレ居ルヲ見タリ多分今日頃ハ死亡セルナラン』『親父ニ何事ヲ問フモ返事セズ畢竟立腹セル爲メナラン是レ親父ノ金ヲ持逃セシ故ナラン』夜分眠ル

コトヲ得

十月十六日 同症狀

十月二十八日 依然タリ

十月三十一日 午後六時頃ヨリ翌朝迄眠、發揚シテ室内ヲ逃ビ廻リ金網へ飛ビ付クヲ數回

十一月六日 自己ノ本一冊及石盤ヲ破ル

十一月七日 室内ヲ亂打シ器物ヲ放擲スルヲ三十分間ニシテ靜マル

十一月二十一日 茶碗ヲ戸口ニ投ズ原因ハ看守ガ房内ヲ覗キタル爲メナリト

現在證

一。身體證候

體格稍々榮養不良皮膚蒼白色ニシテ皮下脂肪組織及ビ筋肉ノ發育十分ナラズ體溫脈搏共ニ異狀ナシ頭蓋ヲ測定スルニ

周圍	五四・五仙迷	耳前頭圍	三〇・〇仙迷
耳後頭圍	二四・五仙迷	耳顛頂圍	三七・〇仙迷
耳下顎圍	二七・五仙迷	前後徑	一七・〇仙迷
左右徑	一六・〇仙迷	鼻根後頭圍	三七・〇仙迷
耳孔徑	一一・五仙迷	前頭骨額骨突起	一一・五仙迷
耳孔鼻棘徑	一一・〇仙迷	耳高	一二・八仙迷
橫徑示數	九四・一		

即チ其頭形ハ高度ノ短顱ニ屬シ且前頭部扁平ニシテ兩側顱頂部發達シ後頭結節ノ發育不良ニシテ殆ン
ト扁平ナリ

顔面蒼白羸瘦シテ貧血ノ狀ヲ呈ス

瞳孔ハ左右同大ニシテ調節反應及光線反應共ニ存在シ結膜ハ貧血ナリ

胸腹部ノ内臟機官ニ著變ナキモ心尖部ニ於テ收縮期雜音ヲ聴取ス全身ニ感覺運動ノ障礙ナシ但舌ハ僅
ニ震顛シ膝蓋腱反射ノ亢進セルヲ見ルノミ夜間ノ睡眠不足ナリト云フ

二。精神證候

(一) 認識力(指南力)

問 『茲處は何處か』

答 『東京監獄』(正)

問 『此室は如何なる室か』

答 『分りません』

問 『此室はドー云ふ室か』

答 『先に居たんです』

問 『此の方は誰れだ』

答 『看守』(正)

問 『此の方は何する人か』(監獄醫長)

答 『分りません』

問 『僕は何する者か』(鑑定醫)

答 『分りません』

問 『明治何年か』

答 『三十八年』(三十九年)

問 『何月か』

答 『分りません』

被告ハ東京監獄及看守ナルル問ニ對シテ正當ノ返答ヲナセシト雖ドモ其他ハ『知らん』分らん』ト云フ返
答ノミナルヲ以テ知テ言ハザルヤ或ハ眞ニ知ラザルヤ即チ被告ノ指南力ハ正明ナルヤ否ヤ吾人茲ニ確
言スルコト能ハズ

(二) 知覺力 ニ於テ多クノ障礙ヲ認メズ只鑑定醫ノ命令再三ナルモ被告ハ恰カモ聽ヘザルモノノ如ク
容易ニ之ヲ實行セザルハ一見知覺力及領解力ノ障礙ヲ有スルモノノ如キモ恐ラクハ是レ注意力ノ障礙
ニヨルナラン

(三) 注意力 ハ著キ障礙ヲ被ムリ外界ニ對スル反應極メテ微ニシテ目視多クハ或一定所ニ凝著シ鑑定
醫ノ問診再三ニ至ルモ何等ノ反應ヲ呈セズ被告ノ袖ヲ引キ體ヲ搖リ其返答ヲ促スニ及ビ始メテ氣付キ
タルモノノ如クニ應答ヲナスコト多シ余等ハ試ニ被告ニ紙筆ヲ與ヘテ簡單ナル計算ヲナサシメ其間針
ヲ以テ四肢及頭部ヲ刺スニ少シモ反應ナク針刺深クシテ出血スルニ至リ始メテ其處ニ手ヲヤリ僅ニ之
ヲ撫デシノミ

(四) 記憶力 ノ障礙ハ著甚ナラザルモノノ如ク之ニ談話ヲ交フルニ多クハ『知らない』ト稱シ而シ
テ時々又正當ノ返答ヲナスガ故ニ記憶障礙ヲ有ストモ云ヒ難ク或ハ知テ云ハザルヤモ保シ難シ今試ニ
其問答ヲ左ニ記セン

問 『汝の生年月日は何時なりや』

答 『知らない』

問 『年は何歳なりや』

答 『二十三歳』

- 問 『明治何年生れなりや』 答 『十六年生れ』(正)
- 問 『何月生れなりや』 答 『五月』
- 問 『五月の何日なりや』 答 『日は知りません』
- 問 『生地は何處なりや』 答 『〇〇縣〇〇郡〇〇』
- 問 『何番地か』 答 『其れは知らない』
- 問 『學校に入りしことありや』 答 『あります』
- 問 『何歳の時始めて入學せしや』 答 『覺へません』
- 問 『何年位入學し居りしや』 答 『分りません』
- 問 『何歳にて退學せしや』 答 『監獄に来る迄』
- 問 『最初の入檻は何歳の時か』 答 『十九歳』
- 問 『放免されたのは何時頃か』 答 『其れは分りません』
- 問 『二度目の入檻は何時か』 答 『分りません』
- 問 『松〇濱〇助の逃走したのは何時か』 答 『……分りません』
- 問 『親父の名は何と云ふか』 答 『藤〇治〇』
- 問 『親父の年は幾歳か』 答 『知りません』
- 問 『母の年は』 答 『知りません』

(五) 計算力 著ク障礙セラレシノ觀アリ今簡單ナル計算問題ヲ出シテ之ヲ檢問セシニ左ノ如シ

- 問 『二十八に十七を加へて幾何』 答 (暫ク考ヘシ後) 『其はむづかしくて分りません』
- 問 『十八に十七を加ふれば』 答 『十八に十七を加ふれば』
- 問 『七に八を加へて幾何、暗算せよ』 答 『分らん』
- 問 『七に八を加へて分らんことあるまい』 答 『……十』
- 問 『十を二つ合せれば』 答 『二十』
- 問 『二十を三つ合せれば』 答 『三十』
- 問 『其れは間違ひだらう、二十を三つ合せるんだよ』 答 『三十です』
- 問 『三十から六を減じて』 答 『鉛筆がなければ分りません』
- 問 (被告に鉛筆と紙を與へ) 『八十五に三十七を加へて幾何』 答 約十分の時間を要し其運算及答左の如し

85 + 37 = 124 『百四十四です』(不正)

被告ハ『七ニ八ヲ加ヘヨ』ト云ハレテ『分らん』ト云ヒ『二十より六を減せよ』ト云ハレテ『分らん』ト云ヒ『二十を三つ合せて』『三十』ト云ヒ又最後ノ問題ニ於テ明カニ運算法ヲ知リテ然カモ其答不正ナルガ如

キ被告ノ教育ニ比シ計算能力ノ缺損餘リニ甚ク吾人ヲシテ其眞偽ヲ疑ハシムルモノナキニアラズ
(六)考慮 被告ハ應答ニ際シ多クハ『否』然『知らぬ』等ノ語ノミヲ用ヒ詳細ナル説明ヲ要スル問ニ對シテモ只簡單ナル一二語ノ返答ヲ與フルニ過ギズ(以上指南力記憶力條下參照)又鑑定醫ノ診問ニ對シ其問題ト關係アル他ノ事ヲ述ベテ談話ヲ終ルコト多シ即チ左ノ如シ

問 『頭痛はないか』

答 『玉二つ頭の中にある』

問 『何で作つた玉か』

答 『玉二つ頭の中にある親父が入れた』

問 『何で作たのかと聞くのだよ』

答 『親父が入れた』

問 『親父が何處から頭の中に入れたか骨を通して入れるとは變ではないか』

答 『親父が怒つて入れた、私が悪い……親父の金を持って逃げたから』

問 『何處から入れたのか』

答 『親父が入ればはいる』

(七)妄覺 被告ハ盛ニ妄覺ヲ有スルモノノ如ク就中幻視最モ多ク幻聽之ニ次グ其内容ハ主トシテ被害的ナリ被告ノ言ヲ前後綜合シテ試ニ之ヲ列擧スレバ左ノ如シ

親父が来て困る。多くは夜間来て枕許に坐はる。眠る前にも坐て居て醒めてからも坐て居る。

先には『悔心しろ』と云つたが近來は何も云はぬ。多分怒て居るからであらう。叔父は時々『刀で切り殺す』と云ふ。親父も左様云ふことがある。叔父の云ふのは大抵晝間室に居る時だ云々

又被告ハ談話中其應答ヲ止メ切リニ天井ノ一方ヲ凝視シ居ル故其理由ヲ問ヘバ『彼處から親父が来る』ト云ヒ又俄然立テ入口ヲ向ハントスル故之ヲ質セシニ『親父が来た』等ノ言ヲ發セリ

(九)妄想 被告ハ又妄想ヲ有スルモノノ如ク其内容ハ被害的ニシテ重ニ妄覺ニ關ス試ミニ被告ノ言フ所ヲ摘記スレバ左ノ如シ

『此中に(頭を示し)こんな玉(手真似ニテ示ス其大サ鶏卵大以上)が二つ入つて居る、それは親父が怒て入れたのだ其玉は金で作た玉で之れがあるから頭が痛い』

此他叔父ハ聲ヲ以テ親父ハ自ら來テ已レヲ詰責スト云フガ如キ妄覺ハ又悉ク被害的内容ヲ有スル妄想トシテ被告ノ心裡ニ存スルナリ

(十)感情 被告ノ感情ハ鈍麻シ不關性ニシテ深實ナル精神感動ヲ帶ビザルモノノ如ク何事ニ接スルモ更ニ顔面ニ感情ノ表出ヲ伴ハズ唯時トシテ顔貌陰鬱トナリ恐怖ノ狀ヲ帶ブルコトアリ且ツ被告ハ其陰部ヲ檢セラレシ後長ク之ヲ曝露シテ恬然恥ヅルコトナシ

(十一)行爲 態度多クハ緊張性ニシテ同一姿勢ヲ取り常ニ一方ヲ凝視シテ外界ノ反應極メテ微ナリ時ニ或ハ舉止不安トナリ或ハ卒然立テ入口ニ向ヒ或ハ俄カニ腕組ヲナシ或ハ切りニ天井ノ一方ヲ眺メ其

問 獨語空笑アリ

反響症狀ハ存在セズ假性强梗症ハ顯著ナリ

以上ハ一月二月三月四月ニ於ケル現在症ニシテ數回ノ診察ニ際シ常ニ略同一症狀ヲ呈セリ
其後五月六月七月八月ニ於ケル現在症ハ外見頗ル其症狀ヲ異ニセルヲ以テ左ニ之ヲ摘記セン
指南力 略正明ニシテ周圍場所及時日ヲ指南シ得即チ左ノ如シ

問 『茲處は何と云ふ處か』

答 『東京監獄』(正)

問 『余(鑑定醫)は何者なりや』

答 『先生御醫者です』

問 『今日は何月何日頃か』

答 『六月の末……七月の始です』(七月五日)

問 『七月の何日か』

答 『日はよく分りません』

最後ノ問ニ於テ被告ハ刻下ノ何日ナルヤヲ審ニセズト雖ドモ永ク監獄ニ居ル者等ニ於テ此ノ如キコト
ハ往々ニシテ之アルコトナレバ被告ガ暫シ考ヘテ七月ノ上旬ナルヲ知り得タルハ適々以テ其ノ指南力

ノ殆ンド正明ナルヲ見ルベシ
知覺力 注意力 亦尋常ニシテ殆ンド全ク障礙ヲ有セルザルモノノ如シ
記憶力 ノ障礙ハ著シカラズ若シ之アリトスルモンハ甚ダ輕度ナリ鑑定人ト被告トノ問答ニヨリテ之
ヲ知ルベシ

問 『巢鴨監獄を出たのは何時か』

答 『一年餘になります』(不正)

問 『生年月日は何時か』

答 『明治十六年五月二十二日』

問 『父の年は幾歳なりや』

答 『安政三年三月三日生れです』

問 『母の年は幾歳なりや』

答 『母の十九歳の時に私が生れたのです、歳は分りません』

問 『中學を退學して入檻するに至りし汝の經歷を話せよ』

答 『中學を止めたのは十八歳の時で其年即ち明治三十四年五月頃東京〇〇〇〇局の試
験を受け合格の上書記補となりましたが同僚の一人〇〇〇〇を窃取せし時共謀と見
做されて半年程入檻しました』

問 『何故中學を退學せしや』

答 『中學二年を卒業せし時〇〇の〇〇館と云ふ下宿に居りましたが同下宿に居る女學生浦〇〇子と云ふ者と縁日の夜など同行して遂に私通せし結果同棲して一家を持ちしが二人共學費に窮せし爲め〇〇局に入りました』

計算能力 ハ彼ガ教育程度ニ比シ尙著ク障礙ヲ有スルノ觀アリ即チ簡單ナル問題ニ對シテモ多クハ正當ノ答ヲナサズ

問 『母の十九歳の時生れし汝が今年二十四年になれば母の歳は幾歳となるや』

答 『分りません』

問 『二十八に十七を加ふれば幾何』

答 (指ニテ机上ニ運算ノ後) 『三十三……四十四です』(四十五)

問 『八十五に三十七を加ふれば幾何』

答 (指ニテ運算ノ後) 『百十八、……百二十三、(百二十二)』

問 『百二十三より五十五を減せば幾何』

答 (紙筆ニテ運算ヲ施セシ後) 『六十八』(正)

問 『二十四を四倍すれば幾何』

答 『百十二』(九十六)

觀念ノ經過 ハ殆ンド尋常ナリ

妄覺及妄想 ハ今ハ既ニ消散シテ之ナキニ至レリ故ニ注意ヲ妄覺ニ固定スルコトナク從テ一方ヲ凝視

シ又ハ恐怖ノ狀ヲ呈スルコトナシ

感情 高尚ナル感情ハ鈍麻シテ趣味缺乏セリ試ミニ彼ノ醜事ヲ診問スルモ彼恬然トシテ恥ヅルコトヲ

知ラズ公然其情婦トノ情事ヲ縷説シ甚キハ交接ノ狀態方法常人ノ口ニスル能ハザルコトヲ談ジテ平然

タリ

行爲 被告ノ病的行爲ハ頗ル減少シテ一見殆ンド健康者ニ異ナル所ナク態度應對亦尋常ニ近シ獨語空

笑ハ既ニ之ナク反響症狀モ亦今ハ之ヲ認メズ只強梗症狀ノ痕跡ヲ認ム

以上ハ五月六月七月八月ニ於ケル現在症ニシテ其後今日ニ至ルモ症狀殆ンド大差ナク一見恰カモ常人ノ如ク言語應對亦略尋常ナリ九月十日往診ノ際其應答左ノ如シ

問 『余(鑑定醫)を知れりや』

答 『然り何回も會ふて能く知て居ります實は先生の御出でを待て居ました』

問 『今日は何年何月何日か』

答 『三十九年九月』

問 『日は何日か』

答 『……買物日に當るから丁度十日です』

問 『此處は何處か』

答 『東京監獄』

問 『東京監獄には何時來たか』

答 『分りません』

問 『此處に來てから大凡何の位なるや』

答 『大凡二年位』

問 『そんなことはあるまい』

答 『そ—です』

問 『巢鴨監獄には何位居たか』

答 『二年程』

問 『巢鴨監獄を出たのは何時か』

答 『寒い時』

問 『何年何月か』

答 『三十八年十一月』

問 『巢鴨を出でから此處に來たのは何時か』

答 『巢鴨を出てから直ぐ此處へ來ました』

問 『然らば此處に來てから今迄幾ヶ月になるか』

答 (指ヲ折リ數フルコト再次ノ後) 『十ヶ月』

問 『五に三を加へて幾何』

答 『八』

問 『八に三を加へて』

答 『十一』

問 『十一に三を加へて』

答 『十四』

問 『百より十二、半を減せよ』

答 (紙ト鉛筆ヲ以テ運算シ) 『八十七、五』(正)

問 『八十五に三十七を加へて』

答 (同上運算) 『百三十二……百二十二』(正)

問 『二百五十五に百三十四を加へて』

答 (同上運算) 『三百八十九』

問 『二十四に四を乗じて』

答 (暗算)『九十六』(正)

問 『親父は来るか』

答 『来ません』

問 『前には度々来たではないか』

答 『そんなことはありません、夢でしょう』

問 『覺へないか』

答 『何にも知りません』

問 『前に獨りで語つたり笑つたり夜中毎晩の様に起き上つたり自分に傷を付けたり不潔な事をしたり頭の中に玉が入つて苦しんだりしたことを知て居るか』

答 『そんなことはありません便器に鉛筆を落し其れを拾ふ爲めに手にて便器を探つたことは一度ありましたが其他の事は覺へありません』

問 『松○永○が巢鴨監獄で逃走を企てたことや汝がそれを幫助したことは知て居るか』

答 『それはよく知つて居ます兩人が逃走前から色々計劃練習をやつて居たことも自分が松○に頼まれて鋸を投げ入れたことも皆よく知つて居ます』

問 『何故松○の言ふことを聽て逃走を幫助したか』

答 『松○は豪傑ですから松○の組になりましたそして頼まれたことをしなければ何時

何處で松本に會てひどい目に遇はされるか分らないから其の通りにやりました』

見ルベシ被告ノ指南方ハ正明ニシテ記憶力亦略尋常ニ近キヲ、只計算能力ノ検査ニ於テ其答ハ皆正當ナリシモ極メテ簡單ナル問題ナルニ拘ラズ紙筆ヲ借リテ終ニ運算スルヲ得且ツ答案ヲ算出スルコト甚ダ遅シ

被告ハ又略記憶力ヲ有スルニ拘ラズ既往ノ病覺ヲ有セズ昨年四月ヨリ本年四月ニ至ル迄自己ヲ惱殺セシ幻視幻聽等ノ妄覺ヲ否認シテ『さることなし』ト云ヒ獨語獨笑其他ノ病的行爲ヲ問フモ亦『否さることなし』ト云ヘリ

被告ノ書翰

被告ハ同房者飯○瀧○郎ナル者ノ出檻(一月十日)ニ際シ信書一通ヲ認メ私カニ之ヲ依頼セリ然レドモ瀧○郎出檻ノ際看守ノ搜檢ニヨリテ之ヲ發見セラル看守之ヲ被告ニ尋問セシニ被告ハ之ヲ知ラズト云ヒ自ラ之ヲ書キシコトナク且該書翰宛ノ人ハ全く不知ノ人ナリト陳述セリ而シテ東京監獄ニ於テハ之ヲ被告ノ自書ト認メ○○判事亦被告ノ自署ト比較シテ之ヲ被告ノ自筆ト認定セリ其書翰全文左ノ如シ

謹んで一書呈上仕候其後は意外の御無沙汰に打過候處御尊堂始御貴殿機欄御健全御多祥奉慶賀候扱て私儀は○○縣○○郡○○町藤○治○長男正○と申す者に御坐候最も六年以前愚父の代理にて參上仕り御貴殿様の御盡力にて伯父上様より金員御惠興に預り候こと御坐候陳ば私儀去る六日不慮の災難にて拘禁の身と相成實に心外に御坐候全く自分に於て少しも覺のなき事に候間是非共無罪放免仕度若し過て冤罪に陥り候時は親兄弟は勿論親族に迄終生拭ふべからざる汚名を塗

らざるを得ざる次第に御坐候鳴呼藤○家再興は私の責任に御坐候に空しく鐵窓の下に呻吟罷在候は實に斷腸の至りに存候然し事此處に至り候ては如何とも致方無之就ては辨護士の力を借らざるを得ざる儀に御坐候へども國元は洗ふが如き賈賤にて到底金力上の補助を得ること出来不申而して他に救助を願ふ者無之亦伯父上様よりは愚父に於て今日迄金員を御惡興に預り候事は殆ど幾十回なるを知らざる程に御坐候へば復私儀より斯かる儀を嘆願仕候は人間として甚だ申上兼ね候へども危急存亡の場合に御坐候間なに卒御憫察の上伯父上様より辯護士依頼料として金員何程にても御惡投成下様幾重にも嘆願奉候私儀も無罪放免致候へば尙一層勤勉仕り必す一と角の商人に相成愚父及私儀の報恩仕度存念に御坐候間失禮の段は幾重にも御海容被成度願上奉候草々頓首

明治三十九年一月十日

藤 ○ 正 ○ 拜白

京○善○〇様

被告ハ又(月日不詳ナルモ)三四月ノ頃ニ於テ書翰ノ草稿ヲ作レリ監獄醫及〇〇判事ハ之ヲ被告ノ自最ト認定セルモ被告ハ知ラズトナシテ之ヲ否認セリ其草稿文左ノ如シ

藤○善○君の風俗々として軽く衣袖を拂ふの折から去る六日御令閣様には遠路懸々御苦心を垂れ縲縲の中に迄御足勞を煩し且つ羨しきマダムの御風顔に接し將た意表の外に出づる最も御懇熱なる數々の御言葉に賜り忝惶至極唯唯感極て唯々として他に何等の謝辭をも申上ざりしは或は無禮者の御咎とも恐懼の至りに存候へ共哀れや飛鳥の羽翼作用を失ひしと一般なる番號の人に御坐候へばなに卒多御幾重にも御宥恕被下度併せて御令閣様に萬謝奉候大に恩に感ずるの心は能く人心を奮勵せしむる至貴の道義なりとは古人の金剛に御坐候へ共今更尊師に依て其の正當なる理義を授けられ日出つれば恩賜の膏を繻き所謂精神的快樂之れに過ぎず候鳴呼今尙小生の遺憾に堪へざるは尊師の御容體に付き奉伺らざりし事に御坐候希くは可憐の微衷御許あらせ成下度なに卒一片の御返書煩し度絶首待上候

追伸 本月七日松屋の若様御禮勞尊堂相尋候處番地聞き迷ひの爲空しく歸宅仕り候とのことに付小生より返事も遂に運延仕候段なに卒御海容被下度猶御懇賜の金員並に書籍奈なく拜納仕候之れ等は到底筆紙の力を以て謝辭申述べ難く候間餘は異日御拜願の節續々御禮申上候

同房者ノ言

被告ノ症状ハ多少疑ヲ插ムベキ點ナキニアラズ且ツ五月以降其症状ニ變化ヲ呈セルヲ以テ吾人ハ被告ガ室内ニ於ケル平生ノ状態ヲ詳ニスルノ必要ナルヲ信ジ被告ト何等ノ關係ナク且能ク物事ヲ識別シ得ル同房者ヲ選ンデ被告ノ舉作ヲ尋問セシニ同房者ノ陳述左ノ如シ

明治三十九年二月二十五日ヨリ被告ト同房セル木○光○ノ陳述要略

『私は二月二十五日より藤○さんと同室したのですが其頃の様子は獨りで物を喫舌つたり(獨語)獨りで笑つて居たり(獨笑)また理由もないのに同室者と喧嘩をしたり左様かと思へば鉄を以て自分の體に傷を付け『濟まない』ことがある』などと云つて居たこともありました又急に物を投げ出して壁の方に向ひ茫然として居ることもありましたりして殆んど御話になりませんでした併し五月の半頃よりは段々善くなりて今日と同じ様に少しも氣が間違て居る様に見えなくなりました併し一體が言葉數の寡ひ方で今でも稀には左程の理由のないのにむつと突然に怒ることもあります同室の者は今でも皆氣狂ひとして相手にせず置きまます藤○さんも亦話をすることもなく同室の者を相手にもせず時時英語の本の様な者を見て居ります又は寝轉で居る様です』云々

又最初ヨリ同房セル西〇與〇郎ノ陳述ハ概略左ノ如シ

『藤代さん入檻當時は獨りぶつ／＼怒りて見たり又獨りで喋舌つて見たり又は獨りで笑て見たり
「来たよ／＼親父が来た親父ではないかあお恐ろしい」と云ふ様なことを云て泣て居たり同房の者
には全く話もなさず又同房者より話をしかけても之に應じて話をする様なことはありませんでし
た夜は毎夜半になると二回位は突然牀より跳ね起きて「親父が来た」とか何とか色々のことを申し
て居りました中でも壁の方や天井の一方などを凝視して其風が變でした又或時は裸體になりて寒
中水道の水を被ふたこともあります又衣服を裾を巻き上げずに平氣で小便をしたり衣服に糞及小
便を仕かけるのは始終で二回許は糞を手で丸めて居たこともありました又三月頃には食事をしな
いことが多く一日全く食べないことも度々ありましたこれは入檻當時より四月頃迄の様子で土臺
其頃迄は人の見境が全くない様でした

併し五月頃より段々宜敷なりまして食事もよく食べる様になり夜もよく眠り夜半跳ね起きたり獨
りで物を喋舌べつたりすることもなくなり殆んど通常の人と餘り違はぬ様になりて晝は英語の本
を見たり又は寝たりして居る様です

併し今日でも尙二三日に一度か三四日に一度位は獨りで喋舌りたり又は獨りて笑つて居ることも
あります又其舉動は他人と餘り違つたこともありませんけれども時々目附丈けは變になります即
ち目の玉が釣り上りて据はる様になります其外は別に變つたことがありませんたゞ時々物事に胸

忘をする様に見えますですから本の置き所なんかを忘れて一生懸命に探すことなどが度々ある様
です悪い時は父のこと許り云て居た様ですが今は一切其を云ひません云々
兩者ノ陳述略一致セルヲ認ム

說 明

吾人ハ當被告ニ於テモ上記兩被告ト等ク四問ヲ提出セント雖ドモ説明ノ便宜上其順序ヲ變更シテ左ノ
如クセリ

第一。被告ハ一定精神病ノ症狀ヲ其フルヤ

第二。是等症狀ノ初發ハ何時ナリヤ

第三。被告ハ伴狂ニアラザルヤ

第四。精神病ナリトセバ其精神病ト犯罪行為トノ關係如何

被告ノ遺傳歴ハ今之ヲ徵スルニ由ナシ然レドモ幼時身體虛弱ニシテ性質ハ短慮粗暴家計中等ノ生活ヲ
ナセシニ拘ラズ不品行ニシテ常ニ他人ノ物品ヲ竊取スル惡癖アリト云フヨリ觀レバ恐ラク多少精神病
ノ系質ヲ有スル者カ且ツ被告ノ身體ヲ檢スルニ後頭結節發育不良ニシテ兩側顱頂部發達シ前頭部殆ン
ト扁平ニシテ高度ノ短顱ニ屬スル變質徵候ヲ有シ又既往症ニ於テ腦貧血ニ犯サレシガ如キ皆吾人ヲシ
テ被告ヲバ神經病精神病ニ罹リ易キ素質ヲ有スル者ト認メシムルニ足ルモノナリ

第一問。被告ハ果シテ今一定ノ精神病ノ症狀ヲ具フルヤ否ヤ

監獄醫ノ病牀日誌ニヨレバ被告ハ明治三十八年七月十七日ヨリ同十一月下旬ニ至ル間顔貌空茫、一方注視、外界不應、無言ニシテ獨語、獨笑、不食、不眠、錯亂、外界ノ刺激ニ反應セズ、苦悶性幻視、幻聽、被害妄想、突然起立、扉叩打、器物投擲、強硬症、衝動的行為等ノ症狀アリ
 明治三十九年一月ヨリ四月ニ至ル間ノ被告ノ症狀モ略之ト大差ナク此間吾人ノ診察シ得タル處左ノ如シ

被告ノ感情ハ鈍麻シテ醜事ヲ恥ツルコトナク高尚ナル趣味缺乏シテ深實ナル精神感動ヲ帶ビズ儘多ナル被害的幻視幻聽及妄想ニ懊惱セラレ注意ハ妄覺ニ固定シテ外界ノ刺激ニ反應スルコト極メテ微ナリ其行為ハ妄覺妄想ニ支配セラルルコト多ク常ニ一方ヲ凝視シテ一同姿勢ヲ取り(緊張性姿勢)時ニ或ハ衝動的行為(突然物ヲ投ゲ出ス等)ヲ致シ或ハ沈思默坐ス其間獨語空笑等切リニ起リ拒食症不潔症等亦併發シテ假性强硬症著明ナリ

被告ノ症狀ハ之ヲ考究シ來レバ右ノ如クニシテ是レ早發癡狂ノ一定種ナル緊張狂ノ症狀ナリ故ニ被告ハ緊張狂ナル一定種ノ精神病ノ症候群ヲ具フル者ト云フベシ

然レドモ本年四月迄ノ症狀ニシテ五月以降今日ニ至ル間ノ症狀ハ之ト頗ル其趣ヲ異ニセリ是ニ於テ人或ハ吾人ニ問フナラン此五月以後ノ症狀ハ果シテ他ノ精神病ノ症狀ナルベキヤ將タ尙早發癡狂ノ症狀トモ認ムベキヤ或ハ又別段病兆ニアラズシテ尋常精神上ノ現象ト異ナル所ナキヤト吾人ノ見ル所ヲ以テスレバ被告ノ諸症狀ハ本年五月以後ニ於テ頗ル輕快シテ一見尋常人ト多ク異ナラザルガ如クナリシ

ニ至リタリト雖モ而カモ尙精神ノ健康者トナスコト能ハズ又他ノ精神病ノ症狀ヲ呈ストモ云フコト能ハズ被告ハ依然トシテ前ト等ク早發癡狂(緊張狂)ノ經過中ニアルモノト認ムベシ

元來緊張狂ハ殆ンド皆全治スルコトナキ疾病ニシテ外見恰カモ全治セシ如ク見ユル者ト雖モ必ず多少叡智ノ缺損及感情ノ鈍麻ヲ有シテ叡智ノ缺損ハ疾病ノ初期ニ於テハ左程分明ナラザルコト多シ今五月以降ノ被告ノ精神狀態ヲ觀察スルニ其行為舉動殆ンド尋常ニ近ク一見精神健康者ト多ク異ナル所ナキガ如シト雖モ主トシテ高尚ナル感情鈍麻シ深實ナル感動ノ表出ニ乏ク人ノ口ニスル能ハザル醜事ヲ談ジテ恬然恥ツルコトヲ知ラズ叡智ノ缺損ハ外觀上未ダ分明ナラザルモ計算能力ノ障礙ハ著甚ナラズトモ云フベカラズ但之ヲ五月以前ノ症狀ニ比スレバ輕重劇易ノ程度ニ於テ大ニ異ルコトアリ大抵ノ疾病ニハ其經過中ニ一弛一張ハアルモノニシテ其病勢ノ弛緩セルトキハ之ヲ稱シテ寛解時ト云フナリサレバ緊張狂ニモ亦其寛解狀態アリ被告ガ本年五月以後ノ狀態ハ即チ此狀態ト認ムベクシテ他ノ精神病ニシテ此ノ如キ症狀ヲ具フルモノハ一モ之ナク又被告ガ精神健康者ニアラザルハ論ナキナリ況ンヤ被告ト同房セル者ノ陳述スル所ニ依ルモ『一體寡言の方で今でも稀には左程の理由のないのにむつと突然怒ることもあります、同室の者は今でも皆氣違として相手にせず、藤○さんも亦話をする事もなく』以上本○光○の陳述又『今日でも二三日に一度か三四日に一度位は獨りで喋舌つたり又は獨りで笑て居ることもあります……時々目付き丈は變になります……時々物を洞忘れる様に見へます』(以上西○與○郎陳述)ト云フガ如ク種々ノ精神病症狀ハ今尙存スルニ於テオヤ

之ヲ要スルニ被告ハ前後相通ジテ緊張狂ナル一定ノ精神病ニ罹レルモノナリ然ラバ

第二問。是等症狀ノ初發ハ何時ナリヤ

ト云フニ吾人ハ既往ニ於テ親ク被告ヲ診察セシモノニアラザルガ故ニ素ヨリ之ヲ確言スコルト能ハズト雖モ監獄醫ノ病牀日誌ニヨレバ被告ハ明治三十八年四月六日精神ニ異狀ヲ呈セシモノノ如ク亂暴、注視、落涙、大聲、惡口、啼泣、羽目板ヲ叩キ大便ヲ弄シ他凶杉○ヲ殺スト叫ブ等ノ舉動アリシト云ヒ又同年七月十七日以後五月ニ至ル間ノ記載ニヨルモ被告ニ緊張狂ノ症狀ノ發生セシハ明治三十八年四月初旬ナルコト明ラカニシテ爾來今日ニ至ルモ猶ホ同一症狀ノ經過中ナルモノト見テ過チナカルベシ

第三問。被告ハ伴狂者ニアラザルヤ

上記ノ如ク被告ハ精神病ノ症狀ヲ具フト雖モ而モ前述病歴ノ記ニヨレバ吾人ガ被告ノ伴狂ニアラザルヤヲ疑フベキ理由少ナカラズ

- (一) 被告ハ本年四月以前ノ言語舉動ニ就キ質問セルニ際シ常ニ恰カモ指南方ヲ有セザルモノノ如ク多クハ『知らん』『分らん』ヲ以テ其返答トナシ
- (二) 記憶力ヲ検査スルニモ被告ノ答フル所此ニ等ク計算能力ヲ檢セシニ七ニ八ヲ加フルヲ『分りません』ト云ヒ二十ヲ三ツ合ハヌヲ三十ト云ヒ又紙筆ヲ與ヘテ簡單ナル加算ヲ命ゼシニ明カニ其運算法ヲ知リナガラ全ク不正ナル答ヲ出スガ如キ尙五月後ノ診察ニ於テモ被告ノ教育ニ比

シ計算能力ノ缺損餘リニ甚キガ如キ吾人ヲシテ被告ハ伴狂スルニアラザルヤヲ疑ハシム

- (三) 一月十日被告ハ同房者飯○瀧○郎ノ出監ニ際シ私カニ信書ヲ依托シタルガ其書面ヲ見レバ被告ガ指南方正明ニシテ記憶ニ障礙ナク觀念ノ聯合ニ些故ノ存スルコトナク文ニ連絡アリテ能ク其意ヲ盡スガ如キ誰人モ之ヲ讀ンデ殆ンド之ヲ精神病者ノ信書トハ思ハザルベク
- (四) 且ツ被告ハ自ラ此信書ヲ認メシニ拘ラズ之ヲ書キシコトナシト云ヒ又宛名ノ人モ全ク不知ノ者ナリト主張シ又被告ハ三四月ノ頃自ラ認メタル書翰ノ草稿ニ對シテモ自ラ之ヲ知ラズト云ヒ書中ノ『松屋ノ若様』ナル者ハ全ク不知ノ人ナリト稱セリ

- (五) 予等ハ被告ニ紙筆ヲ與ヘ其書體ヲ彼ガ嘗テ書セル書翰ノ草稿ニ比較セント欲シ被告ニ命ズルニ任意往復文ヲ自書スルコトヲ以テセシニ彼殊更ニ異體ノ字ヲ書シ態ト楷書ニ認メ強テ手附ヲ異様ニシ如何ニ嚴命ヲ下スモ之ヲ改ムルコトナカリキ

以上陳述スル所ノ五點ハ是レ吾人ガ被告ヲ以テ伴狂者ニハアラズヤト疑フ所以ノ理由ナリトス然ラバ則チ被告ハ果シテ眞ニ伴狂ナリヤト云フモノアランニ吾人ハ被告ヲ以テ確ニ詐稱僞言ヲ弄スル者トナスニ躊躇セズ然レドモ吾人ハ之ヲ精神健全者ニシテ精神病ヲ伴作擬裝スルモノトハナサズ被告ハ精神病者ニシテ其上ニ猶ホ伴詐誇張ヲナスモノニシテ其伴作モ亦蓋シ精神病ノ一徵候ナラント信ズ抑吾人ガ被告ノ現在罹リツツアリトスル緊張狂ナルモノハ慢性ノ疾患ニシテ感情鈍麻及叙智荒廢ヲ以テ其主ナル徵候トナスト雖モ其初期ニ於テハ叙智ノ缺損殊ニ分明ナラズ指南方記憶力等明確ニシテ其

他ノ才智ニ關スル者モ一見多クハ尋常ト大差ナキヲ常トス然ルニ被告ノ精神病症狀ノ發生ハ昨年四月ニシテ未ダ其初期タルヲ免レザルガ故ニ指南力記憶力等猶ホ明確ニシテ才智ノ缺損著カラザルヲ當然ナリトシ被告ガ二通ノ書簡ノ上ニ彼ノ指南力記憶力等ガ正明ニシテ文字ガ亦ヨク其意ヲ盡クセルヲ見ルモ其病症上毫モ異トスルニ足ラズ緊張狂ノ症狀トシテハ其他ニ數多ノ確實ナルモノアルノミナラズ此ノ如キ一見異様ノ状態ハ却ツテ緊張狂トシテ當然アルベキモノナリトス

又此ノ如ク記憶力ノ善キニ拘ラズシテ本年四月以前ノ言語舉動ニ關シテハ常ニ『知らん』『分らん』トシ計算ヲ誤リ書翰ノ自書ヲ否認シ之ニ書寫ヲ命ズレバ自己ノ書體ノ看破サルルヲ恐ルルカノ如ク之ニ應ゼザルガ如キハ甚異様ニシテ吾人ヲシテ被告ハ或ハ伴狂者ニテハアラズヤトノ疑惑ヲ抱カシムルニ足レリ然レドモ些細ニ之ヲ考究スレバ被告ガ決シテ伴狂者ニアラザルコト明白ナリ

抑伴狂スル者ハ人ヲシテ自己ヲ精神病者ナリト思ハシメンガ爲メニ伴作擬扮スル者ナリ故ニ罪否ノ決定アル迄ハ狂狀ヲ模作スルニ勉メテ已マザルモノナリ然ルニ被告ハ本年五月以降ニ於テハ殆ンド妄想妄覺ニ懊惱サルルノ模様ヲ有セズ又殆ンド病的ラシキ言語行爲ヲ敢テセシコトナク一見尋常人ト多ク異ル所ナキニ至リシハ何故ゾ且又彼ガ自分ニハ『病氣はなし』ト稱シ居ルハ何故ゾ縱令伴狂者其伴作ニ煩惱サルルニ堪ヘズシテ病的行爲ヲ持續スルコト能ハザルニ至ルト雖モ他人ノ訊問スルニ當リテハ其嘗テ心ヲ盡シテ伴作擬裝シ終セタル病的行爲ハ之ヲ誇張シテ語ルコトハアリトモ之ヲ全然否認スコトハ殆ンドアリ得ベカラザルナリ然ルニ被告ハ本年四月ヨリ本年四月ニ至ル間ノ病的行爲ヲ否認シ幻

視幻聽ヲ記憶セズト主張シナガラ又一方ニ於テハ自己ノ非行即チ女學生トノ私交逃走ノ幫助等ニ就キテハ却リテ之ヲ記憶シテ委細ニ之ヲ語リタリ

永ク伴狂スル者ハ其煩惱ニ堪ヘ得ザル結果鑑定醫監獄醫及看守等ノ面前ニ於テハ過甚ニ狂狀ヲ演出スルモ吾室内ニ居リテハ比較的靜穩ニ殊ニ同室者サヘ心付カザル夜間等ニ於テハ其擬作ヲ怠ルモノナリ然ルニ今被告ノ同房者ノ陳述ニヨレバ本年四月以前被告ハ平時監房ニ於テモ鑑定醫ノ面前ニ於ケルト同様或ハ尙以上ノ狂行ヲ演ジツツアリシノミナラズ數ヶ月ニ涉リテ毎夜半二回モ跳子起クルコトアリト稱ス此ノ如キハ伴作ヲ以テ決シテ行ヒ難キ事トス

永ク伴狂ヲ扮スル者アリトセバ其心ヲ盡シ思フ盡スハ偏ニ放免ヲ目的トスルニアルナリ然ルニ今被告ハ三十八年四月ヨリ發病シ半ケ年餘ヲ持續シ同十一月二十四日ニ至リテ滿期放免トナルモノナリ伴狂者ナラバ詰リ其唯一ノ目的ヲ達シタルモノナリ何ガ故ニ彼ハ刑期猶ホ長キ一松〇ノ兒戲ニ類スル威嚇ニヨリテ輕々シクモ逃走幫助ノ罪ヲ犯シテ而シテ再ビ入監ヲ忍ビ伴狂ヲ敢テスルノ懊惱ヲ招キシゾヤ其迂愚ナルハ是レ常識ヲ以テ推測シ得ル所ナリ

且又伴狂スル者ハ一定ノ目的ヲ有シ其罪ヲ逃レント欲スルカ或ハ少クトモ其罪ヲ輕減セント欲シテ然カナスニ外ナラズ被告ガ第二回ノ犯罪則チ約束手形偽造行使罪ノ服役ハ明治三十六年三月九日ヨリ同三十八年十一月二十三日迄ニシテ其翌二十四日ハ滿期放免ノ日ナリトス然ルニ被告ノ精神症狀ノ發生ハ三十八年四月十日當時被告ノ服役シ滿二年ヲ越エテ餘ス所僅カニ六七ヶ月ニ過ギザル時ニアリ被告

ハ今更何ノ目的トスル所アリテ伴狂ヲ敢テセシヤ是レ根本ニ於テ已ニ伴狂ニ反スルモノナリ
以上數箇條ヲ考究尋討スレバ被告ガ眞狂者ナルヤ又伴狂者ナルヤハ之ヲ問ハズシテ自カラ氷解スベシ
被告ハ些少事ニ於テ數多ノ伴稱詐言ヲ弄セシガ故ニ吾人ヲシテ伴狂ニアラザルヤヲ疑ハシメント雖モ
之ヲ如上ノ根本的問題ノ價值ニ比セバ殆ンド一顧ヲ價セザルノミナラズ寧ロ吾人ヲシテ病的虛構ト稱
スル精神病ノ性質ヲ有スルニアラザルヤヲ思ハシム

最モ深ク吾人ヲシテ伴狂ノ疑ヲ起サシメシモノハ被告ガ二回ノ書面ニシテ其文意ノ通達ニシテ條理ノ
整然タルコト被告ハ之ヲ自書セシコトヲ司獄吏竝ビニ鑑定人等ニ隱匿セントシテ自分ノ書キタルモノ
ニアラズ宛名ノ人マデ知ル所ニアラズト云ヒ又自ラ書寫スルコトヲ故ラニ嫌ヒ避クル様子アルコト等
ナリトス然レドモ是等ハ前段ニ陳述セル諸理由ヨリシテ被告ノ伴狂ヲ證明スルノ根據トハナラズ一方
ニ於テハ被告ノ智力ノ未ダ荒墜セザルヨリ常人ト同ク或事柄ヲバ隱蔽センヲカムルコトト解スベク一
方ヨリハ早發癡狂患者ニ屢見ル所ノ拒絕症狀(他人ノ問ニ答ヘズ或ハ殊更ニ遠ヘテ返答ヲナシ或ハ何
事ヲモ『知らん』『分らん』ト答フルガ如キ)又ハ衝奇症狀(今被告ガ書寫ヲ命ゼラレテ殊更ニ異様ノ常日
ニ異ナル書キ方ヲナスガ如キ)トモ解スベキモノナリトス
以上ノ陳述ヲ概括スレバ則チ左ノ如シ

- 第一。被告ノ症狀ハ早發癡狂中緊張狂ナル一定ノ精神病型ノ症狀ニ符合ス
- 第二。被告ノ症狀ハ經過中前後相異シタル所アレドモ其二者前後相抵觸スルモノニアラズシテ

共ニ同一疾病ノ症狀タルニ相當スルモノナリ

第四問。精神病ナリトセバ其精神病ト犯罪行為トノ關係如何

被告ハ目下精神病ニ罹ルモノニシテ其疾病ハ早發癡狂ノ一種タル緊張狂ニ屬ス故ニ叡智缺損及ビ感情
鈍麻ナルニ大根柢ノ上ニ犯罪行為ヲ構成セシ者ナルコトハ同種疾病ニ罹レル前記被告永〇勝〇郎ノ條
下ニ論セシ所ト其理由ヲ同クスルガ故ニ別ニ喋々ヲ要セズシテ明カナリ試ミニ被告ガ鑑定醫ニ答ヘシ
陳述ニ見ヨ『私は松〇からひどい目に遇はされました』此の處も噛まれ(指根ニ痕跡アリ)又放免になる
前には私の拳丸を糸にて縛り鋸を買って外より塀内に投げ入れる命令を忘れざる記しにせよと言はれ云
々『松〇は豪傑ですから松〇の組になりました』等ニ徵スルモ被告ハ唯々トシテ前記被告松〇濱〇助ノ命令ニ服
遇はされるか分らんからやりました』等ニ徵スルモ被告ハ唯々トシテ前記被告松〇濱〇助ノ命令ニ服
從セシヲ知ルベシ然ラバ則チ被告ノ犯罪行為ト其精神病トノ關係ハ自ラ明カナルモノアラシ

鑑定

以上ノ事歴既往症、現在症及説明等ニヨリテ余等ハ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

- 一。藤代正春ハ知覺精神ノ喪失者ナリ
- 一。其喪失ノ時期ハ明治三十八年四月ヨリ現今ニ至ル
- 一。其喪失ハ繼續的ノモノナリ
- 一。明治三十八年十二月二十四、五日頃ハ知覺精神ヲ喪失シ居リタリ

綜合結論

以上記載セシ如ク被告松○濱○助ハ明治三十八年七月初旬ヨリ躁狂ニ罹リ自家感觸亢進及作業大進等ノ症状ニヨリ自ラ永○藤○二囚ノ兄分トナリ血ヲ吸フテ兄弟ノ約ヲ結ビ豫メ藤○ノ滿期放免ヲ機トシテ茲ニ監獄逃走ヲ計劃シ一ハ藤○ニ約スルニ出檻後兇器投入ノ策ヲ以テシ一ハ永○ニ命ズルニ巧妙ナル該事業準備練習ヲ以テシ己レ亦自ラ永○ト共ニ其準備ニ從事シ而シテ永○ハ己ニ六七年前ヨリ早發癡狂ニ犯サレ藤○ハ明治三十八年四月ヨリ早發癡狂ノ一種緊張○ニ犯サレ共ニ精神ノ衰弱ヲ來タセシヲ以テ彼等ハ多少牢執スベキ意志及ビ確立シタル性質ヲ缺キ爲メニ自己ヲ制統スル人ノ欲スルガ儘ニ言動シ唯々トシテ其命令ニ從ヒ遂ニ被告等三名相ヒ結托シテ破獄ナル犯罪事實ヲ成シ遂グルニ至リクルモノナリ

綜合鑑定

被告松○濱○助永○勝○郎及藤○正○三名ノ鑑定ヲ總括スレバ左ノ如シ

- 一。松○濱○助永○勝○郎及藤○正○ノ三名ハ知覺精神ノ喪失者ナリ
- 一。知覺精神ノ喪失セル時期ハ松○濱○助ハ明治三十八年七月初旬ヨリ永○勝○郎ハ六七年以前ヨリ藤○正○ハ明治三十八年四月ヨリ共ニ皆現今ニ至ル
- 一。知覺精神ノ喪失ハ松○濱○助、永○勝○郎及藤○正○ノ三名共ニ繼續ノモノナリ
- 一。明治三十八年十一月二十四日頃ニ於テ松○濱○助永○勝○郎及藤○正○ノ三名共ニ知覺精神

ヲ喪失シ居リタリ

以上

此鑑定日數ハ明治三十八年十二月十五日著手同三十九年十一月二十日ニ至ル三百四十日間トス
明治三十九年十一月二十日

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三
鑑定人 醫學士 田 澤 秀 四 郎

松○濱○助藤○正○永○勝○郎ノ三名ハ知覺精神喪失者トシテ明治三十九年十二月二十八日免訴トナレリ。○此三名ノ内藤○ハ明治三十九年十二月中○○○○病院ニ町村委託患者トシテ入院シ四十年一月十四日同院ヲ逃走シ後又數回ノ犯罪ヲナセリト云ヒ永○ハ四十年十月○○○○病院ニ町村委託患者トシテ入院セリ

第三十一例 小○源○○精神狀態記錄ノ鑑定

恐喝取財犯被告人小○源○○ハ明治二十三年六月中前掲被告肩書同大字武○豐○ニ金百參拾圓ヲ貸渡

其論決ノ正當ナリヤ否ヲノ鑑定シ次ニ特ニ昨午八月中ニ被告源〇〇ハ精神ヲ喪失シ是非ノ辨別
ナカリシモノト断定シ得ルヤ否ヲ鑑定シ其結果ヲ書面ニ認メテ提出スベシ

ト命ゼリ

余ハ仍テ明治三十九年五月十七日ヨリ同十月十七日マデ四ヶ月間本件記録ヲ調査シ石〇〇波〇野〇ノ
各鑑定書ヲ考覈シテ本件ニ付キテ右ノ如キ鑑定ヲ下シタリ

先ヅ被告本人ノ既往證及ビ現在證ヲ案ズルニ被告ハ安政二年八月二十七日生ニシテ〇〇縣〇〇市大字
〇〇八丁目十四番屋敷ニ往シ戸主平民ニシテ醬油製造ヲ業トスルモノナリ

遺傳歴

父方ノ曾祖母ハ大酒家ニシテ三十四五歳ノ頃精神病ニ罹リ持續十二年ノ後終ニ自ラ井ニ投ジ
テ死セリ

父方祖父母ハ共ニ年老テ死セリ

母方ハ上系ニ關シテハ維新ノ際一家殆ンド斷絶セシヲ以テ不明ナリ

父ハ酒客ニシテ癩癩アリ學事ヲ好ミ意志強盛ノ人ナリシト云フ五十歳ニシテ不詳ノ病ヲ以テ死
セリ

母ハ嗜酒セズ癩癩強キコト良人ニモ勝リ眩暈不眠等ノ神經症狀多カリシガ七十四歳ノ中老衰ニ
テ死セリ

兄ハ平素品行方正至孝ニシテ飲酒セズ物事ニ偏倚スルノ癖アリ明治五年富士登山ノ歸途御殿場
附近ニテ躁暴狂ニ罹リ川中島合戦ナリト稱シ出刃庖丁ヲ以テ川ノ中ニ飛込ミ身ニ九ヶ所ノ傷ヲ
受ケ村民ニ救ハレタルコトアリ歸宅後漸次鎮靜シ爾來無事ニ營業シ居リシガ一ヶ年ヲ經テ再發
シ俄然人糞ヲ振り散シ楠公ガ賊ヲ擊退スルナリト稱シテ家族他人ノ辨別ナク之ヲ振り掛ケ遂ニ
他人ニ暴行ヲ加フルニ至リタルヲ以テ家人之ヲ閑靜ナル一室ニ監禁セシガ十ヶ月ヲ經テ全治セ
リ明治十五年湯治ノ歸途乘船顛覆シ爲メニ三十六歳ヲ以テ溺死セリ

妹モ二十歳ノ頃輕症ノ鬱憂病ニ罹リ三ヶ月餘ニシテ快方ニ向ヒタルモ快々トシテ樂マズ翌年病
再發セシガ一ヶ年半ニシテ全治シ現今健全ニシテ〇〇八丁目ニ分家シ油業ヲ營ミ居レリ

子ハ三男三女アリ其中長女ハ不明病症ニテ死去シ他ハ皆健存ス
既往症

經歷 十二歳ノ頃ヨリ家業ヲ助ケテ樽拾ヒヲナシ居リ父病死後見習ノ爲メ故郷ヲ離レ縣下諸方
ノ酒造家ニ年期奉公ヲナシ歩キシガ無斷ニテ上京シ〇〇區内ノ某油店ニテ賣上代ニ應ジテ奉公
人ニ増給スルト聞キ同店ニ住ミ込ミ居ルコト約一年利得思ハシカラザリシカバ再ビ他ノ酒造家
ニ轉ゼリ二十二歳ノ頃父ノ遺金ノ一部ヲ以テ東京〇〇附近ニ酒店ヲ開キ妻ヲ迎ヘテ長男及ビ生
後程ナク夭折セル長女ヲ擧ゲタリ明治十五年金策ノ爲メ〇〇ニ歸リ居リシガ兄ノ溺死セルニ會
ヒ直ニ家ヲ嗣ギ次年再婚シ即チ嫂ヲ娶リ其間ニ二女ヲ設ケシガ明治二十七年此妻産褥ニテ病死

セルヲ以テ後第三回目ニ現今ノ妻ヲ迎ヘ一女一男ヲ擧ゲタリ
 教育。十二歳ヨリ十四歳頃迄數種ノ漢籍ヲ學ビシコトアリシガ學事ハ好ム所ニアラザリキ
 氣質。幼時ヨリ溫情ニ乏シク我慾ニ長ケ利害損益ノコトニ關シテ家族モ他人モ何等擇ブ所ナク
 戶主トナリテ以來ハ強慾貪婪醜薄ヲ以テ人ニ知ラレタリ
 飲酒。十二三歳頃ヨリ酒ヲ嗜ミ現今ハ酒量五六合時トシテハ之ヲ超ユルコトアリ
 喫煙。モ亦飲酒ト同時ニ始メ現時ハ一日量常人ノ二倍ニ過グ
 疾病。小兒期ニ於テ重キ麻疹ヲ經過セシガ其後ハ概シテ健康ノ方ナリキ二十五歳ノ頃微毒ニ罹
 リ頭部ニ皮疹鼻梁ニ微毒性腫瘍ヲ生ゼシコトアリ
 精神病歷。明治十七年中精神ニ異常ヲ呈シ粗暴ノ言行アリシガ一旦輕快シ明治十九年ニ其疾ヲ
 再發シ病勢激烈ニシテ義經八艘飛ト稱シ拔刀ニテ梯子ヲ飛ビ降り或ハ切腹ヲ模擬シ或ハ躁暴ニ
 シテ物品ヲ破毀スルコトアルニ至レリ被告ノ自白ニヨレバ當時八角時計ガ倒レ懸ル如ク見エ又
 實母ノ顔貌鬼面ニ見エタレバ之ヲ突飛バシタルコトアリト云フ被告ノ言ニヨレバ此ノ如キ錯視
 ハ是ヨリ先(明治十年)方位ヲ破リ土藏ヲ建造セシニ因スルモノナラン又此ノ如ク疎暴トナルハ
 實母及ビ實子ガ專斷ニシテ濫リニ雇人ノ給料ヲ増加セルヲ怒リタル故ナリト云フ
 其際〇〇縣〇〇郡〇〇觀音瀧ニ療養セシコト二ヶ月許リ稍輕快ニ向ヒタルヲ以テ歸宅セリ爾來
 剛愎ニシテ疑心深ク意志貫徹セザルコトアレバ烈ク忿怒シ實母ニ對シテヌラ打擲罵詈スルコト

アリタリ

明治三十八年一月頃ニ至リ病症再ビ増惡シ諸事ニ疑心深ク我意貫徹セザル時ハ家族他人ノ辨別
 ナク忿怒罵詈シ躁暴破毀ヲ逞クスルニ至リ且其起居動作著衣等モ普通ノモノト異ナリ衣服ノ裏
 ニ緋ヲツケテ店ニ坐シ或ハ佛壇ヨリ位牌ヲ取出シテ洗ヒ或ハ下帶ニテ顔ヲ拭ヒ或ハ下帶
 ヲ兵子帶トシ又ハ之ヲ頭上ニ結ビ付ケテ成田山行者ニ似タル風體ヲナシ又ハ小兒ノ襁褓ヲ洗ヒ
 テ得意ノ有様ヲ呈シ或時ハ舖ノ大黒天木像ヲ持出シ醬油空樽ヲ洗ヒタル不潔ナル半切桶ニテ洗
 濯シ又ハ古金銀ヲ持出シ穴ヲアケ糸ヲ通シ腕輪ナリト稱シテ之ヲ玩弄シ夜間ハ安眠スルコト稀
 ニシテ大言暴語ヲ放チ或ハ獨語スル等ノコトアリ明治二十九年頃ニ至リ被告ノ家政大ニ亂レ被
 告ハ尋テ私慾ヲ逞クシ詐欺ノ行爲アリ其舉動ニ付キテハ精神ニ異常ヲ呈シ居ルモノノ如クナル
 モ私慾ニ掛ケテハ毫モ遠ヒタルコトナカリシ趣ナリ(此年ノコト平〇巡查復命書)其後ニ至リ被
 告ノ心情次第ニ變調ヲ加ヘ來リ驕慢ニシテ遂ニ人ニ危害ヲ加ヘントスル舉動ヲ認ムルニ至リタ
 ルヲ以テ明治三十一年一月十八日閑靜ナル一室ニ監禁セラレタルガ二月十日柵ヲ燒キ破リテ逃
 走シ直ニ取リ押ヘラレ其後ハ監禁ヲ解カレテ自宅ニアリシモ病勢毫モ衰ヘズ自己ノ監禁セラレ
 シヲ解釋シテ實母及ビ實子等共謀シテ自己ノ財産ヲ奪ハンガ爲メノ詭計ナリトセリ
 此ニヨリテ家族ハ〇〇區裁判所ニ被告ノ準禁治產處分ヲナサントテ申立テ其際〇〇區裁判所高
 〇判事ハ醫師波〇野〇ニ命ジ被告ガ心神異狀ノ如何及身體健全ナリヤ否ヤヲ鑑定セシメ明治三

十一年十二月二十六日被告ヲ準禁治産トシ宣告シ右醫師ハ猶明治三十三年五月ニモ被告ハ心神ニ異狀アリ又身體健全ナリトノ鑑定書ヲ差出シタルヲアリ明治三十五年頃被告ハ多少ノ病覺ヲ有シ家族ト共ニ上京シテ精神病院ニ入り治療セントセシガ上京後被告ハ太閤秀吉或ハ太公望ヲ氣取り明智ノ逆意ニハ隨ハズト云ヒ若シ入院スレバ自分ノ財産ヲ家族ニ掠奪セララルト考ヘ如何ニシテモ入院ヲ承諾セズ遂ニ數日ノ後歸宅セリ其中同年十二月中被告ノ申請ニ基ツキ〇〇區裁判所準禁治産宣告(第一回公判始末書)ノ取消通知ヲ受ケ被告ハ大ニ喜ビ居リシニ間モナク立會檢事ノ申立ニヨリ準禁治産宣告取消事件ハ〇〇地方裁判所ニ移サレ取消決定ヲ廢棄シ依然準禁治産者タリ然ルニ其後同裁判所火災ニ罹リタルニ付キ被告ハ其關係書類モ燒失セシモノト思料シ自ラ準禁治産者ニアラズト認メ該事件ハ遂ニ時效ニヨリテ被告ハ復權シタルヨリ其後被告ハ何事ニ限ラズ己レノ利益トナル事ハ取引ヲナシ不利益トナル時ハ辭ヲ準禁治産ニ籍リテ仕拂ヲ爲ズ以テ不正ノ利益ヲ貪リ又常有價證券貨幣ヲ取混セ數百圓ニ相當スルモノヲ懷中シ歩キテ屢々料理店其他ニ立寄り金圓ヲ他人ノ面前ニテ數ヘツツ囊中豐カナルヲ誇ルコトアリ又或時ハ〇〇町ニテ夜間裸體トナリ大通ニ立チ蝙蝠傘ヲ逆ニシ其上ニテ燭光ニテ所持金ヲ檢シ居リシコトアリ又裁判所ニ出デテ申請書貼用ノ印紙ヲ負ケテ吳レト云ヒシコトアリ(第二回始末書)

此ノ如クシテ被告ハ金錢上ニ關スルコトト云ヘバ我執ニシテ不條理トナリ之ガ爲メニ争闘ヲ引

起セシコト多シ其事例ハ左ノ如シ

- 一。明治三十七年二月頃ナリシト云フ兼テヨリト占ヲ依頼シ來リタル〇〇金刀羅神社ノ神官ニ易占ヲ請ヒ其占料及ビ先分ノ借越シ數錢ヲモ拂ハザリシノミカ被告ハ貳拾圓金貨ヲ懷中ヨリ取出シ之ヲ神官ニ示シテ曰ク吾ニ餘財アルコト此ノ如シ素寒貧ニモアラザバ返濟セザルコトアラジト云ヒ遂ニ拂ハズシテ立去リシカバ神官跡ヲ追ヒテ之ヲ途上ニ要シテ返濟ヲ迫リシニ被告ハ大ニ怒リテ下駄ヲ擧ゲテ神官ノ頭部ヲ打チ鮮血淋漓タラシメタリ但其時被告ハ微醺狀態ニアリシト云フ
- 二。明治三十八年四月頃仕拂停止トナレル〇〇六十二銀行ニアリシ自己ノ預金ヲ讓渡スコトニツキ角〇某ト會談シタルコトアリシガ其際角〇ガ自己ニ不利益ナル言ヲ發シタリトテ激怒シ突然有リ合フらむ酒ノ空罎ヲ取リテ其頭部ヲ打チ血ヲ流スニ至リタリ此時ニモ被告ハ彼ト共ニらむ酒二本ヲ傾ケ盡シ居タリト云フ
- 三。明治三十八年五月頃被告ガ其所有地ヲ賣却セシコトアリ世話人某ト手数料ノ多寡ヨリ爭論シ互ニ下駄ヲ投ゲ合ヒ被告ハ頭部ニ裂傷ヲ負ヒ今尙其癩痕ヲ留ム(現在證頭部ニ詳記)
- 四。明治三十八年十月二十三日〇〇監獄拘留監ニ在監中ノ舉動ニシテ注目スベキコトハ運動ノ際ニマダ時間中ナルニ中途ニシテ入房ヲ申出ヅルコトアリ談話ハ應答ノ際取留メモナキ事ヲ云フコトアリ信書ハ自ラ之ヲ認ムレドモ文意ニ至リテハ要旨ヲ知ルニ苦シムコト

アリ夜間安眠ニ自費ニテ野菜ヲ求メテ副食物トナシ當日ノ官菜一回分ハ之ヲ辭シタルノ故ヲ以テ其官菜代金參錢ヲ請求セルコトアリタリ（本年十一月二十五日及同二十九日看守部長市〇〇泰上申書）

現在證

（一）身體症狀

身長五尺一寸一分 體重 十二貫百二十匁

體格強壯榮養中等ニシテ筋肉ノ發育尋常ナリ皮膚ハ帶黃褐色ヲ呈シ上身ニ於テハ僅カニ濕ヒタルモ下肢ニ於テハ乾燥粗雜ニシテ表皮ノ剝離アリ足部ハ殊ニ甚ク白粉ヲ散布シタルガ如キ觀アリ指端擦過シ落屑紛々タリ右手ノ指爪ハ滑澤ノ色ヲ失ヒ肥厚ニシテ其質脆弱トナリ破損シ易シ溝渠ノ淺深ヲ爲セシヨリ起レリト云フ

體溫尋常脈搏ハ七十至ニシテ整中等大緊張適度ナリ

頭部ハ後頭結節部ニ孕ミ（？）外形左右相對ナリ頭蓋左側ニ於テ耳顱頂線ニ沿フテ長サ三仙迷ニ互ル線狀癢痕アリ後頭部ニモ亦數點ノ無毛癢痕部散在ス毛髮ハ疎ニシテ半白ナリ

頭形	周	圍	五五・七仙迷	左	右	徑	一六・五仙迷
耳前頭圍			三一・五仙迷	鼻根後頭圍			三四・〇仙迷
耳後頭圍			二二・五仙迷	耳孔徑			一五・〇仙迷

耳顱頂圍	三五・五仙迷	前頭骨額突起徑	一三・〇仙迷
耳下顎圍	二八・五仙迷	耳孔鼻棘徑	一三・五仙迷
前後徑	二一・〇仙迷	耳高	一四・〇仙迷

横徑示數七八・五ニシテ即チ中顱ニ屬ス

顔面ハ左右殆ンド均等ニ發育シ眼窠陷沒シ眼光冷カニシテ濁（？）感情ノ表出甚乏ク顔面神經ニ異常ナシ

鼻梁右側ニ小指頭大ノ陷沒アリ骨缺損部ナリ是レ既往證ニ述ベタル微毒ニ因スルモノナリ

眼球運動ハ尋常ニシテ瞳孔ハ左右均中等大光線調節兩反應共ニ存ス視野稍朦朧トシテ老視輕度ニ存ス

齒列稍不整ニシテ過半ハ脱落セリ口蓋狹隘ナリ

耳殼ニ於テハ兩側共ニダーウ^カン氏棘ヲ認ム其他左右迎珠ノ内面外聽道ニ接スル所ニ漆黒ナル硬毛茂生スルヲ見ル

胸部腹部諸臟器ニ著變ヲ認メズ

運動作用ニ障礙ナシ但手指震顫輕度ニ存シ握力ハ常態ニアリ

筋肉ノ器械的刺戟性著ク興奮スルヲ見ル二頭膊筋三頭膊筋反射及ヒ膝蓋腱反射亢進ス

言語障礙ナク音聲ハ強濁（？）ナレドモ内容大抵明亮ナリ時ニ構音不分明ノコトアレドモ是レ脫

落齒多キニ因スルモノナラン

聽味嗅等諸感覺ニ著變ナシ

痛覺ハ鈍麻シかなり深ク針刺スレドモ僅カニ微痛ヲ訴フルニ過ギズ

(三) 精神證狀

被告ノ姿態ハ稍前屈シテ輕ク首ヲ垂レ顔面ノ表出茫乎トシテ容貌麻痺性ヲ帶ビ對坐スルニ禮容
ナク多クハ俯視ス一度首ヲ擡グレバ冷眼凄然トシテ粗光ヲ放チ傲岸不屈ノ狀貌ヲ呈ス外觀上活
氣磨消セル如クナレドモ彼ノ最モ興味ヲ覺ユルコトニ就イテ會談ヲ試ムルトキハ顔面忽チ紅ヲ
潮シ音聲高調トナリ其態度壯年ノ人ノ如シ例ヘバ父母ノ年齢、狀貌、氣質、父母ノ己レニ對スル
待遇、父兄ノ臨終ノコト、子供達ノ中誰ガ一番可愛カナドヲ問フトキニハ澹然トシテ面上何等ノ
感動ヲモ表ハサズ其間ニハ却ツテ倦怠シ易ク欠伸ヲ混フルモ話頭一タビ被告ノ欲スル所ニ轉ズ
レバ語調モ態度モ忽ニ一變シテ全然別人トナレルガ如キノ觀アリ今石○鑑定人ト被告トノ問答
ヲ左ニ抄記センニ

問『汝さんは毎日無くてはならぬ戸障子のやうなもの迄賣拂ふ癖があるさうだが本當
か』

答『そりや賣りますとも道具なども今欲しいふ人に賣ればこそ價值もある鍋釜の
やうなものも買値よりもよい價が出れば賣拂います金持になつた時と持たぬ時

とは心持が違ひますからね』

『學のない私共のやうな人間には金がなくつてはなりません種があれば手づまも
違ひます』

『例へば一足十二錢の下駄を一時に十足買ふと一足の前で二三錢宛の割引があり
ませうそれをはいて餘り古くならん中に人に賣渡すと元金位で買つて行く人も
ありそれで始終新しい下駄がはける』

明治二十三年ノ頃被告ガ黄金の煙管ヲ製シ之ヲ眞鍮ニテ被包セルヲ何故ナルヤトヲ問フニ
『窃取を避けん爲なり』ト答ヘ何故ニさばかりノ事ニモ心附カザルヤノ語氣ヲ帶ビ又被告ハ未
來ノ希望ニ付キテ娘共ノ持參金附ノ婿ヲ搜サンガ爲メトテ『若し此處(監獄)を出ることが出来
たら大店の飯焚となつて法を敷いて見ようと思ふそれは臍部を奇麗にしてまづいものや甘く食
へる様にする一ヶ所で其法を用ゐなけりや他の店へ行つて下男となる食器を奇麗にすれば其家
が繁昌する繁昌さしてそこから婿を貰ふ名々に持參金附の婿をとらして娘共を一つ家に置かう
と思ふのです』ト語レリ

斯ノ如キ事ヲ談スルトキハ抑揚アル高聲ヲ發シ肩峯ヲ上下シ手ヲ揚ゲ首ヲ振り得々シテ其巧ヲ
誇ルガ如ク上記ノ家族的關係ニ於ケルガ如キ簡單ナル答ヲ以テ満足セズ自ラ進ンデ必要以上ノ
言語ヲ附加シ其爲セシ所語ル所進メテ以テ他人ノ規範トナスニ足ルト信ズルモノノ如シ石○鑑

定人ハ之ヲ評シテ曰ク如上ノ考量ハ彼ノ最モ得意トスル所ノ境地ナリト
 石○鑑定人ハ被告ノ感情界ニ於ケル障礙トシテ道德的情緒及美術的情緒ノ鈍麻ヲ認メ被告ハ家
 族知人ニ對シテ當然アルベキ同情友愛ノ流露殆ンド無ク而モ彼カ徒ニ金錢ヲ得ルヲ喜ビ又之ヲ
 得ントスル方法ヲ樂ムガ如キ劣等ノ感情ノ明ニ存在スルノミナラズ寧ロ異常旺盛ナルヲ認ム之
 ヲ異常ト云フハ彼ガ自ラ富メルニモ關ラズ鍋釜ヲ賣ラントシ又一錢ダモ必要ノ時ニヌラ支拂ヲ
 嫌フガ如キ極端無分別ナルガ故ナリ
 智ノ方面ニ關シテハ表面上感情界ニ於ケルガ如キ著變ハ認ムルコトヲ得ズ何トナレバ彼ハ本日
 ノ明治何年何月何日ナルヤヲ知り周圍ノ人々ヲ認識シ計算モ亦先ヅ尋常ニシテ記憶ハ稍缺漏性
 ナガラ大ナル差誤ナシト云フテ可ナリ彼ハ明治三十八年十月○警察署ノ訊問ニ接シテ武○豐
 ○二百三十圓ヲ貸セシハ明治二十三年六月十日ナルコト明治二十八年八月二十五日其代理人ノ
 來リシコト同年二十三日自分代理人ヲ武○方へ遣セシコト等ヲヨク記憶ス質問ヲ提起スレバ彼
 ハ彼自身ノ腦力ニ應ジテ之ニ適應シタル答ヲ與へ質問ノ内容ヲ解シテ著シク懸絶シタル應答ヲ
 ナスコトナシ故ニ彼レハ表面上智力障礙ナキガ如キ觀アリ然レドモ彼ノ觀念聯合即チ考慮ノ方
 面ニハ著明ナル異常ヲ認ムルコトヲ得ベシ彼ノ思念ハ甚ダ狹隘ニシテ且常ニ同一方向ニ向ヒテ
 進行ス
 病覺 被告ハ病覺ヲ有シ判事ヨリ年月ニ就キテ事實ヲ審問サルルルキハ病氣ナリシ故時日ハ判然

セズト答辯シ又病氣ノ初トシテハ明治二十九年八月ヲ答へ其頃ノ病症トシテハ『醫者に罹る病
 氣ではないのです證書を持歩いたり貸金杯には奇麗にするのがよいものですから財産上の犯人
 とされました』ト云ヒテ(○○地方裁判所第二回公判始末書)病覺アルガ如キモ他ノ時ニ於テ
 ハ『方位に違つたことをしたので災難が来たものと思ひますが別段氣が違つたことと思ひませ
 ん』(○○控訴院公判始末書)ト云ヒ又『私は變りませんと思ひますが人が變つて居ると云ふの
 です』(○○地方裁判所第一回公判始末書)ト云フヲ見レバ彼ハ眞ニ病覺ヲ有スルモノニアラ
 ス

說 明

- 一。被告人ハ可成濃厚ナル遺傳ヲ有シ(父母共ニ神經質ニシテ又兄妹ハ共ニ精神病ニ罹リタリ)幼時ヨ
 リ其性質ハ偏僻ニテアリ(強慾貪婪酷薄)且酒ヲ嗜ミ常習性酒客トシテ今日ニ至リタルモノニシテ
 被告人ハ十分ニ精神病ヲ發スベキ素地ヲ有スルモノナリ
- 二。被告人ハ明治十七年中精神病ニ罹リ幻覺ヲ伴フ躁暴ノ病症ニテアリシガ其後ハ病狀輕快セシノミ
 ニテ全治セズ剛愎ニシテ疑心深ク時ニ家人ニ對スル暴行モアリシニ明治二十八年中病狀再ビ増悪
 シテ躁暴トナリ異様ノ舉動アリ(著衣ノ裏ヲ緋色ニシ位牌ヲ彫ニテ洗ヒ下帶ヲ頭ニ巻キ又ハ帶ト
 スル等)明治三十六年ニ及ビ遂ニ監禁セラレ又其十二月中準禁治産ノ處分ヲ受クルニ至リ明治三
 十五年頃モ同病ノ爲メニ入院セントテ上京セシコトアリ被告公判始末書ニヨレバ被告自カラ明治

三十五年十二月頃『私ハ變りませんと思ひますが人は變つて居ると云ふのです』ト云ヘリ被告人ガ明治十七年ヨリ明治三十五年十二月迄精神病ニ罹リ居タルコトハ之ニヨリテ推知セラレ

三。被告人ハ其後ニ關シテ前鑑定人ノ鑑定間中明カニ精神病ニテアリシヤ否ヤノ言明ナキモ被告ガ屢常ニ異常ノ舉動ヲナセシコトハ記載セラレタリ或ハ常ニ多額ノ證券貨幣ヲ懷中シ或ハ之ヲ料理屋ナド衆人ノ面前ニテ數ヘ示シ或ハ之ヲ夜間大道ニテ裸體トナリテ燭下ニ査視シ或ハ明治二十七八年中酒後又ハ酒ナクニ金錢ノコトニテ他人ト爭鬪セル等ノコトアリ被告人ノ行爲タルヤ要スルニ明治三十五年乃至三十八年間ニモ尋常ニテハアラザリシナリ

四。被告人ハ明治三十八年十月二十三日〇〇監獄入監後ニ於テ運動ノ際時間中途入房ヲ請求シ言談ハ取留メナキコトアリ信書ハ之ヲ讀ムモ要旨ヲ得ルニ苦ミシコト云フ即チ被告人ハ犯罪後二ケ月ナル明治三十八年十月下旬ニ在リテ監獄ニ於テ精神ニ異常アリト認メラレタルナリ

五。被告人ハ現在ニ於テ身體上ニハ頭形及耳形ノ異常精神上ニ於テハ金錢ニ關スル感情智力ノ著ク發達シテ而シテ家族知人其他ニ對スル愛情ノ如キ高尚ナル感情ニ乏シク且是等ニ關スル觀念智力ノ發達十分ナラズ世ニハ此ノ如キ健康者モ少カラザレドモ被告ノ如ク財產ニ餘裕アルニ關ラズ鍋釜障子下駄ノ如キ日用必要品マデ些少ノ利得モアラバ賣拂ハントスルガ如キ極端ニ又失常經ノモノハ第二例ヲ求ムルモ殆ンド得ベキニアラズ利慾心旺盛ニシテ而モ手段ハ殆ンド之ニ副ハズ彼自カラハ種々偏狹異常ナル殖財法ヲ説キナガラ之ヲ以テ深遠宏大ナリ吾子等ノ幼稚ナル頭腦ニテハ到

底我心裡ヲ洞察スルニ勝エズトナスガ如キ彼ノ感情智力共ニ深キ障礙ヲ被ムリ居ルヲ見ルニ足リ石〇鑑定人ノ現在證ニ關スル記載ヲ通覽スレバ被告人ガ明治三十八年十二月中精神病ニ罹リ居タルコトハ明ラカナリ

抑疾病ナルモノハ其ニ罹レル人ヲ親カラ診察セザレバ其有無ヲ云フベカラズ況ンヤ其病症ノ何病タルヤ其經過ノ如何ナルモノナルカヲ判斷スルニ於テヤ身體病スラ然リ況ンヤ精神病ニ於テヤ況ンヤ又其人ガ既往ノ一定時ニ於テ精神ニ障礙アリタルヤ否ヤヲ考究スルニ於テヤ石〇鑑定人ハ被告ノ疾病ヲ以テ貪婪性變質狂者トシ而シテ之ニ從ヒテ其疾病ヲ生來ニシテ幼時ヨリ之レアルモノトシタリ余ハ今被告ノ刑事訴訟記録及石〇、波〇〇二氏ノ鑑定書ニヨリテ被告ノ病狀ヲ案スルニ之ヲ生來トモ貪婪性變質症トモ將タ然ラズトモ他ノ症ナリトモ判定スルコトハ困難ナルヲ覺ユ

然レドモ石〇鑑定人ノ記載ニヨレバ被告ガ現在精神病ニ罹リ居ルコト丈ハ明瞭ナリ其病症ヲバ石〇鑑定人ノ說ノ如ク生來ノモノトセバ勿論ノコト假令然ラズトスルモ被告ガ犯罪當時即チ明治三十八年八月中精神病障礙ヲ患ヒ居タルコトハ略之ヲ推知シ得ベシ何トナレバ被告ハ明治十七年中發病シ其後病勢ニ一弛一張ハアリシモ兎ニ角持續シテ明治三十五年十二月ニ至リ其後トテモ舉動尋常ニアラズシテ且準禁治產者ニテアリシモノノ如ク而シテ其後犯罪ヨリ二月ニモ及バザル時頃ニ於テモ精神異常ノ徵候アリテ現在ノ狀態ニ延及シタルモノナラン此ノ如キ慢性ノ疾病ガ犯罪ノ時頃ヲ劃シテ治愈シテ其後又直ニ再發スルガ如キコトハアルベキ筈ニアラザレバナリ但遺憾ナルハ余ガ被告人ヲ直接診査セザル

爲メニ彼ノ犯罪ト其精神病狀トハ如何ナル關係アリヤヲ説明スル能ハズ又彼ノ犯罪ハ彼ガ自己ノ精神病者タリ又準禁治産者タルトヲ利用シテ故意ニ犯罪不構成ヲ知リナガラ爲シタルモノノ如クナルモ此邊ノ關係ハ果シテ如何ナリヤヲ説明スル能ハザルコトナリトス
之ヲ要スルニ被告ノ精神狀態ハ其刑事訴訟記録及鑑定書ニヨルトキハ生來カ又ハ明治十七年ニ發病シテ今日マデ持續シタルモノニシテ從ツテ明治三十八年八月即チ犯罪ノ當時被告ハ此精神障礙ノ爲メニ知覺精神ヲ喪失シテ是非ノ辨別ヲ缺キタルモノナルコト明カナリ

結 論

右ノ説明陳述ニヨリテ鑑定問題ニ對シテ鑑定人タル余ノ意見ヲ掲記スレバ左ノ如シ

- 一。右本件記録ヲ調査シ被告小○源○○ニ對スル石○○、波○野○ノ各鑑定書ニ記載シアル事項ニ付キ其論決ノ正當ナリヤ否ヤヲ論究スルニ其各項ノ論決ニ付キテハ細大盡ク必シモ同意シ難シト雖モ其大體ニ於テハ其論決ヲ正當ナリト信ズ
- 二。之ニヨリテ余ハ被告源○○ヲ昨年八月中ニ精神ヲ喪失シ是非ノ辨別ナカリシモノト斷定スルコトヲ得ルモノト信ズ

此鑑定ハ明治三十九年五月十七日著手十一月二十四日完了ス

明治三十九年十一月二十四日

東京市本郷區西片町十番地

醫學博士 吳 秀 三

右鑑定書ニ據リ被告ハ犯罪當時知覺精神ノ喪失ニ因リ是非ヲ辨別セザリシモノト認メラレ刑法第七十八條ニ基キ其罪ヲ論ゼザルモノトセラレ○原判決ハ至當ニシテ檢事ノ控訴ハ理由ナシトノ廉ヲ以テ刑事訴訟法第二百六十一條第一項ニ則リ明治三十九年十二月二十二日控訴棄却ノ判決ヲ受ケタリ

第三十二例 謀殺犯被告人根○茂○鑑定書

明治三十九年四月二十六日○○控訴院刑事第三部法廷ニ於テ裁判長判事○○長○判事○○○判事○○○判事○○○判事○○○列席檢事○○○裁判所書記○○○立合ノ上根○茂○ノ被告タル謀殺事件ノ控訴ヲ審判シ余ニ命ズルニ